

言葉もが、言葉かの、
そこからもの。

学校危機管理の手引

～危機管理マニュアル作成のために～
(改訂版)

令和7年12月

島根県教育委員会

誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

い いけん、
島根県



目 次

第1部 学校における危機管理

<u>第1 学校における危機管理</u>	4
<u>第2 危機管理マニュアルの整備</u>	6
<u>第3 危機管理の体制</u>	7
<u>第4 危機発生時の対応</u>	9
<u>第5 対応の評価と再発防止に向けた取組</u>	15
<u>第6 消費者事故等への対応</u>	16
<u>第7 情報公開等への対応</u>	17

第2部 事項別危機管理の要点

第1章 学校保健・学校給食

<u>第1 感染症（結核・麻しん等）の発生</u>	22
<u>感染症（結核・麻しん等）発生時の対応</u>	23
<u>第2 食物アレルギー</u>	25
<u>学校における食物アレルギーの発生時の対応</u>	26
<u>第3 学校給食への異物（危険な異物）混入</u>	27
<u>学校給食への異物（危険な異物）混入発生時の対応</u>	28
<u>第4 寄宿舎における食事への異物（危険な異物）混入</u>	29
<u>寄宿舎における食事への異物（危険な異物）混入発生時の対応</u>	30
<u>第5 学校給食による食中毒</u>	31
<u>学校給食による食中毒発生時の対応</u>	32
<u>第6 寄宿舎における食事による食中毒</u>	33
<u>寄宿舎における食事による食中毒発生時の対応</u>	34
<u>第7 飲料水の汚染</u>	37
<u>飲料水の汚染発生時の対応</u>	38
<u>第8 光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、松くい虫防除剤空中散布など</u>	39
<u>光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、松くい虫防除剤空中散布被害発生時の対応</u>	40
<u>第9 熱中症</u>	41
<u>熱中症発生時の対応</u>	44

第2章 学校安全

<u>第1 風水害発生時の対応</u>	46
<u>風水害発生時の対応</u>	47
<u>第2 地震発生時の対応</u>	50
<u>地震発生時の対応</u>	51
<u>第3 火災発生時の対応</u>	52
<u>火災発生時の対応</u>	53
<u>第4 学校防犯（外部からの侵入者・不審車両対応）</u>	54
<u>外部からの侵入者（不審車両）による傷害事件発生時の対応</u>	55
<u>第5 授業中の事故</u>	56
<u>授業中の事故への対応</u>	57
<u>第6 部活動中の事故</u>	58
<u>部活動中の事故発生時の対応</u>	59
<u>第7 登下校中の事故</u>	61
<u>登下校中の事故発生時の対応</u>	62
<u>第8 放課後支援活動（放課後子ども教室・放課後児童クラブ・ハッピーアフタースクール）中の事故</u>	63
<u>放課後支援活動（放課後子ども教室・放課後児童クラブ・ハッピーアフタースクール）中の事故発生時の対応</u>	64

<u>第9 クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応</u>	65
<u>クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応</u>	66
<u>第10 弹道ミサイル発射に係る対応（Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合）</u>	67
<u>児童生徒が学校に滞在している場合の対応</u>	70
<u>児童生徒が登下校中の場合の対応</u>	71
<u>児童生徒が校外で課外活動中の場合の対応</u>	71
第3章 学校生活上の問題	
<u>第1 いじめ</u>	73
<u>いじめ発生時の対応</u>	75
<u>第2 暴力行為</u>	76
<u>暴力行為（対教員暴力）発生時の対応</u>	78
<u>第3 自死予告（自死企図）</u>	79
<u>自死予告があった場合の対応</u>	80
<u>第4 児童虐待</u>	81
<u>児童虐待を把握した時の対応</u>	82
<u>第5 家 出</u>	83
<u>家出発生時の対応</u>	84
<u>第6 人権に関わる問題事象</u>	85
<u>人権に関わる問題事象発生時の対応</u>	86
<u>第7 性暴力被害・性的虐待・デートDV等</u>	87
<u>性暴力被害・性的虐待・デートDV等把握時の対応</u>	88
第4章 教職員	
<u>第1 体 刑</u>	90
<u>体罰発生時の対応</u>	92
<u>第2 性暴力</u>	93
<u>性暴力発生・把握時の対応</u>	96
<u>第3 教職員の交通事故</u>	97
<u>教職員の交通事故発生時の対応</u>	98
<u>第4 個人情報の管理上のトラブル</u>	99
<u>個人情報の管理上のトラブル発生時の対応</u>	101
<u>第5 ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）</u>	102
<u>ハラスメント発生時の対応</u>	103
<u>第6 教職員のメンタルヘルスへの対応</u>	104
<u>教職員のメンタルヘルスへの対応</u>	105
<u>県教育委員会担当課一覧</u>	106
<u>危機事案項目と報告様式一覧</u>	109
<u>『学校危機管理の手引』改訂の経過</u>	114

第Ⅰ部 学校における危機管理

言葉もが、言葉かの、
そこからもの。

第1 学校における危機管理

1 学校における危機管理の目的

- ・ 児童生徒（注）や教職員の命や身体を守り、安全を確保すること
- ・ 児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- ・ 児童生徒の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること

（注）幼児についても原則として本手引の対象とする。

なお、報告先等は各市町村教育委員会で別に定める。

（参考）「危機管理」とは

人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること（文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」平成18年3月）

2 危機管理の取組

- ・ 未然防止に向けた取組（事前の危機管理）
- ・ 危機発生時の対応（発生時の危機管理）
- ・ 対応の評価と再発防止に向けた取組（事後の危機管理）

（1）未然防止に向けた取組

- ① 過去に発生した事例の危機発生の原因や経過等の分析・検討、また児童生徒・保護者・地域の方々等から情報収集により、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決するよう取り組む。
- ② 日頃から、一人一人の児童生徒への継続的な支援や施設・設備に関する定期的な点検等を行い、危機の未然防止に努める。

【具体的な取組】

- ・ 緊急連絡体制の整備（年度当初）
- ・ 危機管理マニュアルの整備・見直し等危機管理に関する文書の整理
- ・ 学校内の施設、設備の点検
- ・ 危機管理に関する研修・訓練の実施
- ・ 安全教育の実施

（2）危機発生時の対応

危機が発生した際、児童生徒・教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限にとどめるため、迅速かつ適切に対応する。

【具体的な取組】

- ・ 冷静な初動対応（状況の把握、応急対策の実施）
- ・ 組織的な対応（必要な人員の確保、体制の早期確立、本格的な対策の実施）
- ・ 記録の作成・保存
- ・ 報道機関への対応
- ・ 心のケア等のきめ細かい対応

（3）対応の評価と再発防止に向けた取組

危機発生時に行った対応を評価し、危機を教訓とした再発防止に向けた取組を実践していく。

【具体的な取組】

- ・ 危機管理対応の評価、発生原因の分析
- ・ 再発防止策の検討・実施

【参考】法律等で定められた危機管理に関する計画等

学校は、法律等で定められた計画、要領等を作成し、危機管理に取り組まなければならない。

1 学校保健安全法

(1) 学校保健計画の策定等 (法第5条)

「学校保健計画」は、児童生徒及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、法で規定された「児童生徒及び職員の健康診断」、「環境衛生検査」、「児童生徒等に対する指導」に関する事項について策定し、実施する。

- ・ 保健教育に関する事項（感染症及び食中毒の予防）
- ・ 健康管理に関する事項（健康診断の実施及び事後措置、健康観察の実施、定期及び日常の環境衛生検査の実施など）
- ・ 保健に関する組織活動（危機管理体制の整備、教職員を対象とした研修、学校保健委員会など）

(2) 学校安全計画の策定等 (法第27条)

「学校安全計画」は、生活安全（防犯を含む）、交通安全、災害安全（防災）の3つの分野に対応した総合的な安全対策を講ずるために策定し、実施する。

- ・ 安全教育に関する事項（防犯教育、避難訓練、校外学習の事前指導など）
- ・ 安全管理に関する事項（施設設備の点検、児童生徒の安全確保に関する点検など）
- ・ 安全に関する組織活動（体制の整備、教職員を対象とした研修や訓練、学校安全委員会など）

(3) 危険等発生時対処要領の作成等 (法第29条)

「危険等発生時対処要領」は、危険等発生時に、教職員が適切かつ迅速な対応を図るために作成する。（本手引において学校が作成することとしている「危機管理マニュアル」は、「危険等発生時対処要領」（法第29条）に該当する。）

2 県立学校規程、市町村立小中学校管理規則

(1) 学校警備及び防災の計画の作成

県立学校は、「学校警備及び防災の計画」を作成し、その責任分担を定め、毎年5月1日までに県教育委員会に報告するとともに、その計画に基づき、毎学期1回以上の訓練を行わなければならない。（[島根県立高等学校規程](#)第42条、[島根県立特別支援学校規程](#)第38条）

市町村立学校は、それぞれの小中学校管理規則に従い、同様の計画の作成・報告、訓練を行う必要がある。

第2 危機管理マニュアルの整備

1 危機管理マニュアルへの記述事項

マニュアルの作成・見直しにあたっては、本手引を踏まえるとともに、文部科学省等が作成したマニュアル等を参考にし、随時最新の情報に更新する。

その際、犯罪の発生状況等を含む学校や地域の安全に関する実態、児童生徒の実態、学校規模、地域の関係機関・団体などの協力体制、学校施設の状況等を考慮する。

なお、マニュアル作成後、教職員が共通理解のもとに適切かつ迅速な対応を行えるようにするために、マニュアルに基づくシミュレーションを定期的に行い、教職員の習熟を促すとともに、不都合な点や状況の変化があった場合は、その都度マニュアルの見直しを行う必要がある。

<危機管理マニュアルの主な記述事項>

(1) 対象とする危機

想定される危機(事件・事故等)の項目を明確にし、具体的に記述する。

(2) 対応のポイント

① 未然防止

想定される事項ごとに、未然防止に向けた取組、平常時から心がけ行うべき取組を記述する。

② 危機発生時以降

想定される事項ごとに、対応の流れを図示して記述する。

(3) 情報収集

平常時から、あるいは危機発生時以降の取組を行ううえで情報収集すべき内容について記述する。

(4) 危機発生時の連絡経路

危機発生時の連絡体制、経路について図示する。

2 危機管理マニュアル作成上の留意点

(1) 最悪の状況を想定すること

過去に発生した事例を教訓として、危機発生時の指示・連絡方法、被害状況の把握及び救命措置、警察・消防等との連携等、各校の実態にあわせて想定する。

(2) 必要な対応、手順を明示すること

危機発生時の混乱した状況の中でも、教職員が児童生徒等のとるべき行動を適切かつ迅速に指示できるよう、あらかじめ手順・役割分担を明示して、対応に習熟する必要がある。管理職などへの情報伝達経路・伝達方法を明確にしておくとともに、管理職不在時の対応もあらかじめ定め、教職員に周知する。

(3) 関係機関等の連絡先を明示すること

一刻を争う事件・事故等を想定し、警察・消防・病院などの緊急連絡先一覧表を各所に備え、速やかな連絡ができるような準備が必要である。関係機関や保護者等外部への連絡をとる場合、憶測に基づかない正確な情報を提供するよう努め、混乱が発生しないようにする。

(4) 関係機関等から助言を得ること

警察、消防、学校医等の意見を取り入れながらマニュアルを作成することで、関係機関との連携を深めることにも通じ、より実効性のあるマニュアルづくりが可能となる。

(5) 関係機関等との連携を図ること

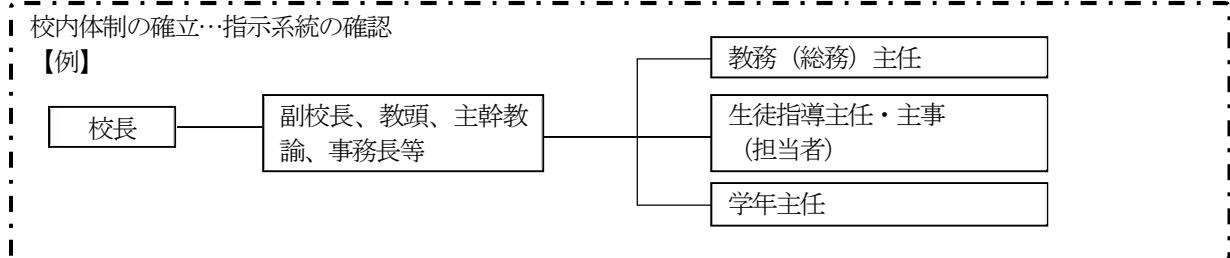
作成したマニュアルを関係機関に配布し、関係機関とともに危機発生時の対応方法を共有し、連携した対応を図ることが必要である。

第3 危機管理の体制

学校の危機管理は、学校内外における学習時はもちろん、通学時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理や、校長、教頭、あるいは安全担当の教職員が不在の場合の危機管理など、様々な場面を想定しておく必要がある。

また、非常時用連絡手段の確保、緊急連絡先の掲示、保護者や関係機関への連絡方法の明確化など、あらかじめ通信手段を確保する。

1 平常時の体制



【校長】

学校における危機管理の最高責任者として、学校における危機管理体制の確立に万全を期すとともに、平常時の未然防止対策を統括する。

【副校長、教頭、主幹教諭、事務長等】

校長の指示に基づき、平常時には未然防止に向けた取組（想定される危機に対する安全点検、危機管理マニュアルの再点検・他の職員への周知徹底、研修や訓練の企画・実施等）を行う。

（ケース対応例）校外活動時の体制

（1）引率教職員と学校との連絡方法の明確化

- 引率教職員への連絡方法（携帯電話など）及び活動場所・時間を職員室内の黒板に記載するなどの方法で、連絡が確実にとれる体制を整備する。
- 引率教職員は、何事がなくとも定時に学校に連絡を入れ、活動の状況を報告する。

（2）校外活動開始時の児童生徒への指導

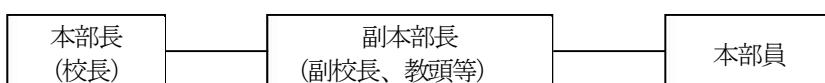
- 緊急時の連絡先、集合場所を周知しておく。
- 危機的状況に遭遇した場合の児童生徒が取るべき対応（大声で助けを求めるなど）について具体的な指示を行う。
- 宿泊を伴う活動の場合、避難経路の確認、避難後の集合場所、人員確認の方法等を明確にしておく。

2 危機発生時の体制

重大な危機が発生した場合、当該危機への適切かつ迅速な対応を行うため、校内危機管理対策本部を設置する。

校内危機管理対策本部の体制(役割分担)

【例】



- 総括
- 警察・消防等の関係機関への対応
- 教育委員会との連絡
- 保護者への対応（全体）
- 報道関係への対応 など

- 学校安全担当
- 情報収集担当
- 庶務担当
- 保護者担当（個別）
- 児童生徒担当
- ケア担当 など

【参考1】危機時の校内役割分担

(文部科学省平成21年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ資料より抜粋)

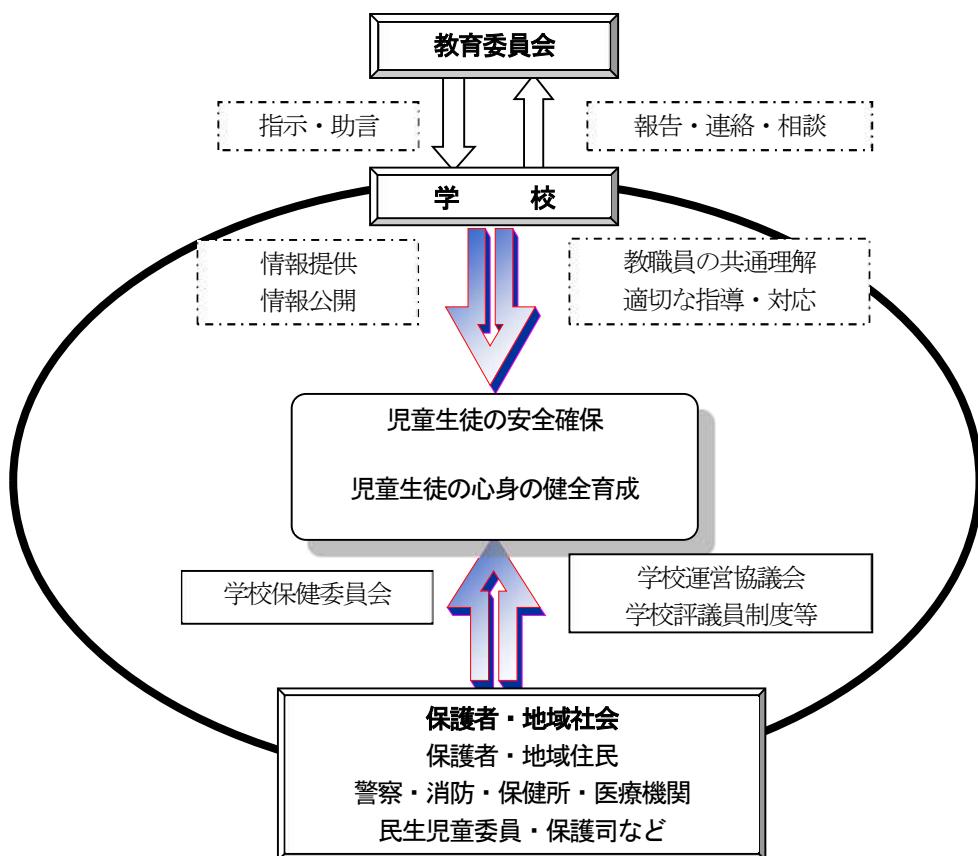
- 危機時には校長など管理職、当該担任、養護教諭等の負担が大きくなります。これら教職員の負担を軽減し、その役割に集中できるように、たとえば、次頁のような担当者を置いて役割分担をしてはどうでしょうか。現実には一人で何役をこなさなければなりませんし、校長自ら行ったり、教育委員会職員が担ったりする役割も出てきます。
- これらの役割分担は平時に決めて備えておく必要があります。単純に校内分掌をあてるといざという時に機能しないことがあるかもしれませんので、適材適所を考慮してください。また、あらかじめ代理を決めておいてください。

危機時の校内役割分担の例

- 保護者担当…保護者会の開催やPTA役員との連携を担当します
- 個別担当…遺族など個別の窓口になります
- 報道担当…報道への窓口
- 学校安全担当…校長や教頭の補佐、学校安全対策、警察との連携などを担当します
- 庶務担当…事務を統括します（事務長など）
- 情報担当…情報を集約します
- 総務担当…各学年を統括します（教務主任など）
- 学年担当…各学年を統括します（学年主任など）
- ケア担当…ケアを統括します（養護教諭、教育相談担当者）

【参考2】保護者・地域社会との連携

普段から保護者・地域社会との連携に努め、危機発生時等における対応が適切かつ円滑なものとなるよう努めることが重要である。



第4 危機管理発生時の対応

1 冷静な初動対応

危機発生時、限られた時間・人員の中で、可能な限り客観的で正確な事実を把握するよう努め、最優先事項は何かを見極め、応急対策に取り組むなど、冷静な対応を心がける。

<最優先事項の例>

(1) 状況の把握

- ・可能な限り客観的で正確な事実を把握

(2) 児童生徒の安全確保

- ・児童生徒の避難誘導（安全な場所の確保、誘導方法等の明確な指示など）
- ・負傷した児童生徒がある場合の応急処置体制（応急手当、氏名・人数確認など）

(3) 関係者、関係機関等への連絡

- ・管理職への報告、他の教職員への連絡
- ・警察、消防（救急車の要請）への連絡（けが等の状況、人数、場所の正確な連絡など）
- ・事件・事故等に遭遇した児童生徒の保護者への連絡
(事故等の概要説明、けが等の状況、搬送先など)
- ・教育委員会への連絡（事故等の概要説明、今後の対応等について指導・指示を得るなど）
- ・PTAの役員、地域の役員、学校医等への連絡
(事故等の概略説明、今後の対応等への協力依頼など)

2 組織的な対応

校長のリーダーシップのもと、早急に危機管理の体制を確立し、必要な人員の確保、役割分担の明確化、適切な情報管理、児童生徒等への対応に努める。

- (1) 管理職のリーダーシップ（児童生徒・教職員等への適切な指導・指示など）
- (2) 管理職の指示のもとでの一元的な組織対応（必要な人員の確保、役割分担の明確化、校内危機管理対策本部の設置、情報集約先の一元化）
- (3) 正確な情報収集と情報の共有化、記録の作成・保存、組織外への適切な情報提供
- (4) 児童生徒等への対応（状態把握、健康観察、健康相談、心のケア、保護者への引き渡しなど）

3 記録の作成・保存

時系列で正確かつ詳細な記録の作成・保存を行う。

(1) 事故・事件等の概要

- ・発生日時、関係児童生徒名、事故の内容、被害の状況、動機、原因

(2) 学校の連絡及び対応状況（事前・事後も含む）

- ・児童生徒及び保護者、教職員、PTAなど（時系列で）

(3) 警察等関係機関との連携状況

- ・連絡日時、連携の内容など

(4) 報道機関への対応

- ・取材日時、報道機関名・連絡先、学校の対応者、説明内容など

4 報道機関への対応

報道機関への対応は、説明する事実の整理、個人情報の保護、誠意ある対応が求められる。それに加えて、どの報道機関に対しても、公平に情報を提供することが必要である。

報道機関の取材に対しては、児童生徒・保護者等への配慮や適切な取材時間・撮影場所の設定を依頼するなどの適切な対応が求められることにも留意する。

(1) 窓口の一本化と報道機関への依頼事項の明確化

報道機関への対応責任者を一本化することで、報道機関への正確な情報提供、公平な対応及び一貫した取材の配慮依頼などの対応がし易くなり、混乱が生じにくくなるなど情報の取扱がスムーズになる。窓口になった者は時系列で正確な取材記録を作成・保存すること。

(2) 正確かつ誠意ある回答

確認できている事実とそうでないことを明確にして回答を行う。回答に当たっては、質問の意図を確認し、回答できる範囲で、誠意ある対応に努めることが重要である。また、報道機関の担当者の名前・連絡先は必ず記録し、説明時以降に新しい事柄が発生し説明内容の変更が必要ある場合、説明内容と異なるような記事が出た場合に連絡できること。

(3) 関係機関との連携と教育委員会の役割

教育委員会等と連携を図り、記者会見を開く際の留意事項等の報道対応について助言を得る。

特に、社会的に影響が大きい事件・事故等においては、警察・消防・保健機関等、複数の機関が関与するため、報道対応の際には、関係機関相互に情報を確認し合うなど、関係機関同士で齟齬が出ないよう情報共有を行い、混乱が生じないようにする。

その際、教育委員会は、人員を速やかに学校へ派遣し、関係機関との連携・調整などを学校とともにを行う。

【参考資料】報道発表資料作成のポイント

(島根県広聴広報課「広報マニュアル」より関係部分を抜粋・編集)

(1) 報道発表資料の項目（事件・事故の場合）

- ① 日時
 - ② 事件事故の状況（被害、症状など）
 - ③ 場所
 - ④ 原因
 - ⑤ 関係者（住所、氏名、年令、職業など）
 - ⑥ 当面の処置
 - ⑦ 今後の対応
 - ⑧ 今後の対策、方針
- 添付：付近の略図

(2) 問合せ先の明示

- ① 資料の1ページ冒頭に必ず次の項目を入れること。
1記者発表の日 2担当所属名 3担当者名（複数が望ましい） 4電話番号（市外局番から）

(3) 資料のまとめ方

- ① 簡潔に、要領よくポイントをおさえて
 - ・ A4版用紙に1～2枚程度にまとめる。
 - ・ 5W2Hの原則に基づく。（上述「報道発表資料の項目」参照）
 - ・ 災害情報、食中毒など状況に応じ順次発表するものは、タイトルに「第〇報」を明示する。
- ② 分かりやすく、読みやすく
 - ・ 専門用語を避け、分かりやすい用語を使う。
 - ・ 専門用語の使用がやむを得ない場合は、解説を加える。
 - ・ 氏名や地名などの固有名詞・読みにくい言葉には、フリガナを付ける。

5 心のケア

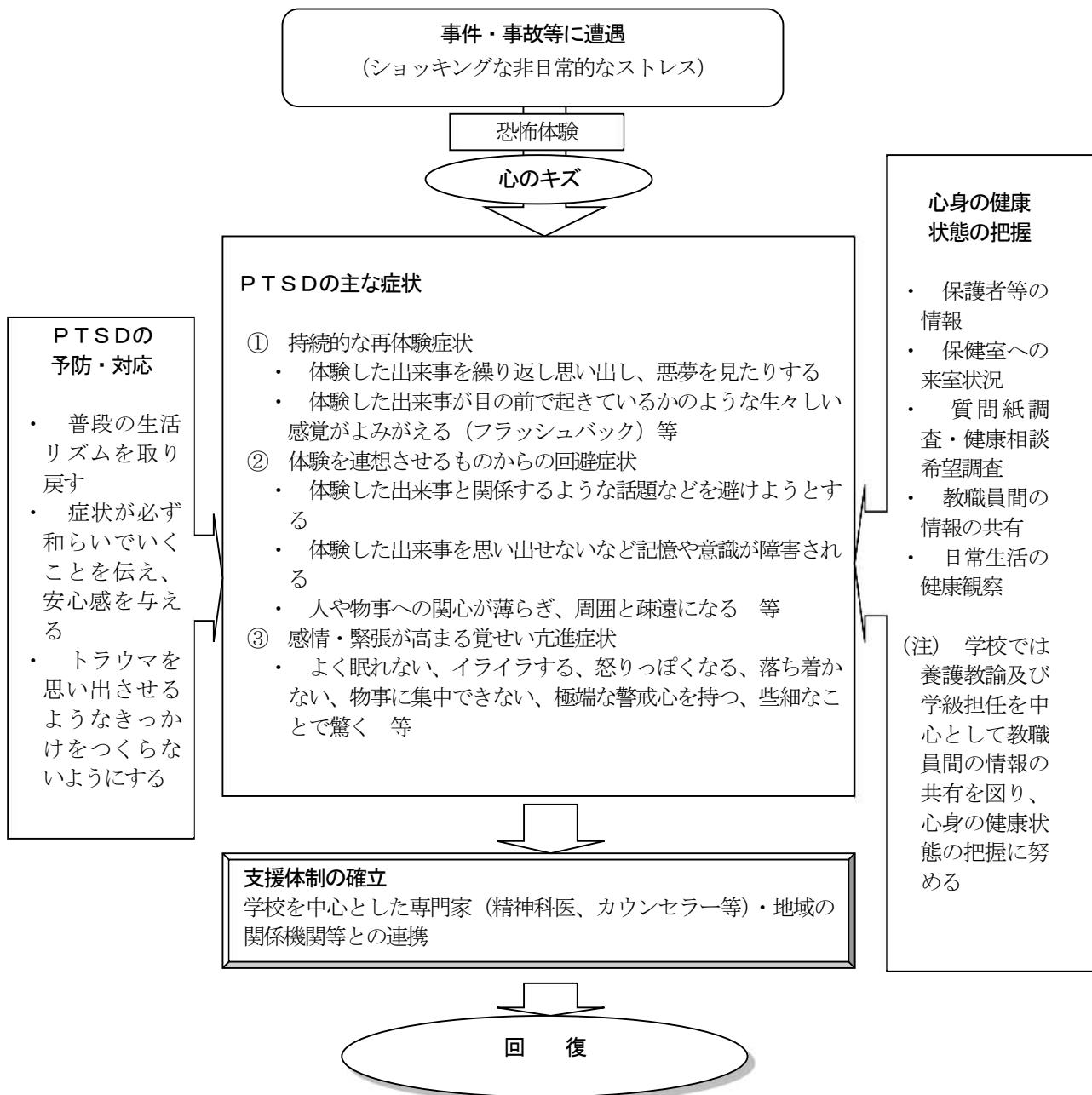
大きな事件、事故、災害等が発生し、児童生徒に強いストレスが加わると、種々の心の健康問題を呈することがある。例えば、「その時の出来事を繰り返し思い出す」、「遊びの中で再現する」などの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すことがある。このような状態が4週間以上続く場合を「外傷後ストレス障害（PTSD）」と言う。

心の健康問題については、児童生徒の発達段階、危機発生時の状況の程度や危機が生じてからの時間経過によって、その内容と特徴に差が見られる。これらを正しく理解するとともに、学校と家庭が協力して専門家や専門機関等と連携を図りつつ、注意深く教育的な配慮を行っていく必要がある。

そのためには、日ごろから、きめ細かな健康観察を実施し、危機に直面したことによる心身の健康状態の変化を的確に把握できるようにしておくことが必要である。

また、心の健康問題については、気軽に相談することをためらう傾向があるとの指摘もあることから、学級担任や養護教諭など、身近な人に気軽に相談しやすい体制づくりや、必要に応じて専門家等の相談を受けやすい環境をつくることが大切である。

(1) PTSDの予防・対応



(文部科学省『「子どもの心のケアのために」－災害や事件・事故発生時を中心に－』(平成22年7月) から)

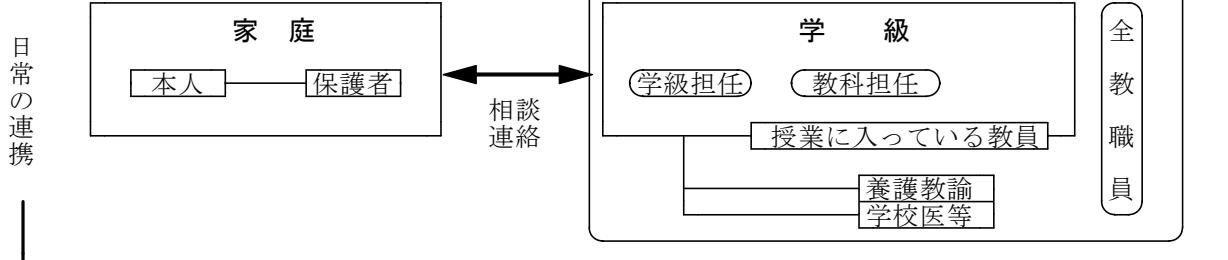
(2) 危機発生時等における心のケアに関する校内体制づくり（例）

※各学校の実情に応じ機能的な体制づくりを行う

○○○立○○○小学校

- [平 常 時] ■心身の健康状態の把握（全教職員による朝の健康観察・日常の観察）
■心のケアに関する教職員の研修（児童理解のための定期の職員会議：月1回及び随時）

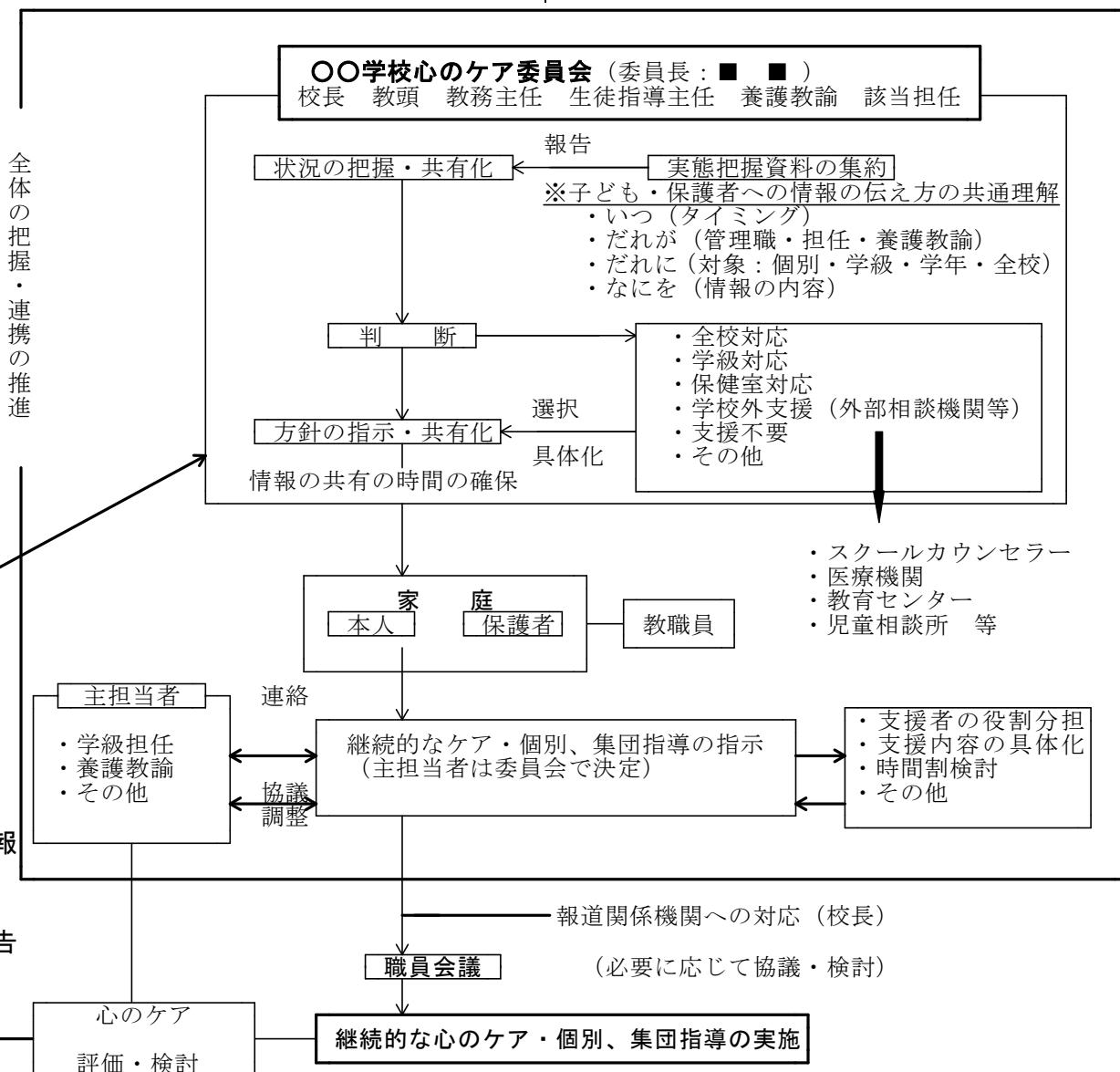
※健康観察の集計・共有・活用



〔危機発生時〕

- 正確な情報の把握
- 安否の確認（自然災害時）
- 心身の健康状態の把握（子ども・保護者・教職員）

- PTA・地域機関との連携
- 教育委員会への情報提供
- 報道機関への対応



(文部科学省『「子どもの心のケアのために」－災害や事件・事故発生時を中心に－』(平成22年7月) から)

【参考資料】心身の健康調査票（こころとからだのチェックリスト）の例

(文部科学省『「子どもの心のケアのために」－災害や事件・事故発生時を中心に－』(平成22年7月) から)

災害や事件・事故などの発生により混乱した学校現場では、子どもは一見元気そうにしていても、心の傷は見えにくい。必要に応じて心身の健康調査票などを活用して、心身の健康状態の把握を行う。

1 小学校の例

実施日 年 月 日

ねん くみ ばん なまえ

男・女

「こころとからだのチェックリスト」

わたしたちのこころとからだは、とてもかなしいできごとのあとで、いろいろな変化をします。

それは、だれにでもおこることです。でも、これをこのままにしておくのはよくありません。自分のこころやからだのようすを、知ることが大切です。

そこで、「こころとからだのチェックリスト」を使って、この1週間の間に変わったことがあったかみてみましょう。

こたえかた：自分があてはまると思う番号に○をつけてください。

- 1 ないない
- 2 ない
- 3 ある
- 4 あるある

	1	2	3	4
	ない	ない	ある	ある
1	ない	ない	ある	ある
2	ない	ない	ある	ある
3	ない	ない	ある	ある
4	ない	ない	ある	ある

1 しんぱいでいらいらしておちつかない	1	2	3	4
2 むしやくしやしてらんぼうになる	1	2	3	4
3 すぐかつとするようになった	1	2	3	4
4 よくねむれない	1	2	3	4
5 あたまやおなかがいたくなる	1	2	3	4
6 ちいさいおとにびっくりする	1	2	3	4
7 かなしいかんじがする	1	2	3	4
8 かなしかつたことのゆめをみる	1	2	3	4
9 こわいことをおもいだす	1	2	3	4
10 かなしかつたことのあそびをする	1	2	3	4
11 かんたんなことができなくなつた	1	2	3	4
12 すぐわすれたりおもいだせない	1	2	3	4
13 ひとりぼっちになつたきがする	1	2	3	4
14 じぶんのせいだとおもつてしまう	1	2	3	4
15 ひとがまえよりすきになった	1	2	3	4

- ・ 今の気持ちを書いてみましょう。絵をかいてもいいですよ。

- ・ 気になることがあつたら、先生に相談しよう。

2 中学校・高等学校の例

年 組 番氏名

実施日 年 月 日
男・女

「心と身体のチェックリスト」

私たちの心と身体は、とても悲しい出来事の後では、いろいろな変化をすることがあります。皆さんだけでなく、保護者の方や他の大人の方々も同じことで、とても自然なことです。でもこれをそのままにしておくのは、よくありません。

そこで、「心と身体のチェックリスト」を使って、この1週間の間に変わったことがあったかみてみましょう。

回答の仕方：以下の問^いに對して、あなたにあてはまる番号に○をつけて回答してください。

- 1 全くあてはまらない
- 2 あまりあてはまらない
- 3 ややあてはまる
- 4 よくあてはまる

	1	2	3	4
全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	よくあてはまる	

1 心配でイライラして落ち着かない	1	2	3	4
2 気持ちがむしやくしやしている	1	2	3	4
3 時々、ボ一っとしてしまう	1	2	3	4
4 すぐかつとするようになった	1	2	3	4
5 だれかに怒りをぶつけたい気持ちが強くなった	1	2	3	4
6 眠れなかつたり、途中で目がさめてしまう	1	2	3	4
7 身体がだるく感じる	1	2	3	4
8 腹痛や頭痛がすることが多い	1	2	3	4
9 ちょっとした音にびっくりする	1	2	3	4
10 胸がドキドキしたり、苦しくなる	1	2	3	4
11 悲しい気分になる	1	2	3	4
12 そのことの夢やこわい夢を見る	1	2	3	4
13 不意にこわい事を思い出す	1	2	3	4
14 またあんなことが起こりそうで心配だ	1	2	3	4
15 楽しいことが楽しく思えない	1	2	3	4
16 勉強に集中できない	1	2	3	4
17 根気がない	1	2	3	4
18 時々、自分を傷つけたくなることがある	1	2	3	4
19 希望がもてない	1	2	3	4
20 自分の居場所がないように感じる	1	2	3	4
21 本当の自分を理解されていないように感じる。	1	2	3	4
22 私を認めてくれる人はいないように思う	1	2	3	4
23 どんなにがんばっても意味がないと思う	1	2	3	4
24 悩みを話せる友人がいない	1	2	3	4

- 今の気持ちを具体的に書いてみましょう。絵でもいいですよ。

- 相談したいことがあつたら、先生方に相談するようにしましょう。

第5 対応の評価と再発防止に向けた取組

1 危機管理対応の評価

事態の収束後、危機発生時に行った対応について、作成した記録等から、評価・分析を行い、問題点、要改善点を抽出する。

評価の観点

(1) 初期対応

- ・児童生徒の安全確保が適切に行われたか
- ・校内での緊急連絡体制はきちんと機能したか
- ・関係者、関係機関への連絡は適切に行われたか
- ・情報収集・管理は適切に行われたか 等

(2) 初期対応以降

- ・児童生徒への対応が適切に行われたか
- ・校内危機管理対策本部等の危機管理体制を構築したか（人員、役割分担、情報伝達等）
- ・関係者、関係機関との連携が適切に行われたか
- ・関係者や報道機関への適切な情報提供が行われたか 等

(3) 危機管理マニュアル

- ・マニュアルの理解は十分だったか
- ・マニュアルに基づいた適切な対応が行われたか
- ・マニュアルに問題点はなかったか 等

2 再発防止に向けた取組

- ・評価・分析等によって得た問題点、要改善点等に基づき、再発防止策を検討する。その際、学校運営協議会、学校評議員会や学校保健委員会等関係者や有識者等の意見を聞く機会を設ける。
- ・とりまとめられた再発防止策に基づいて、学校安全計画や危機管理マニュアルを見直し、修正する。
- ・速やかに再発防止策を講じる。

第6 消費者事故等への対応

1 消費者事故等への対応

学校給食への異物混入（第2部第1章2参照）、授業中や部活動中に器具等を使用して発生した事故（第2部第2章5、6参照）等について、消費者安全法に定める「消費者事故等」に該当すると思われる場合は、「消費者事故等の通知について（通知）（島教総第656号平成21年11月12日付）」により、以下の報告経路により報告、相談を行う。

なお、学校給食における食中毒については、別途文部科学省に報告をすることになっているため、消費者事故等の報告は不要である。

<消費者事故等の例> （平成21年9月1日付、消費者庁消費安全課・消費者情報課、文部科学省大臣官房総務課連名の事務連絡に記載された例）

- (1) 生命、身体に関する重大事故等（[消費者安全法](#)第2条第6項各号、第12条第1項）

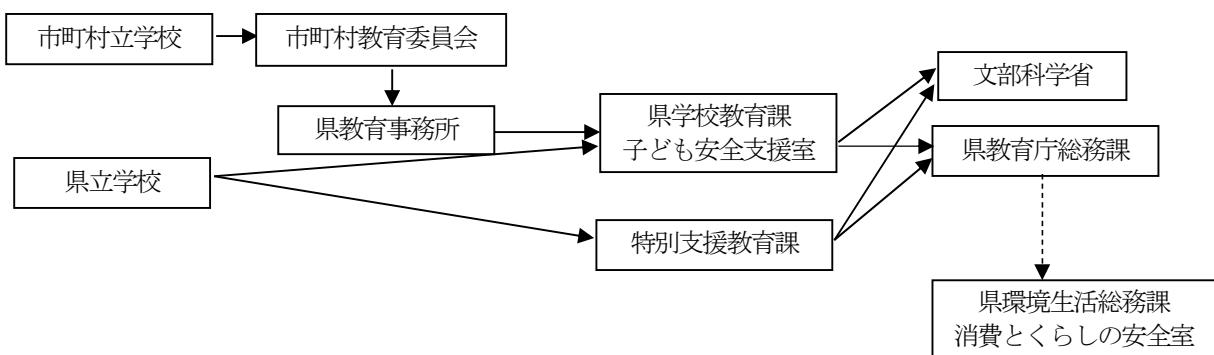
学校に設置されている天窓において、児童生徒等の不適切な方法による使用や、防護柵の設置等の安全対策の不備により、児童生徒等が転落し死亡などの重大な結果を招いた事例。

- (2) 生命、身体に関する消費者事故等（[消費者安全法](#)第2条第5項第1号及び2号、第12条第2項）

学校に設置されている遊具において、児童等が通常の使用方法により使用していたにもかかわらず、当該遊具の構造の欠陥等により発生した事故であり、例えば、当該事故が発生した遊具と同一様式の遊具が広範な地域で使用されているなど被害拡大が懸念される事例

【消費者事故等発生時の県教委の報告経路図】

報告書様式：[消費者事故等通知様式](#)



第7 情報公開等への対応

1 情報公開等への対応

学校の教育方針・教育活動などの情報を普段から保護者・地域に提供することは、学校に対する理解と協力を得るためにも、保護者・地域と問題解決に当たるためにも重要な取組である。その際、個人のプライバシーに最大限の配慮をすることが求められる。

一方、学校における情報公開の実施は、各設置者（県または市町村）が定める条例によることとなるため、取扱等について理解しておく必要がある。

(1) 平素の学校での取組

① 客観性の高い文書の作成

指導要録などの記述にあたって、記載の留意事項を学校で作るとともに、指導要録等の点検にも配慮し、客観性の高い文書の作成に努める。事故報告の作成に当たっては、きちんとした事実確認を行い、記載事項についても該当者に確認を取るなどの取組が重要である。

② 児童生徒、保護者との緊密な連絡体制づくり

平素から、児童生徒及び保護者からの様々な意見などに、誠意をもって対応することを通じて信頼関係をつくる取組が必要である。

(2) 情報公開の請求等がされた場合の留意点

県立学校においては、県の条例上、校長の判断で文書の公開・非公開を決定することとされているが、教育委員会と連携をとり、公開・非公開の基準を明確にする。また、個人情報の開示を当該本人が請求した場合は、個人情報保護条例の規程に基づいた対応を行う。

市町村立学校においては、それぞれの市町村が制定している「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」の定めるとこ ろにより、情報公開を実施する。また、各市町村教育委員会と緊密に連携を取って対応する。

【参考資料】島根県教育委員会危機管理対策本部設置要綱（最終改正令和7年4月1日）

（目的）

第1条 県立学校、市町村立学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）における事故等の発生等の事案に対し、迅速かつ機動的な対応及び支援を行うため、島根県教育委員会危機管理対策本部（以下「本部」という。）を置く。

（対象事案等）

第2条 前条に規定する事案は、「学校危機管理の手引（改訂版）」（平成22年11月島根県教育委員会策定）で分類した事項(1)学校保健・学校給食、(2)学校安全、(3)学校生活、(4)教職員、を基本とし、学校等における児童生徒及び教職員の安全と県民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態とする。

2 地震、風水害、原子力災害にかかるものについては、それぞれ対応を定めた計画、体制による。

（所掌事務）

第3条 本部は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事故等の情報の共有化及び担当課が対応する業務の確認並びに関連機関等との連携に関すること。
- (2) 重大事故発生時の学校等及び市町村教育委員会に対する指導・助言その他現地における支援に関すること。
- (3) 学校等における危機管理体制の整備に関すること
- (4) その他対応にあたって必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表第1に定める職にある者をもって充てる。

（職務）

第5条 本部長は本部を代表し、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。なお、職務代理の順位は、下記のとおりとする。

第1職務代理者	副教育長
第2職務代理者	教育監
第3職務代理者	教育次長
第4職務代理者	教育次長（学校体育）

3 本部員は本部長の命を受け、本部の所掌事務を処理する。

4 本部長及び副本部長ともに事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

本部長は、必要があると認めるときは、会議に学識経験者、関係者等を招き意見を求めることができる。

（幹事会）

第7条 本部に専門的事項の調査研究及びその他本部長が必要と認める事項を処理するため、幹事会を置く。

2 幹事会は幹事長及び幹事をもって構成し、別表第2に定める職にある者をもって充てる。

3 幹事会は本部長が必要と認めるときに幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

4 幹事会での決定事項は、遅滞なく本部長に報告する。

（支援チーム）

第8条 本部長は、学校等に次のような事案が生じたとき、又はその他特に必要と認めるときには、第3条第2号に規定する支援チームを派遣するものとする。

(1) 学校のみでは対応が極めて困難であり、重大な事故又は事件に発展するおそれがあると本部長が判断した事案

(2) 現に発生した事故又は事件のうち、学校等では対応が極めて困難であると本部長が判断した事案

2 当該事案が市町村の設置する学校等にかかるものである場合は、支援チームの派遣の決定に際し、当該市町村教育委員会の意見を求めるものとする。

3 支援チームの編制及び支援の内容については、本部長が決定するものとする。

（島根県危機管理対策本部等との連携）

第9条 事案への対処にあたっては、島根県危機管理対策本部又は防災部防災危機管理課と緊密な連携、連絡を図るものとする。

別表第1

役職名	職名
本部長	教育長
副本部長	副教育長
	教育監
	教育次長
	教育次長（学校体育）
本部員	総務課長
	教育施設課長
	学校企画課長
	学校教育課長
	教育連携推進課長
	特別支援教育課長
	保健体育課長
	社会教育課長
	人権同和教育課長
	文化財課長
	福利課長

別表第2

役職名	職名
幹事長	総務課調整監
副幹事長	総務課課長代理
幹事	総務課課長補佐（総括）
	教育施設課課長補佐（総括）
	学校企画課課長代理
	学校教育課課長代理
	教育連携推進課課長補佐（総括）
	特別支援教育課課長補佐（総括）
	保健体育課課長補佐（総括）
	社会教育課課長補佐（総括）
	人権同和教育課課長補佐（総括）
	文化財課課長補佐（総括）
	福利課課長補佐（総括）

第2部 事項別危機管理の要点

言葉もが、言葉かの、
そこからもの。

第Ⅰ章 学校保健・学校給食

言佳もが、言佳かの、
ここからもの。

第1 感染症（結核・麻しん等）の発生

【事案（例）】 A中学校3年生の生徒Bは、咳が続くため9月中旬に受診したところ風邪と診断された。その後、処方された薬で症状を抑えながら通学を続けていたが、11月下旬になっても咳、息切れ、微熱等の症状が続くことから、学級担任が養護教諭に相談し、受診を勧めた。精密検査をした結果、結核と診断された。

1 未然防止のポイント

(1) 児童生徒の健康観察

- ① 教職員は、日頃から児童生徒の健康観察に努め、症状が激しい場合や長期化している場合、養護教諭に相談する。
- ② 過去の予防接種歴の記録や既往症等からみた要観察者に対し、学校内外での健康観察を継続する。

(2) 教職員の健康管理

教職員は、自身が発病すると集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診する。また、有症状時には早期に受診し、その結果を必ず所属長に報告する。

(3) 保健指導の充実

学校医や保護者との連携により、結核に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させること、咳や微熱が継続する場合は必ず受診すること等、児童生徒に対する保健指導を徹底する。

(4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備

- ① 日頃から、学校等欠席者・感染症情報収集システムを活用するなどして、域内や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努める。
- ② 患者発生等の情報について、対外的な連絡窓口を一本化する。
- ③ 全ての保護者に対し、児童生徒が感染性の疾患にかかったと判明した場合には早急に学校に連絡することを徹底する。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況把握とその対応

- ① 学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、罹患児童生徒の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期する。
- ② 他の二次感染者検索のため、健康観察や教職員間の情報交換により児童生徒及び教職員の健康状況を把握する。
- ③ 罹患児童生徒の交友関係、学校活動等の調査を行う。
- ④ 接触者の結核検診結果など過去の結核に関する健康診断結果の情報を把握する。

(2) 処置、報告等

- ① 学校医・保健所の指導を得て、翌日以降の学校運営上の措置、健康診断、出席停止等事後措置の計画を立てる。
- ② 教育委員会へ第一報を電話で報告する。
- ③ 保健所、教育委員会が行う検査や調査（接触者の特定、リストの作成等）に協力する。
- ④ 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問合せへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ⑤ 教育委員会や保健所等への学校からの連絡窓口を一本化し、報道機関への対応は教育委員会と相談のうえ窓口を教育委員会が学校に一本化する。
- ⑥ 集団感染が確認されるなどの状況によっては、島根県健康福祉部（薬事衛生課）から報道機関への情報提供をする場合があるため、保健所及び教育委員会と連携をとりながら対応する。

（公立小中学校は、併せて各市町村教育委員会の定める様式による報告も行う。）

(3) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 罹患児童生徒と接觸した保護者等を対象に学校医、保健所の関係者等が同席する説明会を開催する。
- ② 保健所が実施する調査や接觸者健康診断に協力要請する。
- ③ 保護者からの相談（保健所の照会）への対応をする。
- ④ 必要に応じて、児童生徒への説明を実施する。
- ⑤ 個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないようにする。

3 情報収集等

【関係法令等】

- ・ [学校保健安全法](#)第18条（保健所との連絡）
　　同第19条（出席停止）
　　[同施行令](#)第5条（保健所と連絡すべき場合）
　　[同施行規則](#)第19条（出席停止の期間の基準）
　　[同施行規則](#)第21条（感染症の予防に関する細目）
- ・ [感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律](#)第9章（結核）
- ・ [麻しんに関する特定感染症予防指針（平成31年4月一部改正）](#)

【関係情報】

- ・ [島根県感染症情報センターホームページ](#)
- ・ [島根県教育委員会ホームページ](#)
- ・ [学校において予防すべき感染症の解説（公益財団法人 日本学校保健会）（H30.3）](#)

感染症（結核・麻しん等）発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒	その他
〈事前の危機管理〉 ○ 日常の健康観察 ○ 医療機関受診勧奨		<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状況の把握 ・ 医療機関受診勧奨 ・ 受診結果の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談 ・ 医療機関受診 	
〈発生時の危機管理〉 ○ 感染症と診断 ○ 学校医、保健所、教育委員会への連絡 ○ 本人及び保護者へ出席停止の指示 ○ 教職員間の情報共有 ○ 情報収集 ○ 他の児童生徒・保護者への対応及び説明 ○ 保健所との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒に不安感を与えないよう配慮 ・ 学校保健安全法施行令第5条、第6条、第7条施行規則第19条 ・ 児童生徒の人权やプライバシーに配慮
	<p>■保健所の指示を受けて、初発患者の調査実施</p> <p>① 診断までの欠席状況・理由・症状出現時期の把握 ② 他の児童生徒については「結核検診問診票」や「健康観察簿」等の資料を整理し、保健所の調査に備える (注) 高校生は「胸部エックス線検査」を参考にする ③ 教職員が感染していないか、健康状態を把握する</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める ・ 関係機関、報道機関等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の児童生徒への説明 		
	<p>■初発患者調査の結果により、保健所の指示を受けて定期外健康診断の実施</p> <p>(接触者検診) 個別の検診 または 集団の検診</p>			
	<p>保健所が運営する対策委員会への参加</p> <p>① 児童生徒への保健指導 ② 保護者の不安軽減のための対策 ③ 健康相談の体制確立</p>			
〈事後の危機管理〉 ○ 事後の対応と措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会への状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者である児童生徒及び保護者との定期的な情報交換（状況確認、学習指導等） 		

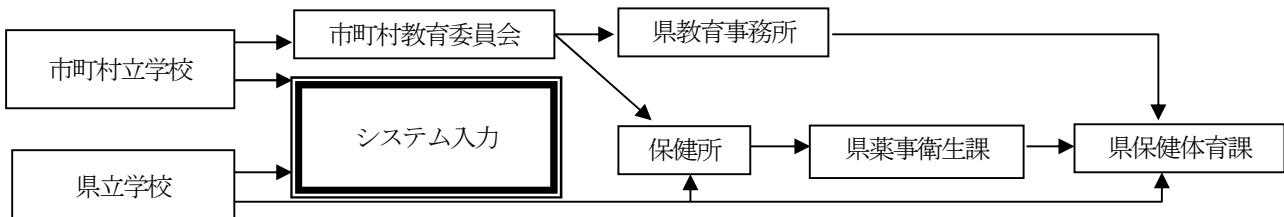
【発生時の県教委の連絡経路図】

<結核・麻しん等の全数報告の感染症の場合>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)で指定されている感染症

(例) 結核、麻しん、腸管出血性大腸菌感染症、高病原性鳥インフルエンザ等

(注) 学校等欠席者・感染症情報収集システム(以下「システム」という。)の入力とともに下記の経路により電話で一報入れる。

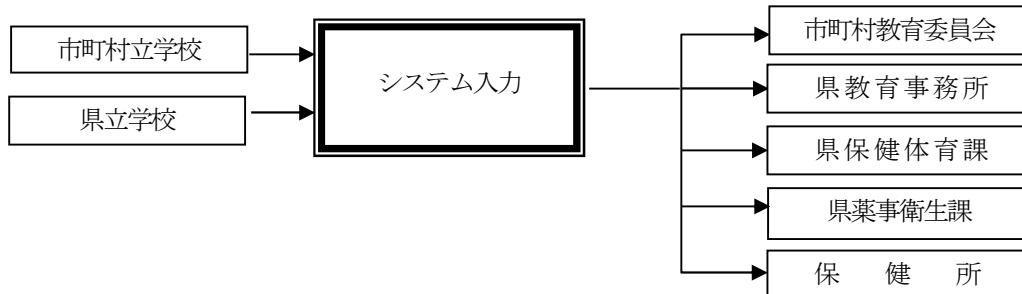


注：県教委危機管理対策本部が設置された場合は、すべての最終報告先を各担当課から
「県教委危機管理対策本部（教育庁総務課）」とする。
その際は、対策本部設置の連絡に併せて、報告先の変更についても連絡する。

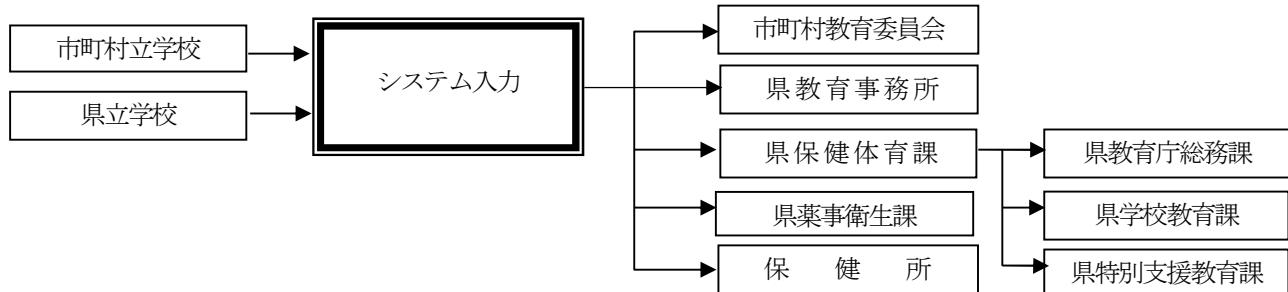
<感染症一般の場合>

(注) 平成26年10月1日より、原則としてシステムの入力により報告に代える。(平成26年9月5日付島教保第410号)

■ 出席停止



■ 学級閉鎖、臨休報告書



【県教育委員会担当課】

教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-6145 FAX : 0852-22-6767

第2 食物アレルギー

【事案（例）】 A小学校で給食指導中、児童Bが全身にじんま疹が出て、気分がむかむかすると訴えてきた。担任が児童Bと話をしている間に、児童Bはぐったりし、意識がもうろうとしてきた。児童Bは食物アレルギーをもつ児童であり、ショック症状を呈していると思われる。

1 未然防止のポイント

【食物アレルギーが想定される場合】

学校給食、調理実習、食に関わる行事、食事を伴う部活動や宿泊行事の際 等

(1) 児童生徒の実態把握

- ① 食物アレルギーの有無や程度、医療的管理状況等について、毎年保健調査等で把握する。
- ② 対応が必要な児童生徒には「学校生活管理指導表」の提出を求め、これに基づいて保護者と協議する。また、保護者の同意を得て児童生徒のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、個別の対応策を明確にする。

(2) 学校における管理

- ① 食物アレルギー発症時の対応について校内で協議し、教職員間で共有する。（症状の確認、校内体制、応急手当、緊急時連絡先の確認等）
- ② 「学校生活管理指導表」は緊急時に教職員の誰もが閲覧できるように一括して管理する。
- ③ 教職員は研修などを通して、食物アレルギーやアナフィラキシー等の基本的事項、心肺蘇生（AEDの使用を含む）、エピペンの使用方法、応急手当について知識や技術などを習得しておく。
- ④ 担任等による献立の確認事項及び、食事の配膳やおかわりの際の留意事項について、教職員全員に周知する。

(3) 連絡体制の整備

- ① 三者（学校－調理場－家庭）の連携体制（対応に対する確認、誤食時の対応など）を強化する。
- ② 保護者からは個別面談等により、児童生徒のアレルギーの状態について最新の情報を得るようにし、主治医の指示内容により必要があるときには校内対応について見直しを行う。
- ③ 入学前及び転入前の通園施設や学校との連携をとる。
- ④ エピペンを処方されている児童生徒がいる場合には、保護者の同意を得たうえで、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報提供をし、迅速な対処や搬送のための体制をつくる等、日頃から地域の関係機関と連携する。

(4) 情報提供

- ① 日頃から各種通信（学校便り、保健便り、給食便り等）を通じ、保護者に食物アレルギーやアナフィラキシーに関する情報を提供する。

（表1）

レベル1：詳細な献立表対応
レベル2：一部弁当対応
レベル3：除去食対応
レベル4：代替食対応

(5) 調理場における管理の徹底

- ① 食物アレルギーの児童生徒の実態を総合的に判断し、現状で行うことのできる最良の対応を検討する。（表1参照）
- ② 調理場における具体的な作業マニュアルを作成する。
- ③ マニュアルに基づいた給食提供環境を整備し、管理を徹底する。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況の把握

- ① 異常を示す症状（皮膚・粘膜症状、呼吸器症状、消化器症状、アナフィラキシーショック）及びその経過を把握
- ② 全体的な様子、呼吸の様子、嘔吐・腹痛の有無を確認
- ③ 基礎情報の確認（「学校生活管理指導表」の確認）

(2) 処置、報告

- ① 必要に応じて速やかに救急車を要請する。
- ② 「学校生活管理指導表」の指示に基づいた応急処置を行う。
- ③ 緊急時のためにエピペンが処方されている場合は、エピペンを使用する環境を整える。
- ④ 教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- ⑤ 自発呼吸が見られない場合には速やかに一次救命処置（AED使用も含む）を実施する。
- ⑥ 再発防止策を検討し、保護者等への説明を行う。
- ⑦ 教育委員会へ第一報を電話で報告するとともに、終焉するまで報告を継続的に行う。

(3) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 必要に応じ、児童生徒に説明、指導を行う。

3 情報収集等

【関係法令等】

- ・ [学校給食法第8条（学校給食実施基準）](#)
- ・ [食品衛生法](#)

【通知・関係情報等】

- ・ [「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」令和元年度改訂（公益財団法人日本学校保健会）](#)
- ・ [「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について（依頼）平成21年7月30日付文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知](#)
- ・ [「学校給食実施基準の一部改正について（通知）令和3年2月12日付文部科学省初等中等教育局長通知](#)
- ・ [「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（文部科学省初等中等教育局 平成31年3月改訂）](#)
- ・ [日本スポーツ振興センターHP 「アナフィラキシーを知って防ごう！」（令和4年度教材カード）](#)
- ・ [島根県食物アレルギー対応ハンドブック－第2版－（島根県保健体育課健康づくり推進室HP）](#)

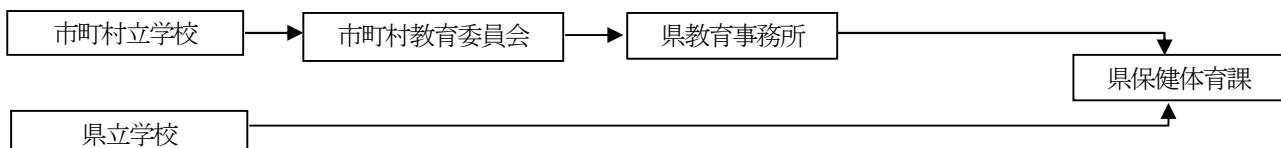
学校における食物アレルギーの発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
〈発生時の危機管理〉			
○ 食物アレルギー発生（誤食の確認）	・ 教職員の適切な役割分担を指示 マニュアルに基づく緊急時対応記録の作成 等	・ 管理職へ報告 ・ 誤食の有無を確認 ・ 養護教諭に連絡 症状の程度、経過等の観察 ・ 当該児童生徒の「学校生活管理指導表」の指示内容を確認 ・ 重症化に備え、エピペン（処方されている児童生徒である場合）、AEDを準備 ・ 以下の状況であれば速やかに救急車を要請 （「学校生活管理指導表」、献立表など食事内容がわかるものを持参する）	・ 事故の状況を説明する
○ 児童生徒の状況確認（以下の状況であれば救急車要請）	・ 学校医・主治医に連絡し、指示を受ける ・ 教育委員会に直ちに第一報を入れ、以後適宜報告、助言を受ける ・ 保護者への連絡		
○ 学校医・教委等・保護者へ連絡			
○ 保護者等への説明	・ 病院受診した場合は、速やかに病院へ向かい、児童生徒を見舞うとともに事故発生状況を説明する ・ 必要に応じて保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める ・ 報道関係者への対応	・ 担任は管理職とともに病院へ向かい、児童生徒を見舞う	
〈事後の危機管理〉			
○ 再発防止	・ 報告書の作成、提出（教委） ・ 誤食が起こった原因を究明し、主治医や保護者等と再発防止策を検討し、教職員への周知を徹底	・ 給食担当（栄養教諭、学校栄養職員、給食主任等）は安全な食に関する対応について検討 ・ 食物アレルギーについて他の児童生徒に正しく理解させる	・ 食物アレルギーについて正しく理解する

(注) 事故発生報告及び児童生徒への保健指導を実施する際には、プライバシーの保護に十分留意する必要がある。

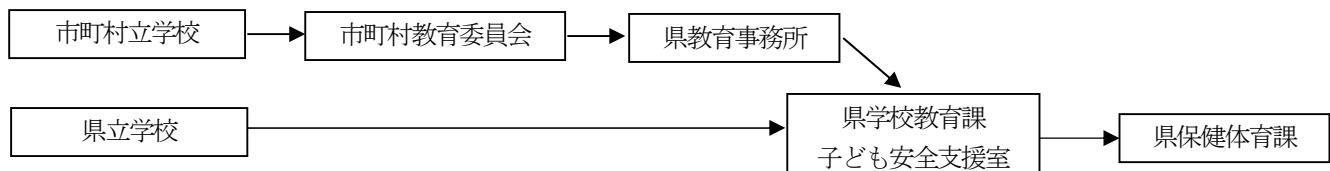
【発生時の県教委の連絡経路図】(学校給食による食物アレルギーの場合)

- 救急搬送を伴わない場合 報告様式：[「食物アレルギーヒヤリハット事例報告書」](#)



■ 救急搬送（エピペン使用を含む）を伴う場合

- 報告様式：[「食物アレルギー・アナフィラキシー重症事例発生時事故報告書」](#)



(注) [授業中](#)及び、[部活動](#)における食物アレルギーの場合は、P57、60の連絡経路を参照

第3 学校給食への異物（危険な異物）混入

【事案（例）】 A小学校において、校長が学校給食の検食をしようとして、汁から異臭がすることに気がついた。学校給食は学校給食調理場から配送され、保管していた。

- 危険な異物の場合 … 金属類、ガラス、石、薬品など児童生徒へ健康被害を与える危険性が高い異物または異臭の場合、下記の「2 発生時以降の対応のポイント」に沿った対応をとること。
- 非危険物の場合 … 毛髪や虫、食材の包装材料の切れ端などの異物については、不愉快であり衛生的ではないが生命の影響度も少ないとと思われる所以、直接その異物を除去すること。また、異物の種類によっては、給食センター等からの、代わりの給食の手当についても検討すること。

1 未然防止のポイント

(1) 学校等における危機管理体制の確立

- ① 校長は学校給食での異物混入を想定し、校内体制を確立しておく。
- ② 調理場の施設長は、調理場での異物混入を想定し、その原因等を分析して防止する方法を考える体制を作つておく。
- ③ 栄養教諭・学校栄養職員、給食調理員の研修に異物混入に関する内容を取り入れ、対策に関する具体的知識を習得させる。

(2) 連絡体制の整備

異物混入の判明時期としては、①配送前、②配送後調理場での検食時、③各学校での検食時、④各学級での配食時、⑤喫食時等が考えられるため、それぞれに対応できる連絡体制を整備し、できるだけ早急に連絡できるようにしておく。

(3) 検食の事前実施の徹底

学校では、責任者（校長等）が、原則児童生徒の給食30分前までに検食を行い、結果を記録する。

(4) 調理場での日常点検の徹底

- ① 食材の納入時の立会い及び検収を徹底する。
- ② 調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械・器具類、ビニール袋の切片等の使用前後の点検等を実施して結果を記録し、異物混入が起きないよう最善を尽くす。また、食中毒予防の観点からも日常の衛生管理を徹底し、害虫・頭髪等の混入についても予防する。
- ③ 調理後配送までの管理を徹底する。

(5) 学校における検収及び管理

- ① 学校への直送納物品については、検収（温度、賞味期限等の確認）を行つた後、検収者が納品書に検印する。
- ② 配膳室等保管場所の衛生について十分に配慮する。
- ③ 配膳室等保管場所については、施錠できる構造とする。
- ④ 教室前に配膳車を長時間放置しない等、配膳室から給食時間の配食までの管理を徹底する。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況の把握とその対応

- ① 各学級の給食への異物混入の有無を確認し、児童生徒の健康状態を把握する。
- ② 异物の状況に応じ発見時の状態のまま、所管する保健所、学校医、教育委員会等に連絡する。
- ③ 学校全体の状況を取りまとめる。

(2) 処置、報告

- ① 保健所等の指導・助言に基づき、当日及び翌日からの対応を決定する。
- ② 職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- ③ 再発防止策を検討し、保護者等への説明を行う。
- ④ 教育委員会へ第一報を電話で報告し、終焉したら報告を行う。

(3) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 保護者に対して、状況の報告と今後の対応、再発防止について説明を行う。
- ② 必要に応じ、児童生徒の不安解消に努める。

3 情報収集等

■ 通知・関係情報等

- ・ [学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6010号 平成21年4月1日）](#)
- ・ [夜間学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6011号 平成21年4月1日）](#)
- ・ [特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6012号 平成21年4月1日）](#)
- ・ 「学校給食における衛生管理の徹底」及び「学校給食における異物混入時の報告」について（通知）（島教保第54号 平成22年6月7日）
- ・ [学校給食異物（危険な異物）混入等発生状況報告書について（通知）（事務連絡 平成28年5月19日）](#)
- ・ [「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（文部科学省初等中等教育局 平成31年3月改訂）](#)

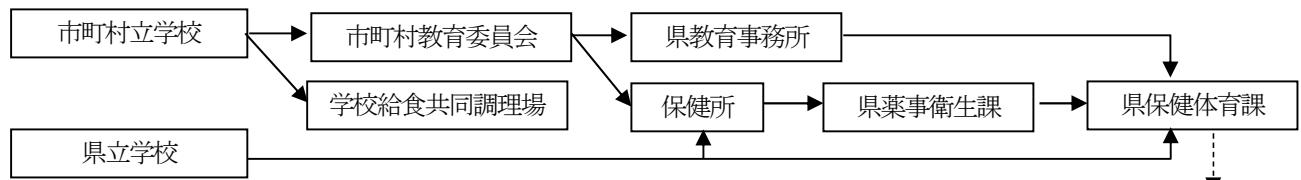
学校給食への異物（危険な異物）混入発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	学校給食共同調理場・市町村
〈発生時の危機管理〉			
○ 事故発生 (異物混入発見)	<ul style="list-style-type: none"> 異物の状況に応じて給食の中止、事実確認、現状保存を各担任等に指示 代替食の確保等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職に報告 給食の中止 (注) いたずらに児童生徒の不安を助長しないよう、冷静に対応 他の学級の給食への異物混入の有無を確認し、管理職に報告 現状保存 児童生徒の不安解消 	
○ 関係機関へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食共同調理場に連絡 教育委員会に第一報を入れる 学校医等に連絡（必要時） 異物の状況に応じて、現場をそのままにして教育委員会等へ連絡 県立学校は保健所へも連絡 		<ul style="list-style-type: none"> 学校給食共同調理場は、異物混入が発見された学校以外の各学校に連絡し、給食の中止及び事実確認を依頼 市町村教育委員会は、保健所に報告し、必要に応じて警察等関係機関の指示を受ける
○ 状況の取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 学校全体の状況の取りまとめ 発生時の状況、発生直後の対応等記録 	<ul style="list-style-type: none"> 学級の状況の取りまとめ 必要に応じて児童生徒の心のケアを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食共同調理場は、全ての学校での状況を取りまとめ市町村教育委員会に報告 市町村教育委員会は、必要に応じて保健所に連絡し、指示を得る
○ 今後の対応決定	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて、教育委員会、保健所等の指導助言を受け当日及び翌日からの対応を決定 		<ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会は、保健所等の指導・助言を受けながら当日及び翌日からの対応を決定
○ 保護者等への連絡対応	<ul style="list-style-type: none"> 保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める 報道関係者への対応 (注) 関係機関相互と事実確認を行い、保護者等へ説明 		
〈事後の危機管理〉	<ul style="list-style-type: none"> 報告書の作成、提出（教委） 再発防止対策について確認 再発防止対策について保護者へ説明 		<ul style="list-style-type: none"> 作業工程表、作業動線図等種々の記録等をもとに原因の特定に努め、再発防止対策を検討

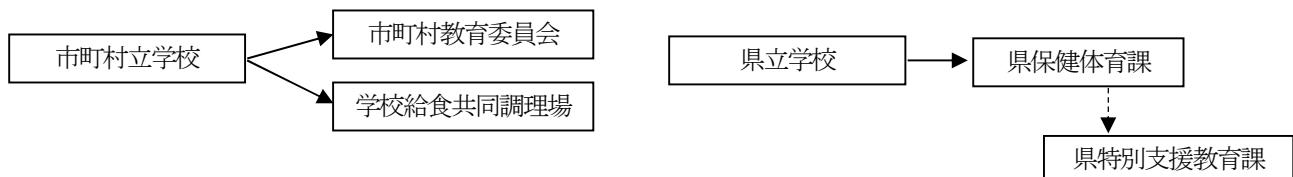
(注) 事故発生報告及び児童生徒への保健指導を実施する際には、プライバシーの保護に十分留意する必要がある。

【発生時の県教委の連絡経路図】

- 危険な異物の場合 報告様式：「学校給食異物（危険な異物）混入等（事故）発生状況報告」



- 非危険物の場合



【県教育委員会担当課】

教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-5425、6145 FAX : 0852-22-6767

第4 寄宿舎における食への異物（危険な異物）混入

【事案（例）】 寄宿舎での夕食時、生徒がごはんを食べている最中に金属片を発見し、舍監にごはん茶碗を持って報告した。

- 危険な異物の場合 … 金属類、ガラス、石、薬品など児童生徒へ健康被害を与える危険性が高い異物または異臭の場合、下記の「2 発生時以降の対応のポイント」に沿った対応をとること。
- 非危険物の場合 … 毛髪や虫、食材の包装材料の切れ端などの異物については、不愉快であり衛生的ではないが生命の影響度も少ないとと思われる所以、直接その異物を除去すること。また、異物の種類によっては、代わりの食事の手当についても検討すること。

1 未然防止のポイント

（1）衛生管理体制の確立

- ① 校長等は、寄宿舎食での異物混入を想定し、体制を確立しておく。
- ② 寄宿舎の責任者は、校長等と相談のうえ調理員へ異物混入に関する内容の研修をし、異物混入を想定してその原因を分析し、防止する対策等に関する具体的知識を習得させる。

（2）連絡網の整備

異物混入の判明時期としては、①検食時、②配食時、③喫食時等が考えられるため、それぞれに対応できる連絡体制を整備し、できるだけ早急に連絡できるようにしておく。

（3）調理場での日常点検の徹底

- ① 物資納入時の立会い及び検収を徹底する。
- ② 調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械・器具類、ビニール袋の切片等の使用前後の点検等を実施して結果を記録し、異物混入が起きないよう最善を尽くす。また、食中毒予防の観点からも日常の衛生管理を徹底し、害虫・頭髪等の混入についても予防する。
- ③ 調理後配食までの管理を徹底する。

（4）喫食までの管理

- ① 食堂の衛生について十分に配慮する。
- ② 調理室から配食、喫食までの管理を徹底する。

2 発生時以降の対応のポイント

（1）状況の把握とその対応

- ① 他の児童生徒の食への異物混入の有無を確認し、児童生徒の健康状態を把握する。
- ② 異物の状況に応じ発見時の状態のまま、所管する保健所、学校医、教育委員会等に連絡する。
- ③ 寄宿舎全体の状況を取りまとめる。

（2）処置、報告

- ① 保健所等の指導・助言に基づき、当日及び翌日からの対応を決定する。
- ② 職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- ③ 再発防止策を検討し、保護者等への説明を行う。
- ④ 教育委員会へ第一報を電話で報告し、終焉したら報告を行う。

（3）児童生徒、保護者への連絡等

- ① 保護者に対して、状況の報告と今後の対応、再発防止について説明を行う。
- ② 必要に応じ、児童生徒の不安解消に努める。

3 情報収集等

■ 通知・関係情報等

- ・ [学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6010号 平成21年4月1日）](#)
- ・ [夜間学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6011号 平成21年4月1日）](#)
- ・ [特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6012号 平成21年4月1日）](#)
- ・ 「学校給食における衛生管理の徹底」及び「学校給食における異物混入時の報告」について（通知）（島教保第54号 平成22年6月7日）
- ・ [学校給食異物（危険な異物）混入等発生状況報告書について（通知）（事務連絡 平成28年5月19日）](#)
- ・ [「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（文部科学省初等中等教育局 平成31年3月改訂）](#)

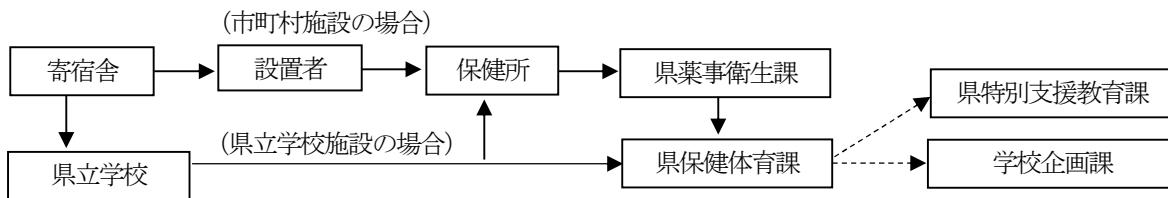
寄宿舎における食による異物（危険な異物）混入発生時の対応

対応の流れ	管理職	寄宿舎職員・給食調理員	教育委員会
＜発見時の危機管理＞			
○ 事故発生 (異物混入発見)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 異物混入を確認 ・ 管理職へ報告 	
○ 舎食の提供中止、事実確認、現状保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異物の状況に応じて舎食提供の中止の検討、事実確認、現状保存を担当者へ指示 ・ 代替食の確保等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の児童生徒の舎食への異物混入の有無を確認し、管理職への報告 ・ 現状保存 ・ 児童生徒の不安解消 	
○ 関係機関へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会、保健所へ第一報を入れる ・ 市町村施設の場合は設置者へ第一報を入れる。 ・ 学校医等へ連絡（必要時） ・ 異物の状況に応じて、現場をそのままにして教育委員会等へ連絡 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 教委は、保健所に報告し、指示を受ける
○ 状況のとりまとめ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄宿舎の状況取りまとめ ・ 必要に応じて児童生徒の心のケアを行う 	
○ 今後の対応決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時の状況、発生直後の対応等記録 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所等の指導助言を受けながら翌日からの対応を決定
○ 保護者等への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じて、教育委員会、保健所等の指導助言を受け当日及び翌日からの対応を決定 		
○ 今後の対応検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める 		
○ 廉房・食堂の点検・清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道関係者へ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所の指示のもと、調理場・食堂の確認・清掃・消毒を実施 	
○ 保護者等への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関相互と事実確認を行い、保護者等へ説明 		
＜事後の危機管理＞			
○ 再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告の作成、提出（教委） ・ 再発防止策について確認、保護者へ説明 		

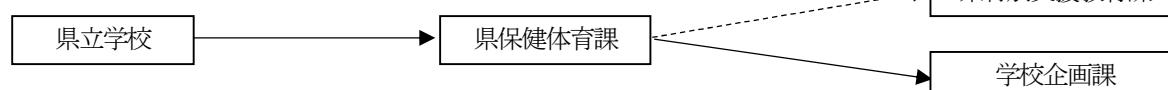
（注）事故発生報告及び児童生徒への保健指導を実施する際には、プライバシーの保護に十分留意する必要がある。

【発生時の県教委の連絡経路図】

■ 危険な異物の場合 報告様式：「学校給食異物（危険な異物）混入等（事故）発生状況報告」



■ 非危険物の場合



【県教育委員会担当課】

教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-6145、5425 FAX : 0852-22-6767

第5 学校給食による食中毒

【事案（例）】 A小学校において、複数の児童が、嘔吐・腹痛・下痢等の症状を訴え欠席した。出席児童の健康状態を確認したところ、同じような症状を訴える児童が多く見られ、早退者も続出した。その後、診察した医師から食中毒の疑いがあるとの指摘を受けた。

1 未然防止のポイント

(1) 衛生管理体制の確立

- ① 校長及び調理場の施設長は、施設の衛生管理に関する責任者を定め、マニュアルを作成するなど衛生管理の組織的な徹底を図る。
- ② 栄養教諭・学校栄養職員、給食調理員の研修を実施し、衛生管理に関する具体的知識を習得させる。
- ③ 児童生徒への衛生指導の徹底を図るため、教職員の衛生管理に関する知識を向上させる。
- ④ 学校薬剤師等の協力を得て定期の衛生検査を行い、必要な施設設備の改修等の措置を講じる。

(2) 連絡体制の整備

- ① 保護者に対して、異常があった場合、速やかに連絡することを徹底する。
- ② 食中毒発生等の情報について、対外的な連絡・対応窓口を一本化する。
- ③ 保健所等から情報提供を受け、地域における感染症・食中毒患者の発生及び流行状況に注意し、早期にその症状を把握するよう努める。

(3) 調理場での衛生管理の徹底

安全な学校給食を提供できるよう衛生管理を徹底する。

(4) 学校における管理

- ① 日頃から、児童生徒に対する保健教育・衛生指導を充実する。
- ② 配膳室等保管場所の衛生について十分に配慮する。
- ③ 責任者（校長等）が、児童生徒の原則給食30分前までに検食を行い、結果を記録する。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況の把握とその対応

- ① 学校医、教育委員会、学校給食共同調理場、所管する保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期す。
- ② 他の児童生徒の健康状態を把握する。
- ③ 二次感染の防止に努める。

(2) 処置、報告

- ① 学校医・保健所等の指示に基づき、児童生徒及び教職員の健康状態及び喫食状況を把握する。
- ② 保健所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。
- ③ 保健所等と相談の上、給食の停止、当該児童生徒の出席停止及び必要に応じて臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて食中毒の拡大防止措置を講じる。
- ④ 職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- ⑤ 献立、調理従事者の健康記録、作業工程表などの関係諸帳簿を保健所等の求めに応じて提出する。
- ⑥ 食中毒の発生原因については、保健所等に協力し速やかに明らかとなるように努め、その原因の除去、予防に努める。
- ⑦ 再発防止策を検討し、保護者等への説明を行う。
- ⑧ 教育委員会へ第一報を電話で報告するとともに、終焉するまで報告を継続的に行う。

(3) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 保護者に対して、できるだけ速やかに食中毒（疑い）発生の事実の連絡をし、保健所が実施する調査や検便などの各種調査への協力を要請する。その際、プライバシー保護等人権の侵害がないよう配慮する。
- ② 食中毒の発生状況、食中毒についての正しい知識、児童生徒及び家族の健康管理の注意事項を、随時、保護者に連絡し、協力を求める。
- ③ 必要に応じ、児童生徒に説明、指導を行う。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・ [学校給食法第9条（学校給食衛生管理基準）](#)
- ・ [食品衛生法](#)

■ 通知・関係情報等

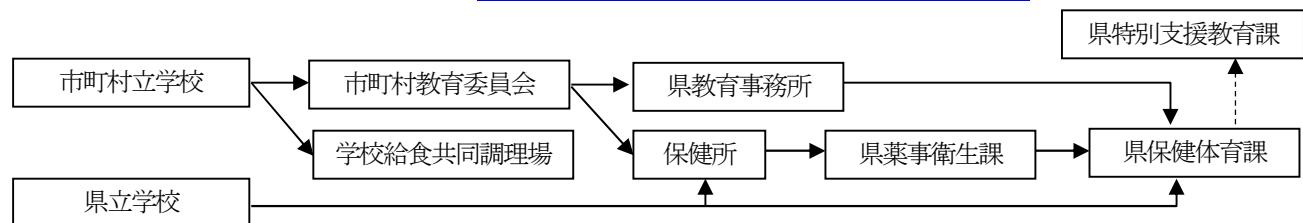
- ・ [学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6010号 平成21年4月1日）](#)
- ・ [夜間学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6011号 平成21年4月1日）](#)
- ・ [特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6012号 平成21年4月1日）](#)
- ・ 「学校給食における衛生管理の徹底」及び「学校給食における異物混入時の報告」について（通知）（島教保第54号 平成22年6月7日）
- ・ [「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（文部科学省初等中等教育局 平成31年3月改訂）](#)
- ・ 「学校給食における食中毒発生時及び事故発生時の対応について」（島教保号外 令和3年4月20日）

学校給食による食中毒発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	学校給食共同調理場・市町村
〈発生時の危機管理〉			
○ 食中毒発生		<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職へ報告 	
○ 児童生徒の状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の児童生徒・教職員の健康状態等の情報収集を指示 ・ 教職員の適切な役割分担を指示 マニュアルに基づく緊急時対応記録の作成 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該児童生徒の家庭に連絡（必要に応じて病院受診） ・ 他の児童生徒の健康状態の把握と管理職への報告 	
○ 教委・保健所・学校医等へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校医・学校薬剤師に連絡する ・ 学校給食共同調理場に連絡 ・ 教育委員会に直ちに第一報を入れ以後適宜報告、助言を受ける ・ 県立学校は、保健所に連絡し、指示を受ける ・ 病院受診又入院した場合、病院へ向かい、当該児童生徒を見舞うとともに、状況確認する ・ 保護者への連絡及び健康調査 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食共同調理場は受配校に連絡し、事実確認の依頼 ・ 市町村教委は、保健所に報告し、指示を受ける ・ 学校給食共同調理場は、受配校の状況を取りまとめて市町村教委へ報告
○ 保護者への連絡、児童生徒への保健指導			
○ 保健所が行う検査・調査に協力		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校は、保健所が行う検査及び調査に全面的に協力 	
○ 今後の対応の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者に検便検査への協力依頼 ・ 県立学校は、状況に応じて、教育委員会、保健所等の指導助言を受けながら翌日からの対応を決定 ・ 県立学校は、保健所の検査・調査の結果、原因が特定できれば原因の排除を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任は、管理職とともに病院へ向かい、児童生徒を見舞う ・ 他の児童生徒に対し発生状況を周知し、食中毒の正しい知識、手洗いの励行等保健指導の実施 ・ 必要に応じて児童生徒の心のケアを行う 	
○ 調理場・食堂の清掃・消毒			
○ 保護者等への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める ・ 報道関係者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校は、保健所の指示のもと、調理場・食堂の清掃・消毒を実施 	
〈事後の危機管理〉			
○ 再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告の作成、提出（教委） ・ 再発防止策について確認し保護者等へ説明 ・ 保健所の指示のもと、調理従事者の研修を実施 		

(注) 事故発生報告及び児童生徒への保健指導を実施する際には、プライバシーの保護に十分留意する必要がある。

【発生時の県教委の連絡経路図】 報告様式：[「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告書」](#)、
[「学校における感染症・食中毒等発生状況報告書」](#)



(注) 授業中及び、部活動における食中毒の場合は、P57、60の連絡経路を参照

【県教育委員会担当課】

教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-5425、6145 FAX : 0852-22-6767

第6 寄宿舎における食中毒

【事案（例）】 A県立学校の寄宿舎で金曜日の夜間、複数の寮生が、嘔吐・腹痛・下痢の症状を訴えたため、舍監が付き添い医療機関を受診したところ、診察した医師から食中毒による食中毒の疑いがあると言われた。

1 未然防止のポイント

(1) 衛生管理体制の確立

- ① 校長等は、施設の衛生管理に関する責任者を定め、衛生管理の組織的な徹底を図る。
- ② 調理従事者の研修を実施し、衛生管理に関する具体的知識を習得させる。
- ③ 児童生徒への指導の徹底を図るため、教職員の衛生管理に関する知識を向上させる。
- ④ 寄宿舎の責任者は、校長等と相談のうえ寄宿舎厨房の施設・設備について衛生面での確認をする。

(2) 連絡網の整備

校長は、食中毒が学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、保護者に緊急時の学校への連絡方法を周知するとともに、学校から保護者への緊急連絡網を整備し、情報提供及び情報収集に万全を期す。

(3) 日常の健康管理の充実

- ① 舎監等教職員は、日頃から欠席状況・健康状態を記録・整備するとともに、児童生徒に対しては、異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。
- ② 日頃から、児童生徒に対する保健指導を充実する。
- ③ 保護者には、早めの連絡の徹底を図る。
- ④ 養護教諭等は地域の感染症等の発生状況について把握しておく。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況の把握とその対応

- ① 学校医、教育委員会、所管する保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期す。
- ② 他の児童生徒の健康状態を把握する。
- ③ 二次感染の防止に努める。

(2) 処置、報告

- ① 学校医・保健所等の指示に基づき、児童生徒及び教職員の健康状態及び喫食状況を把握する。
- ② 保健所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。
- ③ 保健所等と相談のうえ、当該児童生徒出席停止及び必要に応じて臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて食中毒の拡大防止措置を講じる。また、食事の代替えについての検討を行う。
- ④ 職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- ⑤ 食中毒の発生原因については、保健所等に協力し速やかに明らかとなるように努め、その原因の除去、予防に努める。
- ⑥ 再発防止策を検討し、保護者等への説明を行う。
- ⑦ 教育委員会へ第一報を電話で報告するとともに、終焉するまで報告を継続的に行う。

(3) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 保護者に対して、できるだけ速やかに食中毒（疑い）発生の事実の連絡をし、保健所が実施する調査や検便などの各種調査への協力を要請する。その際、プライバシー保護等人権の侵害がないよう配慮する。
- ② 食中毒の発生状況、食中毒についての正しい知識、児童生徒及び家族の健康管理の注意事項を、隨時、保護者に連絡し、協力を求める。
- ③ 必要に応じ、児童生徒に説明、指導を行う。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・ [食品衛生法](#)第6条
- ・ [食品衛生法施行規則](#)第22条

■ 通知・関係情報等

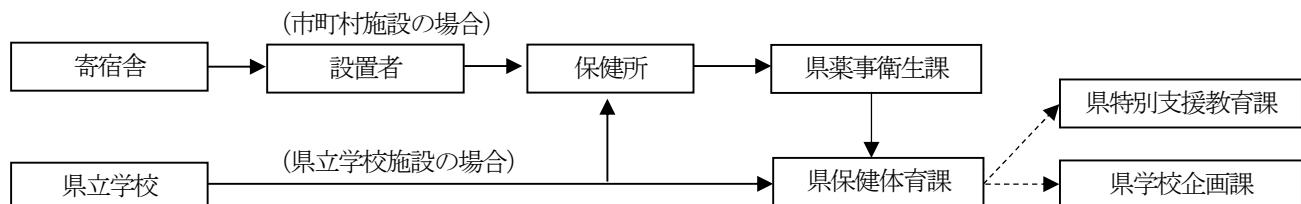
- ・ 中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（衛食第201号 平成9年6月30日）（最終改正：令和4年2月7日）【P31参照】
- ・ 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（児企第16号 平成9年6月30日）

寄宿舎における食中毒による食中毒発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	市町村教育委員会
<p>〈発生時の危機管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食中毒発生 ○ 児童生徒の状況確認 ○ 教委・保健所・学校医等へ連絡 ○ 児童生徒への保健指導 ○ 保健所が行う検査・調査に協力 ○ 保護者への連絡 ○ 今後の対応検討 ○ 廉房・食堂の清掃・消毒 ○ 保護者等への説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の児童生徒・教職員の健康状態等の情報収集を指示 ・ 教職員の適切な役割分担を指示 ・ マニュアルに基づく緊急時対応、記録の作成 ・ 学校医、学校薬剤師に連絡 ・ 保健所・教育委員会に直ちに第一報を入れ、以後適宜報告、助言を受ける ・ 市町村寄宿舎の場合は設置者へ連絡し、指示を受ける ・ 病院受診又入院した場合、病院へ向かい、当該児童生徒を見舞うとともに、状況確認する ・ 保健所が行う検査及び調査に全面的に協力 ・ 保護者への連絡及び帰省している児童生徒の健康調査・検便検査への協力依頼 ・ 県立学校は、保健所、教育委員会の指導助言を受けながら翌日からの対応を決定 ・ 舎食の代替えをし、早急に業者に依頼 ・ 保健所の検査・調査の結果、原因が特定できれば原因の排除を実施 ・ 保健所の指示のもと、調理場・食堂の清掃・消毒の実施を指示する ・ 保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める ・ 報道関係者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師から食中毒発生を確認 ・ 管理職へ報告 ・ 他の児童生徒の健康状態の把握と管理職への報告 ・ 担任は、管理職とともに病院へ向かい児童生徒を見舞う ・ 他の児童生徒に対し発生状況を周知し、食中毒の正しい知識、手洗いの励行等保健指導の実施 ・ 保健所等の指導助言を受けながら翌日からの対応を決定 ・ 保健所の指示のもと、調理場・食堂の清掃・消毒を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村（設置者）は、保健所に報告し、指示を受ける
<p>〈事後の危機管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故報告の作成、提出（教委） ・ 再発防止策について確認し保護者等へ説明 ・ 保健所の指示のもと、調理従事者の研修を実施 		

(注) 事故発生報告及び児童生徒への保健指導を実施する際には、プライバシーの保護に十分留意する必要がある。

【発生時の県教委の連絡経路図】 報告様式：[\[事故報告書\]](#)



【県教育委員会担当課】

教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-5425、6145 FAX : 0852-22-6767

【参考資料】

1 学校給食衛生管理基準の施行について

(平成21年4月8日 島教保第33号 各市町村教育委員会教育長、各特別支援学校長あて 島根県教育委員会教育長通知)

このことについて、別添写しのとおり、平成21年4月1日付け21ス学健第6007号で、文部科学省スポーツ・青少年局長より通知がありました。

学校給食衛生管理基準については、今回の学校保健法等の一部を改正する法律により改正された学校給食法第9条第1項に規定されました。衛生管理の徹底については、かねてから格別の御配慮をしていただいているところですが、本基準に照らした適切な学校給食の衛生管理に遺漏のないようお願いします。

また、貴所管の学校、学校給食調理場及び給食関係者へ周知いただきますようお願いします。

(別添) ([「学校給食衛生管理基準」平成21年4月1日施行 文部科学省](#))

三 その他

1. 定期及び日常の衛生検査の点検票

別紙3（下記参照）の別添1～8票（新たに定めた、「調理過程の定期検査票」（別添第4票）を含む。）を参考とし、各学校等で適切な点検票を作成し、実施すること。

2. 児童生徒に対する保健教育・衛生指導

ア 児童生徒に対しては、感染症・食中毒の予防についての保健教育を強化するとともに、日常生活において、感染症・食中毒の予防のために必要な生活の実践、特に用便後、食事前等の手洗いを励行させるよう指導すること。

イ 児童生徒に対して、給食前に十分手を洗わせること。手洗いは、必ず流水式とすること。

3. 患者の早期発見

ア 児童生徒等の欠席率に注意し、感染症・食中毒等の早期発見に努めること。

イ 児童生徒等に対して、健康観察その他によって健康の異常の発見に努め、感染症・食中毒のような疑わしい症状のある児童生徒等があるときは、関係機関の協力を得るとともに、速やかに学校医又は医師の診断を受けさせ、その指導により必要な措置を講じること。

ウ 健康に異常のある児童生徒等は、自主的に保護者、教員等に申し出るように指導し、また、保護者に対しては、児童生徒等に感染症・食中毒症状がある、またその疑いがある場合には、学校にその旨を報告するよう指導すること。

エ 保健所等から情報提供を受け、地域における感染症・食中毒患者の発生及び流行状況に注意し、早期にその症状を把握すること。

4. 文部科学省への報告

ア 都道府県教育委員会及び都道府県知事は、域内の学校に感染症・食中毒やその他学校給食による健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合には、別紙4-1「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告」（下記参照）を、終えんした場合には、別紙4-2「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」（下記参照）により、速やかに文部科学省スポーツ・青少年局長に報告すること。

なお、感染症・食中毒等の発生後、その状況の軽重により、適宜中間報告をすること。

イ 国立大学の附属学校に感染症・食中毒やその他学校給食による健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合には、様式4-1「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告」（下記参照）を、終えんした場合には、別紙4-2「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」（下記参照）により、速やかに文部科学省スポーツ・青少年局長に報告すること。

なお、感染症・食中毒等の発生後、その状況の軽重により、適宜中間報告をすること。

ウ ア及びイの報告に際しては、参考となる献立表等の資料を添付すること。

5. 文部科学省資料等の活用

学校給食関係者は、次の資料を活用すること。

ア [「学校給食調理場における手洗いマニュアル」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 平成20年3月）](#)

イ [「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart 1」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 平成21年3月）](#)

ウ [「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart 2」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 平成22年3月）](#)

エ [「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（文部科学省初等中等教育局 平成31年3月改訂）](#)

オ [「学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6010号 平成21年4月1日）」](#)

（以下省略）

「学校給食衛生管理基準」より抜粋

第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準

（4）食中毒の集団発生の際の措置

一 教育委員会等、学校医、保健所等に連絡するとともに、患者の措置に万全を期すこと。また、二次感染の防止に努めること。

二 学校医及び保健所等と相談の上、医療機関を受診させるとともに、給食の停止、当該児童生徒の出席停止及び必要に応じて臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて食中毒の拡大防止の措置を講じること。

三 校長の指導のもと養護教諭等が児童生徒の症状の把握に努める等関係職員の役割を明確にし、校内組織等に基づ

いて学校内外の取組体制を整備すること。

四 保護者に対しては、できるだけ速やかに患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求める。その際、プライバシー等人権の侵害がないよう配慮すること。

五 食中毒の発生原因については、保健所等に協力し、速やかに明らかとなるように努め、その原因の除去、予防に努めること。

(以下省略)

2 中小規模調理施設における衛生管理の徹底について

(平成9年6月30日衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長から各都道府県、政令市、特別区衛生主管部(局)長宛)
(最終改正:令和4年2月7日)

食中毒予防対策の推進には日頃から格別のご尽力を頂いているところであるが、食中毒予防の更なる徹底を図るため、各都道府県におかれましては、中小規模調理施設(同一メニューを300食以上又は1日750食以上提供する調理施設以外の施設)におけるHACCPに沿った衛生管理について、関係者に対する指導・助言をお願いする。なお、その際、個々の食品等事業者の規模や状況、下記の点に配慮されたい。

記

1 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月31日衛食第85号)はHACCPの概念に基づき策定されていることから、当該マニュアルに従って衛生管理している場合は、HACCPに沿った衛生管理の実施に関し、新たな対応は生じない事。なお、衛生上支障が無ければ、当該マニュアルを参考とし、各施設の実態に応じ、自ら衛生管理計画を作成し、管理することも可能である。

2 これまでに「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない施設においては、関係業界団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を参考にしてHACCPに沿った衛生管理を実施することも可能であること。

(参考)

- HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書(小規模な一般飲食店向け、旅館・ホテル向け、委託給食事業者向け、学校給食米飯の製造等) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

- 令和3年地方分権改革に関する提案

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r03/k_tb_honbun.pref

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r03/tb_r3_kekka_12_mhlw_1.pdf

[別添] 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について

(平成9年6月30日児企第16号厚生省児童家庭局企画課長から各都道府県、指定都市、中核市児童福祉主管部(局)長宛)

児童福祉施設等(認可外保育施設を含む)における衛生管理については、かねてから適正な指導をお願いしているところである。

しかしながら、本年の食中毒の発生をみると、昨年と同様に腸管出血性大腸菌(O157)による食中毒が発生しているところである。特に、乳幼児は、腸管出血性大腸菌(O157)等に感染しやすく、また、重症化しやすいことから、児童福祉施設等においては、調理従事者だけでなくすべての職員が連携を図りつつ、左記の点に留意し、感染の予防に努めることが重要である。

また、社会福祉施設における衛生管理については、平成9年3月31日社援施65号により同一メニューを1回300食以上又は一日750食以上を提供する調理施設以外の施設においても可能な限り大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく衛生管理に努められるよう周知したところであるが、児童福祉施設等については、感染予防の実効を期すため、大量調理施設衛生管理マニュアルを参考にするとともに、当面別添参考資料Iを参照するなどにより、管下の児童福祉施設等に対し衛生管理を徹底するよう指導されたい。

記

1 感染症予防のためには、手洗いの励行が重要かつ有効であり、児童、職員とともに手洗いの徹底を図ること。食事の直接受け及び排便又は排便の世話をした直後には、石鹼を使って流水で十分に手指を洗うこと。

2 特に、下痢便の排泄又は下痢便の排泄の世話をした後は、直ちに石鹼を使って流水で十分に手指を洗った上で、消毒液で手指を消毒すること。

3 使用するタオルは、他人と共に共用しないこと。なお、タオルの個人専用化が難しい場合には、使い捨てペーパータオル等の利用も有効であること。

4 ビニールプール等を使用して水遊びをする際には、水に入る前に腰等を中心に体をよく洗うとともに、こまめに水の入れ替えを行うなど水の汚染防止に努めること。特に下痢気味の児童等については、水に入れないよう十分注意すること。また、風呂で入浴する場合も、同様の扱いとすること。

5 保育所等においては、児童の健康状態について日頃から家庭と緊密な情報交換を行い、入所施設においても帰宅訓練時等に家庭との情報交換を努めるとともに、嘱託医・保健所等との連携を図り、児童の健康管理に努めること。

また、一人ひとりの児童の健康を守るために家庭における健康管理が重要であることから、別添参考資料IIを参考して保護者に対する食中毒予防等の注意喚起を行うこと。

(参考資料I・II)

[省略]

第7 飲料水の汚染

【事案（例）】 A小学校の養護教諭が、朝の日常点検で、水道水の遊離残留塩素測定を行おうと水を採取したところ、水の濁りがみられ、さらに、におい、味にもわずかな異常が認められた。給食の調理や食材・食器の洗浄、飲料水として水道水を使用している。

1 未然防止のポイント

(1) 日常点検の徹底

養護教諭や衛生管理責任者による日常の水質点検・管理を徹底し、点検後は記録に残し保存する。管理職は必ずその記録に目を通す。

(2) 定期検査の実施

- ① 水道水を水源とする飲料水の定期水質検査は、毎学年1回（井戸水等を水源とする飲料水については2回）行う。
- ② 簡易専用水道の受水槽については、1年以内ごとに1回定期的な清掃を行う。
- ③ 受水槽や高置水槽、蛇口等の施設設備の点検（施錠、故障、清潔等に留意）は、定期水質検査時に合わせて行い、それに伴う修繕等適切な処置を講じる。点検結果は記録し保存しておく。

(3) 飲料水の異常の早期発見

教職員及び児童生徒には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味等について関心をもたせ、万一異常を発見したときは、直ちに使用を中止して報告するように周知しておく。

2 発生時以降の対応ポイント

(1) 安全確保

- ① 養護教諭は、直ちに水道水の異常を管理職に報告する。
- ② 管理職は、直ちに水道水の使用を禁止し、そのことを全校に徹底させるよう指示する。
- ③ 給食の中止、あるいは献立変更について、対応策を検討する。

(2) 健康状態について状況把握

- ① 水道水を飲用した児童生徒及び教職員について、体調の異常を訴える者の有無とその症状や程度を調べる。
- ② 調査結果一覧表を作成する。
- ③ 児童生徒や教職員が異常を訴えた場合は、養護教諭による個別の問診や調査を行い、必要により学校医の診察を受けさせ、その判断・指導に従う。

(3) 関係機関への連絡及び連携

- ① 状況を教育委員会、保健所、水道事業体、学校医、学校薬剤師へ連絡し、今後の対応についての助言を得る。
- ② 指定業者に施設整備の点検を依頼する。
- ③ 学校薬剤師に検査を依頼する。
- ④ 必要があれば飲料水を確保するため、水道事業体へ給水車の出動等を依頼する。

(4) 施設設備の点検

- ① 受水槽や配管等の施設設備の点検を行う。
- ② 全ての使用場所の水道水を採取する。採取した場所と時間を明記して保管する。

(5) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 保護者に対し、水質に異常が発生したこと及び学校の対策について文書で知らせ、理解と協力を求める。
- ② 緊急対応策として、授業を中止し、全校児童生徒を下校させる措置を取ることも考えられる。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・ [学校保健安全法](#) 第5条（学校保健計画の策定等）、第6条（学校環境衛生基準）
- ・ [学校保健安全法施行規則](#) 第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における衛生基準）
　　第6条（学校薬剤師の執務）
- ・ [水道法](#) 第34条（簡易専用水道の点検項目と点検回数）
- ・ [水道水以外の井戸水等の水質基準に関する厚生労働省令](#)（水道法第4条第2項の規定に付け加える基準について）

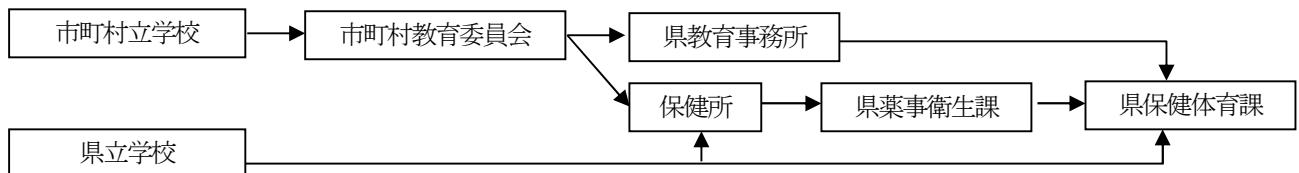
■ 通知・関係情報等

- ・ [\[改訂版\] 学校環境衛生管理マニュアル（平成30年度改訂版 文部科学省）](#)【P73～、P150～】
- ・ [学校環境衛生基準の一部改正について（通知）（2文科初第1345号 令和2年12月15日）](#)

飲料水の汚染発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
<発生時の危機管理>			
○ 汚染発生		<ul style="list-style-type: none"> 「異常」について管理職へ報告（養護教諭等） 	
○ 水道水の使用禁止	<ul style="list-style-type: none"> 水道水の使用禁止を指示 給食の中止・献立変更等対応策を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の水道水の使用禁止の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 使用禁止の指示を守る
○ 健康状態把握	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒・教職員の健康状態把握の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 水道水を飲用した児童生徒及び教職員の健康状態確認 	<ul style="list-style-type: none"> 体調の異常の有無、症状や程度について報告
		<p><健康調査1(担任)></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果一覧表を作成し全校の状況を管理職に報告 <p><健康調査2(養護教諭)></p> <ul style="list-style-type: none"> 個別の問診や調査を実施し、結果を報告 健康観察の実施 	
○ 関係機関への連絡及び連携	<ul style="list-style-type: none"> 学校医・学校薬剤師へ報告し指導を受ける 学校薬剤師会に検査依頼をする 教育委員会、保健所、水道事業体、必要があれば給水車の出動を依頼 必要に応じ、現場の状態を保つつ警察に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 受水槽や配管等の施設設備の点検、全ての使用場所の水道水を採取・保管 	
○ 指定業者に施設設備の点検	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の点検を依頼（指定業者） 		
○ 児童生徒の下校等今後の対応検討及び報告	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の下校等今後の対応を検討 関係機関へ報告 		
○ 保護者への説明	<ul style="list-style-type: none"> 保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）、理解と協力を求める 		

【発生時の県教委の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-5425、6145 FAX : 0852-22-6767

第8 光化学オキシダント被害、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、松くい虫防除剤空中散布など

【事案（例）】 光化学オキシダントの濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態のなか、屋外にいた児童数名が、目やのどの痛みなど光化学オキシダントによる影響を受けたと思われる症状を養護教諭に訴えてきた。

1 未然防止のポイント

（1）光化学オキシダントが発生しやすい気象条件

- ① 4月から9月にかけて光化学オキシダント濃度が上昇するが、島根県内では例年5月、6月を中心に濃度が高くなっている。
- ② 天気がよく、気温が高くて風の弱い日に発生しやすく、濃度が高くなることがある。

（2）注意報・警報等の発令

- ① 光化学オキシダントが一定の濃度を超えると予想される場合には、県が注意報（オキシダント0.12ppm以上）や警報（オキシダント0.4ppm以上）を発令する。（平日はFAXで対応）
- ② 県の防災メール、市町村の防災無線やテレビなどの広報とともに、関係機関から連絡が入る。
(注) PM_{2.5}が日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合は、注意喚起情報が出される（平日はFAXで連絡）
- ③ 注意報等が発令されても、ただちに健康被害ができるわけではないので、落ち着いて対応する。

（3）日常での注意事項

- ① 気象観察（天候・風向・気温の状況、視程障害の有無）を行う。
- ② 児童生徒の健康管理に十分留意し、特に健康上注意を要する児童生徒（呼吸器系、循環器系の疾患がある児童生徒）を個別に把握しておく。
- ③ 各教室にカーテンを設備する。

2 発生時以降の対応ポイント

（1）安全確保

- ① 養護教諭は、直ちに児童生徒の症状を管理職に報告する。
- ② 管理職は、直ちに全校児童生徒が速やかに屋内に入るよう指示する。
- ③ 戸外に面した窓を閉める。教室の状況により、やむを得ず戸外に面した窓を開けるときは、カーテンを閉める。

（2）健康状態について状況把握

- ① 目やのどの痛みを訴えた児童生徒に対して、速やかに水道水で洗眼をさせる。
- ② 児童生徒及び教職員について、体調の異常を訴える者の有無とその症状や程度を調べる。
- ③ 児童生徒や教職員が異常を訴えた場合は、養護教諭による個別の問診や調査を行い、必要により学校医の診察を受けさせ、その判断・指導に従う。
- ④ 光化学オキシダント注意報が発令された場合は、島根県ホームページ「[光化学オキシダント注意報が発令されたら](#)」を参考に、適切な対応を行う。

（3）関係機関への連絡及び連携

- ① 健康被害があった場合は、教育委員会、学校医へ連絡し、今後の対応についての助言を得る。
- ② 光化学オキシダントによる被害が発生した場合は、「大気汚染緊急時における被害状況受付票」（様式2）により速やかに報告する。

（4）児童生徒、保護者への連絡等

- ① 保護者に対し、光化学オキシダントによる被害が発生したこと及び学校の対策について文書で知らせ、理解と協力を求める。
- ② 授業終了後、健康観察を行い、一斉下校をさせる。寄り道をしないよう指導する。

3 情報収集等

■ 通知

- ・ 光化学オキシダント注意報等発令時の対応について（通知）（島教保第160号 平成21年5月18日）
- ・ 「島根県微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る注意喚起実施要領」の改正について（通知）（島教保第547号 平成25年12月9日）

■ 光化学オキシダントの濃度の情報について

- ・ [しまね防災メール 登録必要](#)
- ・ [島根県ホームページ（大気環境）](#)
- ・ [環境省ホームページ「そらまめ君」](#)

■ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する情報について

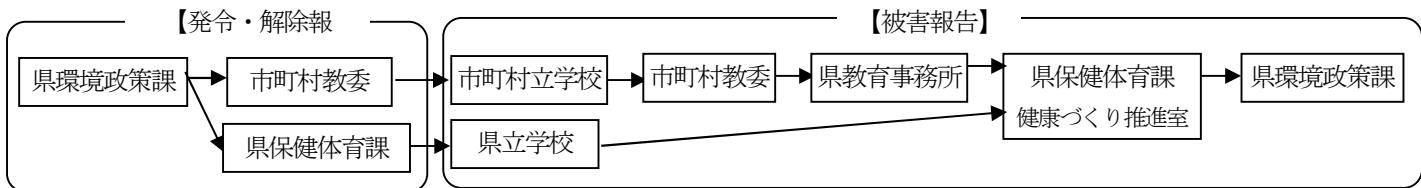
- ・ [環境省ホームページ（微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する情報）](#)
- ・ [島根県ホームページ（PM_{2.5}注意喚起情報、PM_{2.5}（微小粒子状物質）情報提供サイト）](#)

光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、松くい虫防除剤空中散布被害発生時の対応

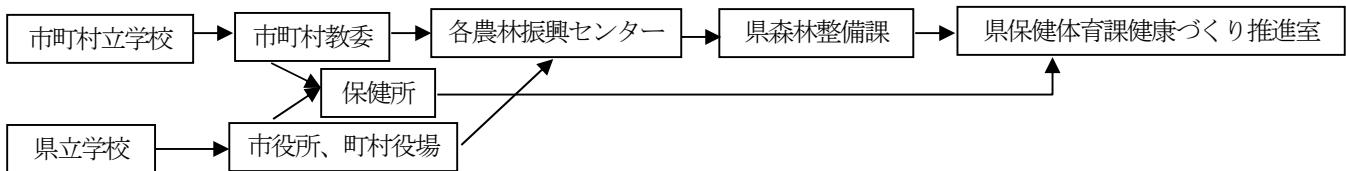
対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
〈発生時の危機管理〉			
○ 担当者から管理職へ報告			
○ 安全確保の指示	<ul style="list-style-type: none"> 全校児童生徒に速やかに屋内に入るよう指示 窓を閉めるよう指示 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の症状について報告（養護教諭等） 痛みを訴えた児童生徒に、洗眼、うがいをさせる 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外にいる児童生徒は速やかに屋内に入る
○ 健康状態の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒及び教職員の健康状態把握の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒及び教職員の健康状態確認 	<ul style="list-style-type: none"> 体調の異常の有無、症状や程度について教職員に報告
○ 健康観察の実施	<ul style="list-style-type: none"> 有症者の状況把握を指示 	<ul style="list-style-type: none"> 調査一覧表を作成し全校の状況を管理職に報告 	
○ 関係機関への連絡及び連携	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染緊急時における被害状況受付票」（様式2）を作成した後、教育委員会に速やかに連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 個別の問診や調査を実施し結果を報告 	
○ 学校医へ報告し指導を受ける	<ul style="list-style-type: none"> 学校医へ連絡し指導を受ける 		
○ 児童生徒の下校等今後の対応検討及び報告	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の下校等今後の対応を検討 関係機関へ報告 		
○ 保護者への説明	<ul style="list-style-type: none"> 保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める 		

【発生時の県教委の連絡経路図】 報告様式：[「大気汚染緊急時における被害状況受付票（様式2）」](#)

■ 光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）発生時



■ 松くい虫防除剤空中散布



【県教育委員会担当課】

■ 光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）発生時、松くい虫防除剤空中散布に関する報告

教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-5425, 6145 FAX : 0852-22-6767

第9 熱中症

【事案（例）】 夏季休業中、サッカーチームは学校のグラウンドで活動を行っていた。練習から1時間経過したところで、サッカーチームの生徒が頭痛とめまいの症状を顧問教諭に訴えた。顧問が付き添い保健室に行ったが、応急処置中、だんだん応答が鈍くなつた。

1 未然防止のポイント

熱中症は、体育・スポーツ活動に伴うものが多いが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、それほど高くない気温（25～30°C）でも湿度等その他の条件により発生することに注意が必要である。また、梅雨明けなど急に暑くなる時期は、身体が暑さに慣れていないため、熱中症発生の可能性が高まる。いずれの場合も、適切な措置を講ずれば、十分防ぐことが可能である。

（1）熱中症事故防止のための具体策

【日頃の環境整備等】

- ① 教職員間で共通認識を図る（全教職員及び部活動指導に関わるすべての者）
暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、判断基準と判断者及び伝達方法を各学校における危機管理マニュアル等においてあらかじめ具体的に定め、熱中症事故防止に関する研修等を実施する。
熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）・熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合の対応についても、共通認識を持つ。
- ② 暑さ指数（WBGT）に基づく適切な判断
実際に活動する場所における暑さ指数計（WBGT計）の数値に基づき、「暑さ指数に応じた注意事項等」（表1-1）に従い適切な処置を講ずる。
- ③ 保護者への情報提供
活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る。
- ④ 健康観察の重視と個人差への対応
日頃から児童生徒等の健康状態の観察に心がけるとともに、個人差には十分注意して、不調があれば休ませるようにする。また、児童生徒等が自ら体調不良を申し出るよう指導する。
(注)特に注意が必要な児童生徒等：肥満傾向・体力が低い・体調不良など
- ⑤ 暑熱順化への対応
身体が暑さに慣れていない時期に熱中症が発生しやすいため、暑さに慣れるまでは運動時間の短縮、運動強度の緩和を行う。
- ⑥ 活動環境（場所）の調整
活動を行う際は、風通しを良くし、直射日光ができるだけ避け、空調設備がある場合は空調設備を適切に活用する。
適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える。
- ⑦ 柔軟な活動修正
行事等は、当初の計画にとらわれず、状況に応じて柔軟に計画の修正を行う。なお、暑さ指数が31°C以上の中で、活動をしなければならない特別の場合の判断は、管理職を中心に学校全体で行う。
- ⑧ 高温時のプールの対応
プールの中では暑さを感じにくいが、実際は発汗により身体から水分が失われ、いつの間にか脱水を起こしていることがあり、これが熱中症の原因となっている。更に、外気温に加えて水温も高温の場合、体の熱が逃げにくくなり、熱中症を発症する可能性が高くなるため、プールに入ることを中止するなど適切な処置を講ずる。
- ⑨ 送迎用バス等における児童生徒等の所在確認
置き去り事故防止を徹底する。

【児童生徒等への指導等】

- ① 熱中症防止への意識、関心を高める
WBGT計を児童生徒等の活動場所等に設置し、日頃から暑さ指数に触れる機会を設けたり、熱中症対策マニュアルを配布したりするなど、自ら考え行動できるよう指導する。不調が感じられた場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する。
 - ② 登下校、校外学習、部活動など活動に応じた事前指導
各活動の事故防止の取組や緊急時の対応について、発達段階等に応じて事前に指導し、児童生徒等と共に理解を図る。
- 【活動中・活動直後の留意点】
- ① 初期症状の早期発見
児童生徒等の訴えだけでなく、めまい、吐気、ふらつき、頭痛、けいれん、筋肉の痛み、顔色が悪い等の初期症状を見逃さない。
 - ② クールダウン
運動後は体が熱い状態になっているため、クールダウンしてから次の活動（登下校も含む）を行うことに注意する。

(2) 热中症警戒情報（热中症警戒アラート）・热中症特別警戒情報（热中症特別警戒アラート）について

気候変動適応法等の改正において、热中症警戒情報、热中症特別警戒情報として法律上規定された。(施行: R6.4)

热中症特別警戒情報は、過去に例のない危険な暑さとなっていることが予想されるため、普段心がけている热中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がある。

責任者は、適切な热中症対策が取れない場合は中止・延期の検討をする。

	热中症警戒情報	热中症特別警戒情報
一般名称	热中症警戒アラート	热中症特別警戒アラート
位置づけ	气温が著しく高くなることにより热中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (热中症の危険性に対する気づきを促す)	气温が特に著しく高くなることにより热中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)
発表基準	府県予報区等内のいざれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予想される場合	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予想される場合
発表時間	前日午後5時頃 及び 当日午前5時頃	前日午後2時頃(前日午前10時頃の予測値で判断)

参考：学校における热中症対策ガイドライン作成の手引き(令和6年4月 追補版)

2 発生時以降の対応ポイント

(1) 応急処置及び安全確保

- ① 意識の確認
热中症を疑う症状が確認された場合、直ちに意識の確認を行う。
- ② 意識がない又は重症の場合
救急車の要請をするとともに、応急処置(体を冷やす・心肺蘇生法等)を講じ、管理職へ報告する。
- ③ 意識がある場合
 - ・ 風通しのよい日陰やクーラーが効いている室内で、身体を冷やしたり水分補給をしたりする等の対応を行う。
 - ・ 症状が改善しない場合については医療機関へ搬送する。
- ④ 周りの児童生徒等への対応
热中症発生の可能性が高まっているため、児童生徒等の健康観察を行い、水分補給や休憩などの適切な措置を講ずる。

(2) 報告等

- ① 保護者に、児童生徒等の容体や搬送先、学校の対応等について連絡、説明をする。
- ② 児童生徒等が医療機関へ救急搬送された場合、管理職は、県立学校は県学校教育課子ども安全支援室へ、市町村立学校は市町村教育委員会へ報告する。

3 情報収集等

- 環境省
 - ・ [热中症予防情報サイト](#)
 - ・ [「热中症環境保健マニュアル2022」](#)
- 文部科学省
 - ・ [学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン](#)
 - ・ [「学校における热中症対策ガイドライン作成の手引き」\(令和3年5月\)](#)
 - ・ [「学校における热中症対策ガイドライン作成の手引き」\(令和6年4月追補版\)](#)
 - ・ [学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育\(平成31年3月改訂\)](#)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター
 - ・ [热中症の予防\(学校等での事故防止対策集\)](#)

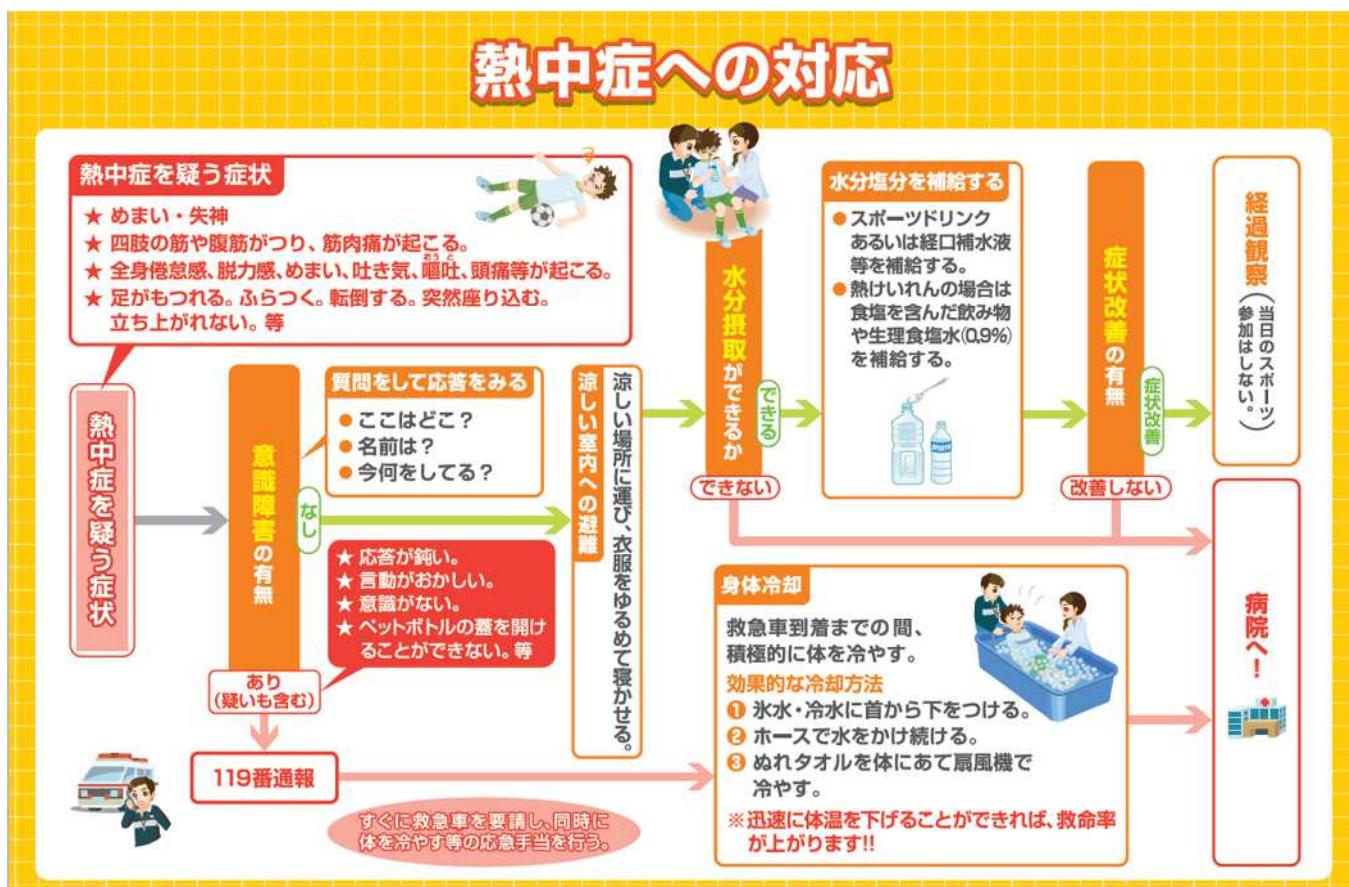
表1-1 暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等

暑さ指数(WBGT)による基準域	注意すべき生活活動の目安 ^{※1}	日常生活における注意事項 ^{※1}	熱中症予防運動指針 ^{※2}
危険 31以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
厳重警戒 28以上 31未満		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩を取り水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

*1 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3.1」(2021)

*2 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)

出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル2022」



出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター「熱中症フローチャートポスター」

熱中症発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
〈発生時の危機管理〉			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒等の救護、状況確認、安全確保 ○ 危機管理体制構築 ○ 関係者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> • 状況把握 • 救急体制の指示（救急車要請等） • 事故発生時の状況、対応等、記録する者の指示 • 救急搬送の場合は教育委員会に第一報、以後必要であれば状況報告し、助言を得る • 必要に応じて学校医へ連絡し、指導を受ける • 被害児童生徒等の保護者に容態、状況、搬送先、学校の対応について連絡 • 他の教職員への状況説明（臨時職員会議の開催等） • 必要に応じて、児童生徒等・保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）、理解と協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> • 热中症の程度を確認し、涼しい場所等へ移動し、応急手当 • 管理職に事故発生の報告 • 救急車対応が必要な場合は直ちに手配 • 救急車を手配した場合は同乗 • 病院に同行し、事故の発生状況や応急手当等について医師に説明 • 状況を管理職へ報告 • 被害児童生徒等の保護者への連絡 • 他の児童生徒等の健康観察 	<ul style="list-style-type: none"> • 教職員の指示に従う
〈事後の危機管理〉			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害児童生徒等保護者への対応 ○ 再発防止への取組 ○ 報告書（救急搬送時） 	<ul style="list-style-type: none"> • 管理職が教職員を代表して、児童生徒等、保護者に誠意ある対応 • 災害共済給付の手続き • P T A等への説明等 • 発生原因を究明し、再発防止への取組 • 救急搬送した場合は、報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> • 担任、顧問等が家庭を見舞うなど、児童生徒等、保護者に誠意ある対応 • 発生時の状況と災害共済給付の手続き等について保護者に説明する • 未然防止について児童生徒等への指導 	

熱中症予防の取組例

- 冷たい飲み物を持参させ、授業中でも水分・塩分補給が行えるようにする。
- 道具等の活用（帽子、クールスカーフ等）を促す。
- W B G T 計を顧問に配付し、熱中症予防のための運動指針に基づいた活動を意識付ける。

【県教教育委員会への連絡経路図】

■ 热中症による救急搬送の場合 報告様式：[热中症](#)



【県教育委員会連絡窓口】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

【県教育委員会担当課】

- 热中症全般 教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-5425、6145 FAX : 0852-22-6767
- 体育、運動部活動 教育庁保健体育課学校体育スタッフ TEL : 0852-22-5426、5894 FAX : 0852-22-6767

第2章 学校安全

言葉もが、言葉かの、
そこからもの。

第1 風水害発生時の対応

【事案（例）】 A小学校の所在する地域では、台風の影響で4校時目から風が強まり、予期せぬ局地的な集中豪雨となつた。午後1時、30校区を通る県道のP地点に崖崩れが発生し、現在通行止めとの連絡が市役所から入った。

1 未然防止のポイント

（1）事前の対応策

- ① 日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、防災体制や施設・設備等の管理体制を整備しておく。
- ② 地域の災害についての危険箇所、特に通学路の状況について把握するとともに、実情に応じた具体的な防災計画を作成する。
- ③ 災害発生時に迅速に対応できるよう停電時でも利用可能な情報の収集手段（テレビ、ラジオ、インターネット等）や問合せ先を確認しておく。

（2）安全指導の徹底

- ① 災害発生時の危険や安全な行動の仕方等に関して、具体的に指導する事項を指導計画に位置付け、危険予測能力、対応能力の育成に努める。
- ② 集団下校や保護者引き渡し訓練、連絡網の点検など、児童生徒や保護者が緊急時に安全な行動を取ることができる指導を充実させる。
- ③ 保護者や関係機関等と連携した防災訓練を計画的に実施する。

2 災害発生時以降の対応のポイント

（1）状況の把握

- ① テレビ、ラジオ、インターネット、防災無線等からの情報や関係機関への問合せ、実際の状況観察などにより、気象や道路、避難勧告等の正確な情報収集を行う。
- ② 学校周辺の状況を常時監視するとともに、冠水や土砂崩れ等の被災箇所を確認し、児童生徒の通学経路の状況を把握する。
- ③ 必要に応じ近隣校や教育委員会等情報交換を行う。
- ④ 児童生徒が登校前であれば、休校や始業開始を遅らせる等の措置も必要である。
- ⑤ バスや電車を利用して通学している児童生徒がいる場合には、公共交通機関の運行状況の把握も必要となる。

（2）下校措置などを判断する際の留意点

- ① 判断までに時間があるときは、教育委員会・他の学校とどのように連携をとるか、指示伝達系統をどのように確認するのかを教職員に周知しておく。
- ② 緊急時に、校長や教頭の判断が得られない場合の対応についても検討しておく。
- ③ 校舎及び施設周辺を点検するとともに、学校の周囲の状況を把握する。
- ④ 崖崩れ地域の状況を把握するために、関係機関や近くの保護者に連絡をとる。
- ⑤ 情報が入らない場合は、教頭等を現場に派遣し、状況を確認する。
- ⑥ 通学路に支障がある場合は、状況に応じて通学路の変更や、教職員引率による集団下校、あるいは保護者の迎え等の処置を講じる。
- ⑦ 家族が不在の家庭で、家屋の立地状況に危険が予想されるものについては、保護者に連絡をとり、引取りがあるまで学校に留めるなど適切な措置を講じる。校内に避難する場合、食料等物資が必要な場合は、教育委員会に連絡する。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・ [学校保健安全法](#)第27条（学校安全計画）、第28条（学校環境の安全の確保）
- ・ [災害対策基本法](#)第46条～48条（災害予防、防災に関する組織整備、防災訓練義務）

■ 関係情報等

- ・ [島根県：防災・危機管理情報](#)
- ・ [島根県水防情報](#)
- ・ [島根県地域防災計画](#)
- ・ [『島根県統合型G I S』](#)を活用した土砂災害警戒区域、土砂災害特別計画区域の把握
- ・ [しまね防災情報](#)
- ・ [しまね防災メールの登録](#)

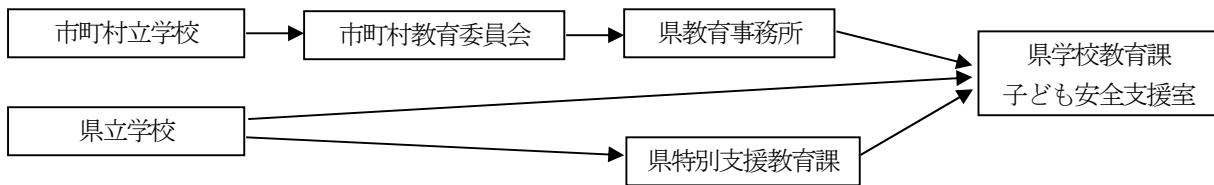
風水害発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒				
〈発生時の危機管理〉							
○ 大雨洪水警報発令	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害対策本部設置 ・気象情報、市防災対策本部等からの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示があるまでは通常の活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示によって行動する 				
○ 市役所から通行止めの連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の下校を検討 ・各地区の消防団員と連絡をとり通学路の安全状況等の確認 ・市内の各校との情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の状況について、保護者や関係者等に確認 					
○ 児童生徒への対応決定	<ul style="list-style-type: none"> ・対応を検討・決定 ・教育委員会に逐次報告し指示を受ける ・教育委員会に「大雨等による学校への影響」を報告（教育庁学校教育課から通知している様式） 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定等や注意事項を児童生徒に周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定等や注意事項を聞く 				
○ 保護者への連絡	<p>【家庭への連絡】 保護者に連絡をとり、下校の方法を確認する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>《学校で待機する場合》</th><th>《下校させる場合》</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指定する ・児童は各学年部、学級ごとに集め、安心させるように対応する ・災害情報や保護者からの連絡を伝える ・下校可能になった児童生徒から保護者に引き渡す（記録を忘れないこと） </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な方法で下校させる通学路の変更 教職員の引率 集団下校 保護者の出迎えなど ・児童生徒の帰宅を確認する </td></tr> </tbody> </table>			《学校で待機する場合》	《下校させる場合》	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指定する ・児童は各学年部、学級ごとに集め、安心させるように対応する ・災害情報や保護者からの連絡を伝える ・下校可能になった児童生徒から保護者に引き渡す（記録を忘れないこと） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な方法で下校させる通学路の変更 教職員の引率 集団下校 保護者の出迎えなど ・児童生徒の帰宅を確認する
《学校で待機する場合》	《下校させる場合》						
<ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指定する ・児童は各学年部、学級ごとに集め、安心させるように対応する ・災害情報や保護者からの連絡を伝える ・下校可能になった児童生徒から保護者に引き渡す（記録を忘れないこと） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な方法で下校させる通学路の変更 教職員の引率 集団下校 保護者の出迎えなど ・児童生徒の帰宅を確認する 						
○ 下校させる児童生徒の保護者への引渡し	<p>【避難所へ避難する場合】（下校不可能な児童）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ連絡 ・教職員が引率避難 ・安心させるように対応 ・帰宅可能になった児童から保護者に引き渡す（記録） 						
○ 避難所への避難							
○ 避難所へ避難した児童生徒の保護者への引渡し							
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会に最終報告 						
〈事後の危機管理〉							
○ 今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応を決定する ・保護者に連絡をする ・教育委員会の指示により被害発生地域又は市からの避難所開設の要請に備える 						

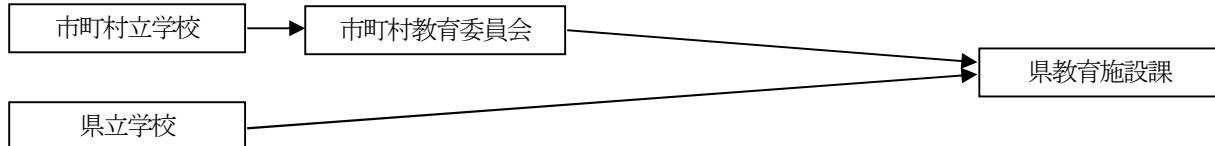
【発生時の県教委の連絡経路図】

■ 学校の休校等の連絡 報告様式：「休校等措置報告様式」

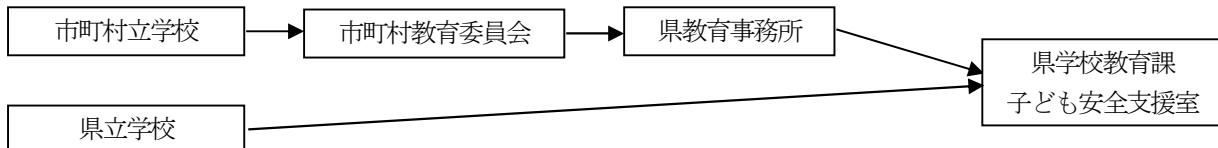
(注) 県立学校からは電話連絡のみ



■ 教育施設被害状況の報告



■ 児童生徒の死傷病に関する報告



注： 教育庁として緊急に人的・物的被害等を確認する必要がある場合は、別に定める
「災害発生時の対応要領」の連絡経路とする。

【県教育委員会担当課】

■ 学校等の休校等の連絡

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

■ 教育施設被害状況の報告

教育庁教育施設課企画助成係 TEL : 0852-22-5417 FAX : 0852-22-6016

■ 児童生徒の死傷病に関する報告

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

【参考1】 島根県統合型GISを活用した土砂災害計画区域、土砂災害特別計画区域の把握方法

- マップonしまね (<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/Portal>) のURLにアクセスし、「防災・道路」をクリック。「土砂災害警戒区域／土砂災害特別警戒区域」の地図を選びクリックし、知りたい場所を検索する。



The screenshot shows the homepage of the 'Map on Shimane' website. It features a search bar at the top right with placeholder text '入力例: 690-0887, 松江市役所' and a '検索' button. Below the search bar is a '使い方ガイド' (How to Use Guide) link. The main area is divided into several sections: 'このサイトについて' (About this site), '自然・環境・エコ' (Nature, Environment, Ecology), 'その他' (Others), '地域・まちづくり・土地' (Regional Development, Cities, Land), '防災' (Disaster Prevention), '松江市' (Matsue City), '浜田市' (Hamada City), '福祉・子育て・医療' (Welfare, Childcare, Medicine), '森林・鳥獣・農林水産業' (Forests, Birds and Animals, Agriculture, Forestry, Fisheries), and '観光・景観・文化財' (Tourism, Scenery, Cultural Properties). Each section contains a small map thumbnail and a brief description.

GIS (Geographic Information System)

GIS (地理情報システム)とは、位置に関する様々な情報を持ったデータを加工／管理したり、地図の作成や高度な分析などをを行うシステム技術の総称。複数のデータを地図上で重ね合わせ、視覚的に判読しやすい状態で表示できるため、分析結果の判断や管理もしやすくなる。

島根県統合型GIS

地価調査基準地、各種地域指定(都市地域、砂防区域、急傾斜地域等)の状況や中山間地域の研究成果など、地図上に表示して提供する方が分かりやすい情報について、GISを活用して県民・市町村に分かりやすく提供するととも

【参考2】しまね防災メールの登録方法

(1) しまね防災メールとは

気象注警報、地震・津波、水防・土砂災害情報などの防災情報を携帯メールに配信するサービスであり、住民の避難関連情報などの緊急情報は、市町村単位での配信が可能。

(2) メールの登録方法

- register@bousai-shimane.jp あてに配信を希望する携帯電話・パソコンから空メールを送信する。
- 30分以内に登録用メールが届く。
- 利用規約・免責事項を確認し、登録画面に進み、「一般利用者向け」「高度利用者向け」のどちらかを選択する。
- 「高度利用者向け」画面で、必要な情報の詳しい設定を行う。

しまね防災情報 <https://www.bousai-shimane.jp/>

県内の気象注警報、地震・津波、水防・土砂災害情報などの防災情報を一元化して提供しているサイト



The screenshot shows the homepage of the 'Shimane Disaster Information' website. At the top, there are links for 'しまね防災メール', '気象情報等', '雨量・水位情報', '土砂災害情報', '道路規制情報', '県河川カメラ', '国道省カメラ', and '道路カメラ'. A red banner at the top displays the message '緊急情報' (Emergency Information) and '緊急情報 はありません' (No emergency information available). Below the banner, there are sections for '市町村' (Municipalities) with a grid of buttons for Matsue City, Hamada City, Ozu City, Yazu City, Daigo Town, Anan City, Ichibiki City, Tottori City, Iwakuni City, Higashiyama Town, Ichinomiya Town, Kotohira Town, Nishiohno Town, and Gotohama Town. To the right, there are three columns: '避難情報' (Evacuation Information) with the message '避難情報 はありません', '避難所情報' (Evacuation Site Information) with the message '避難所情報 はありません', and '防災関連サイトリンク集' (Collection of Disaster-related Site Links) with the message '更新履歴 はありません'. At the bottom left, there is a 'お知らせ' (Announcement) section with the date '2021/07/09 县内各市町村のハザードマップはこらをご確認ください' and '2017/12/18 不審船及び不審人物に関する注意喚起について'.

第2 地震発生時の対応

【事案（例）】 A中学校で5校時目の授業中に大きい地震があり、揺れとともに教室の窓ガラスが割れた。そのガラス片で数名のけが人が発生した。

1 未然防止のポイント

（1）事前の対応策

- ① 日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、防災体制や施設・設備等の管理体制を整備しておく。
また、校内で落ちやすいものはないかなど、地震時を想定した安全点検を行い、改善する。
- ② 地震発生時の校舎や敷地内の危険箇所や津波発生時を含めた避難経路について把握するとともに、停電時の対応など実情に応じた具体的な防災計画を作成する。
- ③ 特別な配慮を必要とする児童生徒や負傷した児童生徒の避難を円滑に行うための方法を明確にしておく。
- ④ 緊急時に搬出の必要な物（救命・非常用品など）の保管場所を教職員に周知しておくとともに定期的に点検しておく。

（2）安全指導の徹底

- ① 災害発生時の危険や安全な行動の仕方等に関して、具体的に指導する事項を指導計画に位置付け危険予測能力、対応能力の育成に努める。
- ② 特に緊急地震速報時にすぐに体を低くして頭部を守る姿勢がとれるように訓練を行っておく。
- ③ 関係機関等と連携し、様々な場面を想定した防災避難訓練を計画的に実施する。（地震発生後に津波が発生する想定、火災が発生する想定、校内放送が使えない想定等）

2 発生時以降のポイント

（1）安全の確保（揺れを感じたら）

- ① 授業担当者は、児童生徒に窓やロッカーから離れ、机の下に潜るように指示をする。（身を隠す場所がない場合には、身の回りの物で頭を保護し、低い姿勢をとらせる。）
- ② 避難口を確保するため、出入口を開放する。
- ③ 火気使用中の場合は、直ちに消火する。ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。

（2）状況把握とその対応

- ① 児童生徒のけがの有無を確認する。
- ② 授業のない教職員で避難経路の安全確認をする。
- ③ 授業担当者は原則として児童生徒から離れない。
- ④ 管理職は状況を正確に把握し、状況に応じて臨機応変に判断し、救護や避難の方法を決定する。
 - ・ テレビ、ラジオ、インターネット、電話、防災無線等により情報を集める。
- ⑤ 避難の指示及び誘導・役割分担に従って行動する。
- ⑥ 避難場所での対応・名簿によって児童生徒や教職員の人員確認と、負傷者の確認をし、管理職に報告をする。
- ⑦ 救護活動
 - ・ 負傷者の程度に応じて救急車の要請を行う。
 - ・ 救護班を編制し、対応にあたる。
 - ・ 負傷した児童生徒の家庭に連絡をとる。
- ⑧ 保護者への連絡
 - ・ 保護者との連絡が取れるまでは児童生徒を下校させないで、学校で待機をさせる。
- ⑨ 津波警報（注意報）発令時の対応
 - ・ 海岸付近の学校では、速やかに安全な高い避難場所に避難する。（避難場所については、津波の到達時間を考慮し、適切に判断する。）

（3）報告等

- ① 事故が発生した場合には、その概要を市町村教育委員会に報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。
- ② 関係機関等の情報により、校区の被災状況を把握し、通学路の安全状況や交通機関の運行状況を把握する。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・ [学校保健安全法](#) 第27条（学校安全計画）、第28条（学校環境の安全の確保）
- ・ [災害対策基本法](#) 第46条～48条（災害予防、防災に関する組織整備、防災訓練義務）

■ 関係情報

- ・ [地震情報（日本気象協会）](#)
- ・ [島根県地域防災計画](#)
- ・ [しまね防災情報](#)
- ・ [しまね防災メールの登録](#)
- ・ [学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）](#)

地震発生時の対応

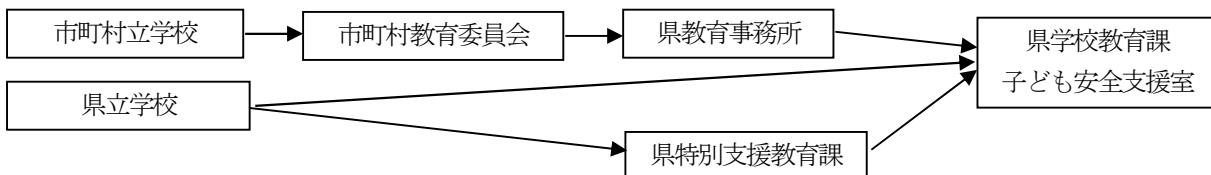
対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
○ 地震発生			
○ 第一次避難	・ 緊急指示	・ 児童生徒を落ち着かせる (身の安全を確保させる) ・ ガス栓を閉め、コンセントを抜く ・ 負傷者の確認・応急手当 ・ 配慮を要する児童生徒への対応	室内 机の下に潜り机の足を持つ <u>屋内の机がない所</u> 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難
○ 揺れが収まる			
○ 第二次避難	・ 二次災害の防止を指示 ・ 対策本部の設置 ・ 避難経路の安全確認指示 ・ 情報収集し、救護・避難の方法決定 ・ 避難経路の指示	・ 人員点呼、管理職へ報告 ・ 授業担当者以外で避難経路の安全確認 (授業担当者は原則児童生徒から離れない) ・ 避難誘導 ・ 負傷者の救護と搬送 ・ 負傷した児童生徒の保護者に連絡	校庭 建物から離れ頭を守る ・ 教職員の指示に従い避難をする
○ 第三次避難	学校が危険な場合は近くの避難所に避難		

【避難後の安全確保のための役割分担例】

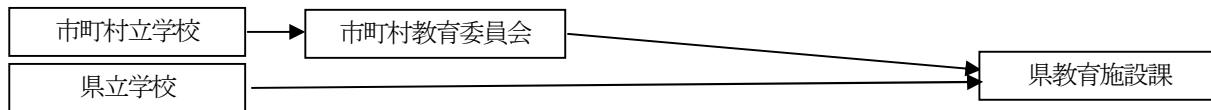
班	対策本部	避難誘導班	救急班	救護・消防班 安全点検班
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報集約・記録 連絡・外部対応窓口 行動の指示 避難者受入と状況説明 外部対応 今後の対応決定 	<ul style="list-style-type: none"> 人員確認報告 児童生徒への対応 保護者への連絡 児童生徒全員が安全に帰宅するまで学校に待機 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者の確認と応急手当 医療機関への連絡 負傷者を医療機関へ渡すまでの対応 対応結果を本部へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 捜索 救出 ガスの元栓確認 校舎施設設備の被害状況を点検記録し、本部に報告

【発生時の県教委の連絡経路図】

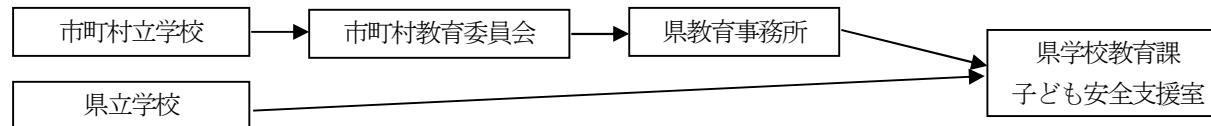
■ 学校の休校等の連絡 報告様式：[「休校等措置報告様式」](#) (注) 県立学校からは電話連絡のみ



■ 教育施設被害状況の報告



■ 児童生徒の死傷病に関する報告



注： 教育庁として緊急に人的・物的被害等を確認する必要がある場合は、別に定める「災害発生時の対応要領」の連絡経路とする。

【県教育委員会担当課】

■ 学校等の休校等の連絡

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

■ 教育施設被害状況の報告

教育庁教育施設課企画助成係 TEL : 0852-22-5417 FAX : 0852-22-6016

■ 児童生徒の死傷病に関する報告

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

第3 火災発生時の対応

【事案（例）】 A小学校で、2校時目の授業中に調理室から火災が発生し、たちまち黒煙が発生はじめた。

1 未然防止のポイント

(1) 防火体制の確立

- ① 平常時から、火元責任者を中心に、教室や特別教室の火気点検に心がける。管理職が不在の場合も、火災発生時に速やかに対応できるよう、確認しておく。
- ② 避難経路の指示、約束事の掲示、出入口の安全確保を行う。
- ③ 各教室の実態にあった安全確保の心得や、避難方法を教職員間で共通理解をしておくとともに、児童生徒に指導しておく。

(2) 実践的な避難訓練の実施

- ① 多様な時間帯や場所を想定した避難訓練を実施する。
- ② 傷病者、特別な配慮を必要とする児童生徒の避難を円滑に行うための方法を明確にする。

おはしも	おさない はしない しゃべらない もどらない
------	---------------------------------

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況の把握及び安全確保

- ① 火災発生時に授業担当者以外の教職員は、火災発生場所を確認し、管理職（防火管理者）に報告するとともに、可能であれば、初期消火を行う。
- ② 管理職は、消防署に通報するとともに、最も安全な避難経路及び避難場所を決定する。閉門中であれば、緊急車両通行のため校門を開ける。

(2) 避難指示及び誘導

- ① 管理職は、火災発生場所、避難経路及び避難場所を校内放送等で指示する。
- ② 児童生徒を落ち着かせ、指示に基づき整然と避難させる。避難の際は、身を低くし、ハンカチを口に当てて避難するよう指示する。
- ③ 火災発生時に授業担当者以外の教職員は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保を行うとともに、逃げ遅れた児童生徒がいないか確認する。また、特別な配慮を必要とする児童生徒の避難をサポートする。
- ④ 重要書類等を搬出する。

(3) 避難場所での対応

- ① 担任は、名簿により人員確認及び傷病者等の状況を確認し、管理職に報告する。
- ② 管理職は、児童生徒や教職員の傷病の程度に応じ、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

(4) 報告等

- ① 児童生徒が負傷した場合は、保護者へ速やかに報告する。
- ② 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問合せへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ③ 教育委員会や消防署等への学校からの連絡窓口を一本化し、報道機関への対応は教育委員会と相談のうえ、窓口を教育委員会が学校に一本化する。
- ④ 今後の対応（下校等の措置）について、保護者に連絡する。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・ [消防法](#)第8条（防火管理者）、第17条（消防用設備等設置義務）
- ・ [学校保健安全法](#)第27条（学校安全計画）、第28条（学校環境の安全の確保）
- ・ [災害対策基本法](#)第46条～48条（災害予防、防災に関する組織整備、防災訓練義務）

■ 関係情報

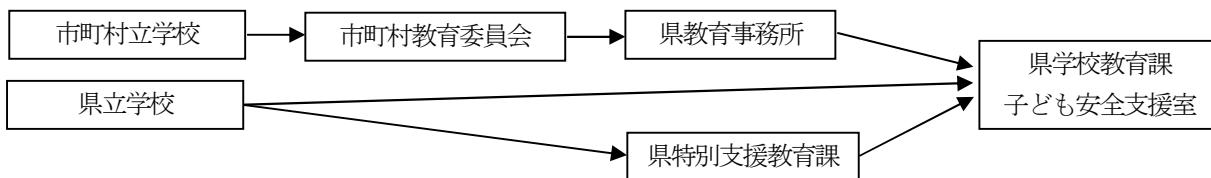
- ・ [総務省消防庁](#)
- ・ [しまね防災情報](#)
- ・ [しまね防災メールの登録](#)

火災発生時の対応

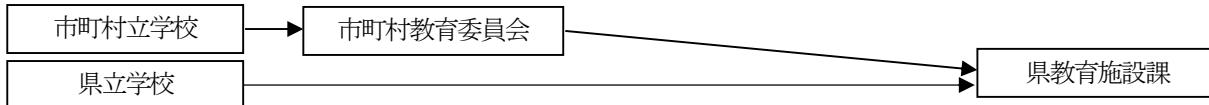
対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
<発生時の危機管理>			
○ 火災発生	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急指示 ・状況把握 ・消防署、病院への連絡 ・校内放送・避難指示 (出火場所、避難経路、避難場所) ・対策本部の設置 ・教委等関係機関への連絡 ・避難の決定と指示 ・重要書類等の搬出 ・校舎外避難後の対応検討・決定 	<p><授業担当者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を落ち着かせる ・ガス栓を閉める、コンセントを抜く、窓を閉める ・避難誘導、人員点呼(授業担当者は原則児童生徒から離れない) ・負傷者の確認・応急手当 ・配慮を要する児童生徒への対応 ・管理職・本部への連絡 <p><授業担当者以外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生場所の確認 ・可能であれば初期消火(延焼を防ぐ行動や危険物等の除去) ・避難場所、経路を確認し、授業担当者や管理職・本部へ報告 ・救急救護 ・逃げ遅れの者を探す ・児童生徒への説明(日程等) ・下校指導 	
○ 児童生徒の安全確保			<ul style="list-style-type: none"> ・注意や指示等をよく聞く ・火元から離れる ・ガス栓を閉める、コンセントを抜く、窓を閉める ・指示に従い避難(おはしも) ・身を低くする ・ハンカチを口に当てる
○ 児童生徒の集団下校	<ul style="list-style-type: none"> ・下校指示 ・教育委員会への報告 ・保護者への説明 		<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従い集団下校をする

【発生時の県教委の連絡経路図】

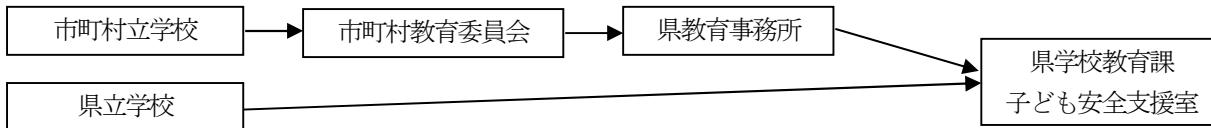
■ 学校の休校等の連絡



■ 教育施設被害状況の報告 報告様式:「事故報告書」



■ 児童生徒の死傷病に関する報告



【県教育委員会担当課】

■ 学校等の休校等の連絡

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

■ 教育施設被害状況の報告

教育庁教育施設企画助成係 TEL : 0852-22-5417 FAX : 0852-22-6016

■ 児童生徒の死傷病に関する報告

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

第4 学校防犯（外部からの侵入者・不審車両対応）

【事案（例）】 刃物を持った不審者が構内に入ってきた。3名の教職員と侵入者が対峙することとなった。

1 未然防止のポイント

（1）日常の安全確保

- ① 児童生徒の安全確保に関し、職員会議で取り上げるなどして、教職員間で共通理解を図る。
- ② 学校への来訪者のための入口や受付を明示し、外部からの人や車両の出入りの確認を行う。
- ③ 日頃から警察や地域の関係機関等と連携して、情報を速やかに把握できる体制を整える。
- ④ 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担を定める。
- ⑤ 安全確認のための機器を整備する。（警報装置、通報装置、防犯グッズ等の整備）
- ⑥ 学校の施設設備の点検を定期的に実施するとともに、学校見守りボランティアやスクールガードリーダーの協力を得るなどして校舎内外の巡視を複数で行う。

（2）実践的な訓練の実施

- ① 関係機関と連携した総合的な訓練を計画的に実施する。
- ② 外部からの侵入など緊急時に備え、校内研修を行うとともに、通報や誘導などの体制をシミュレーションする。

2 発生時以降の対応のポイント

（1）不審者への対応

- ① 手近にある物（モップ、机、椅子、消火器、さすまた等）を活用して防御するとともに、不審者の動きや移動を阻止する。また、他の教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- ② 教職員は分担し、不審者の移動阻止のための防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないようにしながら、できる限り一室に隔離する。

（2）児童生徒の安全確保

- ① 教職員は、管理職の指示に基づき、絶えず不審者の居場所や言動等を把握しながら、例えば、事前に決めておいた暗号による緊急放送等で不審者に知られないように児童生徒を避難させる。（不審者の状況から避難が困難な場合は、教室で待機させる。）
暗号の例：「これから緊急集会を開きますので、全員○○に集合してください。」等
- ② 学級担任等は、児童生徒を掌握し、安全を確保しながら避難させる。
- ③ 負傷者の有無などを確認し、負傷の状況に応じて応急手当を行う。

（3）関係機関との連携

- ① 直ちに警察へ通報する。また、必要に応じて、救急車を要請する。

（4）不審者確保後の措置、報告等

- ① 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問合せへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ② 教育委員会や警察等への学校からの連絡窓口を一本化し、報道機関への対応は教育委員会と相談のうえ、窓口を教育委員会が学校に一本化する。
- ③ 事件を目撃した児童生徒や事件の発生によりショックを受けている児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。

（5）児童生徒、保護者への連絡等

- ① 全校児童生徒に対し、事件の概要を説明するとともに、安全な登下校について指導する。
- ② 他の保護者に対して、事件の発生及び今後の対応について周知する。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・ [学校保健安全法](#) 第27条（学校安全計画）、第28条（学校環境の安全の確保）

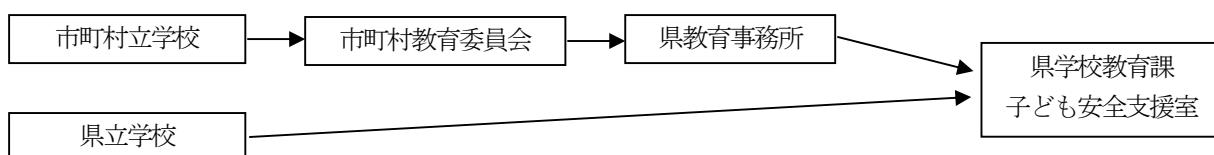
■ 関係情報等

- ・ [学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）](#)
- ・ [島根県警本部 みこびー安全メール](#)
- ・ [子どもの心のケアのために（平成22年7月文部科学省）](#)

外部からの侵入者（不審車両）による傷害事件発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
〈発生時の危機管理〉			
○ 事件発生	<ul style="list-style-type: none"> 事件発生時の具体的な対応例 <ul style="list-style-type: none"> ① 注意を喚起する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・大声を上げる（「逃げろ」等） ・警笛（ホイッスル）等をならす ② 避難場所を指示する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に指定する。（「職員室に逃げろ」等） ③ 通報や応援を求める場合 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に指示する。（「職員室に行って110番頼め」等） ・大声を上げる。（「誰か来てくれ」） ④ 侵入者（凶器による）と対峙する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・冷静沈着に、自信ある態度で行動する ・自分の力を過信しない ・身近にある物は何でも活用する（椅子、消火器、モップ、上着等） ・間合いに注意しながら、相手の目から自分の目を離さない ・相手を説得し、行為をやめさせる ・応援が来るまで時間をかせぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・素早く逃げる ・大声を上げて助けを求める ・近くの教員に知らせる ・教員の指示に従い安全な場所に避難する 	
○ 児童生徒の保護・避難等の緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> 教職員に児童生徒の安全確保指示 110番、119番通報 緊急避難場所の確認 緊急放送での避難指示 被害児童生徒の保護者に連絡 外部に対する窓口一本化 教育委員会に第一報 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童生徒の救出と応急手当 ・校内の児童生徒や教職員に危険を知らせる（ブザー等） ・児童生徒を安全な場所に避難誘導（困難な場合は教室待機） ・管理職に報告 ・救急車に同乗し被害児童生徒を搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況説明と安全指導を受ける
○ 不審者確保後の措置	<ul style="list-style-type: none"> 全校集会で状況説明と安全指導を行う 保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める 警察、報道機関への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全と所在を確認する ・児童生徒の心に配慮し安全指導を行う ・状況に応じて保護者に引き渡す 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と一緒に下校する
〈事後の危機管理〉	<ul style="list-style-type: none"> 教委やスクールカウンセラーなどの連携 保護者への説明 事故報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任等による家庭訪問を実施し、被害児童生徒の状況を把握する ・カウンセリングを実施する 	

【発生時の連絡経路図】 報告様式：[「事故報告書」](#)



【県教育委員会担当課】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL：0852-22-5412、6862 FAX：0852-22-6857

第5 授業中の事故

【事案（例）】 A中学校1年生の理科の実験で、水素の気体発生実験中に、水素を集めたガラス器具にあやまって引火し、器具が破裂し、飛散したガラス片により生徒数人がけがをしてしまった。

1 未然防止のポイント

（1）安全指導（教育）の充実

- ① 安全性が高く、確実で効果的な実験や観察の方法を選択する。
- ② 予備実験を行い安全性の確認をする。
- ③ 児童生徒に実験の基本操作や器具の正しい使い方の指導をするとともに、普段から教員の注意を聞き入れるような習慣をつけておく。
- ④ 万一事故が発生したときの処置の仕方についても指導する。
- ⑤ 実験や観察を行う際には、安全や機能面を考慮した服装にするように指導をする。場合によっては、ゴーグル等の使用も必要である。
- ⑥ 薬品管理を徹底するとともに廃液や廃棄物の処理について、適切な指導をする。

（2）事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておく。

2 発生時以降の対応のポイント

（1）状況把握とその対応

- ① 事故直後は騒然とした状態になることが予想されるが、担当教員は事故の状況を把握し、以下の適切な行動をとる。
- ② 大けがの場合は、救急車の手配をする。
- ③ 担当教員は、他の教職員の応援を頼むため、保健室と職員室に児童生徒を行かせる。
- ④ 薬品が皮膚や衣服に付着した場合、担当教員は、養護教諭等が来るまで、多量の水で洗い流すなどその薬品に対する適切な希釈措置を講ずる。
- ⑤ 養護教諭等が現場に到着したら、傷の手当については、判断を委ねる。
- ⑥ 担当教員や他の教職員は、養護教諭等とともに負傷した児童生徒に応急手当を講じる。

（2）保護者への対応

- ① 病院での治療が必要な場合は、速やかに、保護者と連絡をとる。
- ② 担当教員は、病院に同行し、医師に事故発生時の状況や使用した薬品などを報告する。
- ③ けがの状況しだいでは、管理職が当該児童生徒を見舞い、保護者に事故の状況や経緯を説明するとともに、誠意を持って対応する。

（3）処置、報告等

- ① 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問合せへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ② 教育委員会や警察等への学校からの連絡窓口を一本化し、報道機関への対応は教育委員会と相談のうえ、窓口を教育委員会が学校に一本化する。
- ③ 事故を目撃した児童生徒や事故の発生によりショックを受けている児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。

（4）児童生徒、保護者への連絡等

- ① 全校児童生徒に対し、事故の概要を説明する。
- ② 他の保護者に対して、事故の発生及び今後の対応について周知する。

3 情報収集等

■ 関係法令等

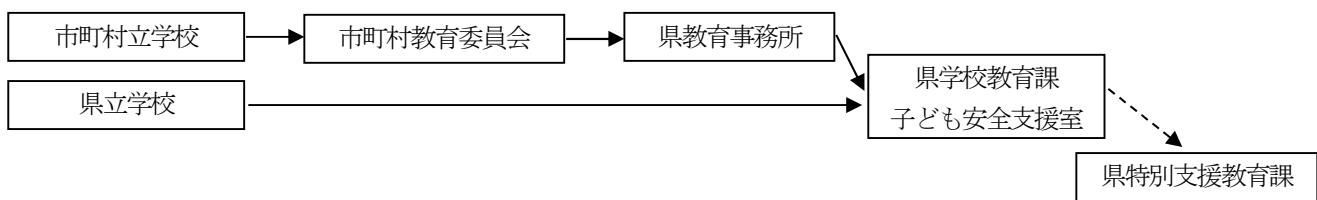
- ・ [学校保健安全法](#)第27条（学校安全計画）、第28条（学校環境の安全の確保）
- ・ [独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令](#)第5条（学校の管理下における災害の範囲）

授業中の事故への対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
<発生時の危機管理>			
○ 事故発生	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の負傷の程度を確認するとともに、二次災害を防止する 他の教職員を呼びに児童生徒を行かせる 他教室で待機するよう児童生徒に指示 管理職へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の指示に従い、事故拡大防止の措置を行うとともに、他の教職員に連絡する
○ 緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故状況、児童生徒状況等の確認 役割分担し指示を出す 事故の経緯を記録するよう指示 保護者に連絡 教職員への状況説明 必要時は以下の対応 救急車要請、校医に連絡 現場を保存して警察に通報 教育委員会への報告 全校集会での説明 校長あるいは教頭が直接見舞いに行くか、他の教職員を応援に行かせる 保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める 	<ul style="list-style-type: none"> 担当教員は薬品がかかった部分やガラスでけがをした部分も流水で十分洗う 出血が激しい場合は止血する 担当教員は病院へ同行し、事故発生時の状況と使用した薬品について医師に報告する 直ちに学校に病院名等を連絡する 事故の状況を児童生徒から聞く 	<ul style="list-style-type: none"> 事故の状況を説明する
<事後の危機管理>			
○ 再発防止	<ul style="list-style-type: none"> 事故報告書を作成し、提出する 事故原因を究明し、教職員、児童生徒等に対する事故防止対策や安全点検等を見直し、再発防止に取り組む 災害共済給付の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 見舞いなどを通じて児童生徒の状況を確認する 事故発生時の状況と、災害共済給付の手続き等について保護者に説明する 	

【発生時の連絡経路図】 報告様式：[「事故報告書」](#)

■ 通常の報告



■ [消費者事故等の場合](#) P16参照

【県教育委員会連絡窓口】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL：0852-22-5412、6862 FAX：0852-22-6857

【県教育委員会担当課】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL：0852-22-5412、6862 FAX：0852-22-6857

教育庁学校教育課高等学校教育推進スタッフ TEL：0852-22-6865、6026 FAX：0852-22-6265

教育庁学校教育課義務教育推進室 TEL：0852-22-6607、6064 FAX：0852-22-6265

教育庁特別支援教育課指導スタッフ TEL：0852-22-5976 FAX：0852-22-6231

第6 部活動中の事故

【事案（例）】 A県立高校の硬式野球部の打撃練習中、部員Bの打った球が、三星手の部員Cの前でイレギュラーし、部員Cの側頭部を直撃した。部員Cはその場に倒れ込んだ。

1 未然防止のポイント

(1) 施設設備の安全点検

施設設備の安全点検の実施に当たっては、安全点検表等を活用し、定期的な安全点検の励行を図る。

(2) 指導体制の確立

やむを得ず指導者が活動の場に参加できない場合や途中で活動の場を離れる場合は、副顧問や他の部の指導者に監督を依頼したり、部員だけでも安全かつ自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。活動が困難な場合は、中止する。

(3) 部員への安全管理に対する意識の高揚

活動場所の入念な整備、練習中における安全確保のための約束事等を決め、安全に対する意識の高揚を図る。また、部員にも事故発生時の対応及び緊急連絡先について周知しておく。

(4) 校内の救急体制の整備

学校内の救急体制を整え、役割分担を明確にし、教職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、常に組織的に動ける体制を整えておく。

(5) 無理のない活動計画

部内における目標を明確にし、年間・月間・週間・一日の計画を立案し、無理のない活動計画を作成する。

(6) 部員の健康状態の把握

指導者は事故を未然に防止するために、担任、養護教諭等との連絡を図り、絶えず部員の心身の健康状態を把握しておく。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況把握とその対応

児童生徒のけが等の把握（いつ、どこで、どんな状況で、けがの軽重等）は、相手児童生徒がいる場合は事情聴取、ケア等を行う。

(2) 処置

救急車対応が必要な場合は直ちに119番通報し、適切な対応を行いつつ救急車を待つ。

(3) 報告

教職員は、管理職、養護教諭、学年主任、学級担任に速やかに報告する。管理職は、県立学校の場合は県学校教育課子ども安全支援室へ、市町村立学校の場合は市町村教育委員会へ報告する。

(4) 保護者への連絡

けがをした児童生徒の搬送先病院、傷害等の状況等を連絡する。

(5) 事後措置

事故報告書を作成する。災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）の該当になる場合は適切に措置を行う。

3 情報収集等

■ 関係法令等

・ [国家賠償法](#)

第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、請求権）

・ [独立行政法人日本スポーツ振興センター法](#)

第3条（センターの目的）

第16条（災害共済給付及び免責の特約）

第31条（損害賠償との調整）

■ 通知・関係情報等

・ [学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について（スポーツ庁 令和4年2月）](#)

・ [学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁／文化庁 令和4年12月）](#)

・ 部活動の在り方に関する方針：島根県教育委員会 平成31年2月

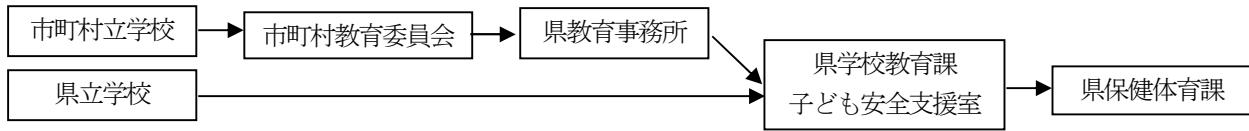
部活動中の事故発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
<発生時の危機管理>			
○ 児童生徒の救護、事故確認	<ul style="list-style-type: none"> 事故の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷の程度を確認し、応急手当 管理職に事故発生の報告 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の指示に従い、連絡に行く
○ 危機管理体制構築	<ul style="list-style-type: none"> 救急体制の指示（救急車要請等） 事故発生時の状況、対応等記録する者の指示 報道機関等への窓口を一本化 	<ul style="list-style-type: none"> 救急車対応が必要な場合は、直ちに手配 部活動終了及び下校を指示 憶測による情報を出さないよう児童生徒に指示 救急車を手配した場合は同乗 病院に同行し、事故の発生状況や応急手当等について医師に説明 状況を管理職へ報告 被害児童生徒の保護者への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の指示に従い、部活動終了 片づけをして下校
○ 関係者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会に第一報、以後リアルタイムでの報告、教育委員会からの助言による対応 必要に応じて校医に連絡 被害児童生徒の保護者に容態、事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡 他の教職員への状況説明（臨時職員会議の開催等） 関係機関への連絡 必要に応じて、生徒・保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）、理解と協力依頼 報道機関への対応 		
<事後の危機管理>			
○ 家庭訪問等被害児童生徒・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 状況によっては管理職が教職員を代表して、児童生徒、保護者に誠意ある対応 P T A等への説明 	<ul style="list-style-type: none"> 担任、顧問等家庭を見舞うなど、児童生徒、保護者に誠意ある対応 	
○ 相手児童生徒・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 状況によっては管理職による児童生徒、保護者への誠意ある対応 	<ul style="list-style-type: none"> 担任、顧問等が家庭訪問等を行い、児童生徒・保護者に対応 	
○ 再発防止への取組	<ul style="list-style-type: none"> 事故原因を究明し事故防止策や点検等を見直し、再発防止への取組 		
○ 事故報告書	<ul style="list-style-type: none"> 事故報告書作成 日本スポーツ振興センターに報告 		

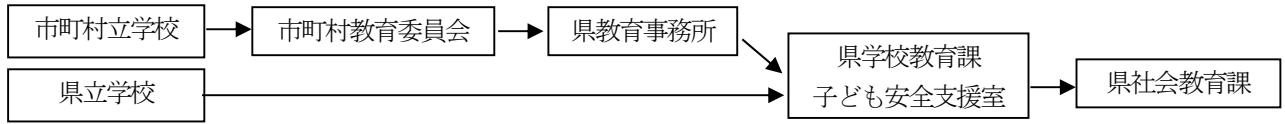
(注) 校外において事故が発生した場合も、児童生徒の応急処置をとるとともに、早急に管理職に報告を行い、指示を受ける。

【発生時の連絡経路図】 報告様式：[「事故報告書」](#)

■ 運動部



■ 文化部



■ [消費者事故等の場合](#) P16参照

【県教育委員会連絡窓口】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

【県教育委員会担当課】

■ 運動部

教育庁保健体育課学校体育スタッフ TEL : 0852-22-5426、5894 FAX : 0852-22-6767

■ 文化部

教育庁社会教育課生涯学習振興係 TEL : 0852-22-6485 FAX : 0852-22-6218

第7 登下校中の事故

【事案（例）】 優先道路を自転車で登校中の中学生が、一時停止をせずに側道から出てきた自動車と接触する事故が起きた。

1 未然防止のポイント

(1) 交通安全教育の推進

- ① 自己の安全や他の人の安全に貢献できる健全な社会人を育成することをめざした交通安全教育を実施する。
- ② 児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて実施する。
- ③ 保健学習、学級活動や学校行事を中心に、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な交通安全教育の充実を図る。

(2) 通学路の点検と校区の危険箇所の確認と指導

- ① 通学路の設定とその安全確保にあたっては、交通事情等に配慮し、可能な限り安全な通学路を設定する。
- ② 通学路の安全性が恒常に確保されるよう、保護者、警察関係者等の協力も求めて対策を講じる。
- ③ 学校は定期的に通学路の点検を実施するとともに、危険箇所があれば速やかに教育委員会を通じて道路管理者に改善の要望を行う。
- ④ 危険箇所や工事箇所の把握に努め、児童生徒への安全指導の徹底を図るとともに、保護者への周知を徹底し、安全に通学できる体制を整える。

(3) 安全な通学方法の確保

- ① 徒歩及びバス、列車等交通機関利用による通学の安全確保
 - ・ 通学方法や利用する交通機関は地域性や学校の実情等により大きく異なる。これらの実態に応じて、安全管理を行う。また、悪天候等の非日常的な状況における安全確保についても検討しておく。
- ② 自転車通学の安全確保（中学、高校）
 - ・ 自転車通学での安全確保では、通学における使用のきまりの遵守、自転車の点検整備、駐輪場における管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の生徒の混雑の緩和、乗車時の行動等について安全管理を行う。
- ③ 二輪車や自動車（定時制高校や通信制高校）による通学の安全確保
 - ・ 二輪車や自動車による通学での安全確保についても、通学における使用のきまりの遵守、車両の点検整備、駐車場における管理、学校周辺や校門周辺での他の児童生徒との混雑、乗車時の行動等について安全管理を行う。その際、二輪車や自動車は加害事故を起こしやすいことに留意する。
- ④ バス送迎による通学の安全確保
 - ・ 送迎バス等により学校等への登下校を行う場合は、送迎バス等の整備管理を確実に実施するほか、道路交通法令を遵守し交通安全に留意して安全運転で行う。また、児童等の置き去り防止の観点から、国が作成した安全管理マニュアルを参考に学校等の実情に応じたマニュアルを作成するなど、児童等の安全確保を徹底する。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況の把握

- ① 通報を受けた教職員は速やかに管理職に報告する。
- ② 通報に基づき、当該児童生徒の氏名、負傷状況、搬送先を確認する。
- ③ 事故現場からの通報を受けた場合は、教職員が事故現場に向かい当該児童生徒の氏名等の確認を行う。
- ④ 救急車が到着していない場合には、事故現場に到着した教職員は、応急手当を行う。

(2) 保護者への対応

- ① 通報に基づき、保護者へ事故の発生、負傷の状況、搬送先を正確に連絡する。
- ② 管理職、担任等は速やかに当該児童生徒を見舞う。保護者には改めて事故の状況や経緯を説明するとともに、誠意ある対応をする。

(3) 処置、報告等

- ① 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問合せへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ② 教育委員会や警察等への学校からの連絡窓口を一本化し、報道機関への対応は教育委員会と相談のうえ、教育委員会が学校に一本化する。
- ③ 事故を目撃した児童生徒や事故の発生によりショックを受けている児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。

(4) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 全校児童生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、安全な登下校について指導する。
- ② 他の保護者に対して、事故の発生及び今後の対応について周知する。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・ [交通安全対策基本法](#)第24条（交通安全業務計画）
- ・ [学校保健安全法](#)第27条（学校安全計画）、第28条（学校環境の安全の確保）

■ 関係情報

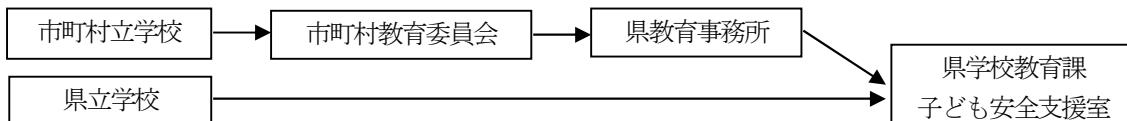
- ・ [島根県警察本部 交通関係情報](#)

登下校中の事故発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員
〈発生時の危機管理〉		
○ 事故発生 (目撃者からの通報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長は、教頭または教職員複数を現場に急行させる (児童生徒名簿・携帯電話等を持たせる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部からの通報内容と通報者の氏名等を記録し、救急車の手配、警察への通報について確認する ・ 児童生徒からの連絡であれば、安心感を与えるとともに適切に指示 ・ 管理職に報告
○ 発生直後の被害児童生徒への対応、保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 被害児童生徒が確認でき次第保護者に事故の発生を連絡する ・ 教育委員会に一報を入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>救急車が到着していない場合</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急措置を行うとともに、負傷者の人数が多い場合、周囲に協力を求める ・ 出血等がなく意識不明であれば気道確保し呼吸の確認→人工呼吸、心肺蘇生法を続ける(必要に応じて「AED」を使用する) ○ <u>救急車が到着していた場合</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員1名が同乗する ・ 救急車が出た後であれば、消防署に連絡を取り病院を確認する ・ 現場に残った教職員は、負傷しなかった児童生徒に様子を聞くとともに、動揺をやわらげるよう指導を与え登校させる ・ 警察の現場検証に立ち会う ・ 担任は病院に駆けつけ、医師より状況を聞き、管理職に報告する
○ 発生後の児童生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害児童生徒が入院する場合は見舞う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登校してきた児童生徒を温かく迎えるとともに、健康観察をする
○ 他の児童生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校集会時に事故の概要を説明し、安全指導 	
○ 保護者への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、保護者へ対応策について説明(文書送付又は説明会開催)し、理解と協力を求める 	
〈事後の危機管理〉		
○ 再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、保護者に誠意ある対応を行う ・ 反省点をまとめ再発防止に努める ・ 関係機関に報告をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒への安全指導を行う ・ 被害児童生徒を見舞い、適切な言葉がけをする ・ 事故を目撃した児童生徒には面接をしたり家庭訪問をしたりして動揺を和らげる

【発生時の連絡経路図】

報告様式：[「事故報告書」](#)



【県教育委員会担当課】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

第8 放課後支援活動（放課後子ども教室・放課後児童クラブ・ハッピーアフタースクール）中の事故

【事案（例）】 放課後子ども教室で、野球をしていた児童が振り回したバットが他の児童の腕に当たり怪我。腕を強く打ち、顔が青ざめるなど普段とは違う様子が見られた。

1 未然防止のポイント

(1) 連絡体制の確立

年度初めに放課後支援活動の実施状況を把握し、指導者との連絡体制を確認しておく。校舎内の開催、近隣施設での開催に関わらず、教職員と放課後支援活動指導者の顔合わせ会を設定するなど、児童の様子について日頃から情報交換できる体制作りに努める。

(2) 児童への安全管理に対する意識の高揚

安全指導の折には、学校外での活動においても触れ、安全指導の徹底を図る。また、児童にも事故発生時の対応及び緊急連絡先について可能な範囲で周知しておく。

(3) 施設設備の安全点検

放課後支援活動でも使用する機会のある施設設備の安全点検の実施に当たっては、安全点検表等を活用し、定期的な安全点検の励行を図る。また、危険箇所等留意点が見つかった場合には速やかに放課後支援活動指導者または市町村の放課後支援活動担当課（教育委員会又は福祉部局）へも周知する。

(4) 校内の救急体制の整備

緊急に対応が必要な場合に備え、放課後支援活動についても学校内の救急体制を整え、役割分担を明確にし、教職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、常に組織的に動ける体制を整えておく。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況把握とその対応

① 児童から直接連絡を受けた場合

児童のけが等の把握をし、応急手当を行うとともに、速やかに放課後支援活動指導者に連絡する。

② 放課後支援活動指導者から連絡を受けた場合

緊急の対応が必要かどうか確認し、協力して対応に当たる。

③ 緊急対応後の状況把握

①②のいずれも、対応後に連絡を受けた場合には、当該児童の状況を確認し、家庭との連絡を行う。また、放課後支援活動指導者の対応も整理し、校内で情報の共有化を図るとともに、当該児童や保護者に対して必要な支援を行う。

(2) 報告

放課後支援活動指導者が市町村の放課後支援活動担当課（教育委員会又は福祉部局）へ報告する。

(3) 事後措置

市町村の放課後支援活動担当課（教育委員会又は福祉部局）が主体となり、学校等関係機関と連携し行う。

3 情報収集等

■ 通知・関係情報

〈マニュアル〉

- ・ 地域子ども教室推進事業「安全管理マニュアル」（平成16年5月 文部科学省）
- ・ 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（平成29年4月 文部科学省）
- ・ 児童館における安全対策ハンドブック （財）児童健全育成推進財団）

〈関連通知〉

・ [放課後児童クラブ（児童館）への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて](#)

（平成17年12月14日 厚生労働省）

- ・ 放課後児童健全育成事業における児童の安全確保の徹底について（平成21年8月20日 厚生労働省）

- ・ 放課後児童健全育成事業における事故防止の徹底について（平成22年7月29日 厚生労働省）

- ・ 放課後子どもプラン等の推進における学校と連携した防災・安全体制の整備等について

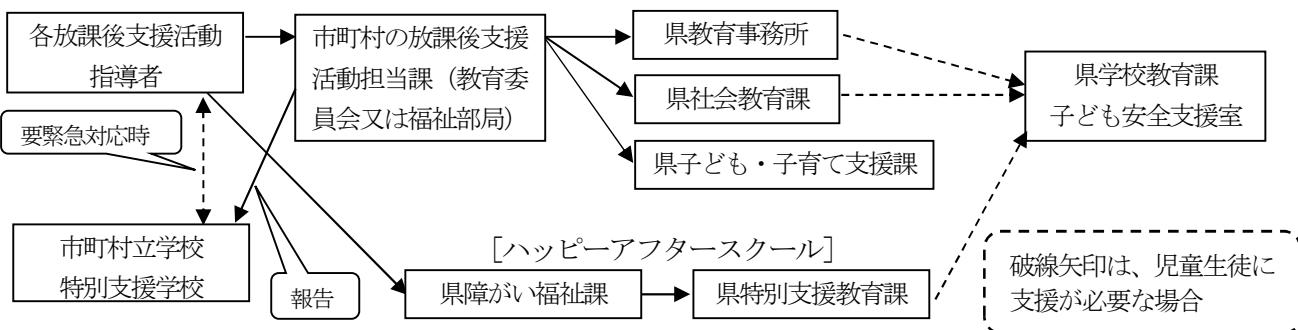
（平成24年3月30日 文部科学省）

放課後支援活動（放課後子ども教室・放課後児童クラブ・ハッピーアフタースクール）中の事故発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	放課後支援活動指導者
<p>〈発生時の危機管理〉</p> <p>【緊急対応が必要な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の救護、事故確認 <p>【急を要しない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の状況把握、教職員へ緊急対応指示 ・ 放課後支援活動指導者へ連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後支援活動指導者へ連絡 ・ 必要に応じて、放課後支援活動指導者と連携し、児童・保護者へ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童から直接連絡があつた場合は、負傷の程度を確認し、急を要する時は応急手当 ・ 管理職に事故発生の報告（管理職不在の場合は、放課後支援活動指導者へ連絡） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷の程度を確認し、応急手当 ・ 救急車手配が必要な場合は、直ちに手配 ・ 病院に同行し、事故の発生状況や応急手当等について医師に説明 ・ 被害保護者、市町村担当課、学校への連絡 ・ 事故対応後、被害保護者、学校、市町村担当課への連絡 ・ 市町村担当課指導のもと、児童・保護者へ対応 ・ 状況に合わせて学校とも連携
<p>〈事後の危機管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・保護者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、校内での情報の共有化を図る ・ 状況によっては、放課後支援活動担当課と連携し、必要な支援を行う 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村担当課指導のもと、状況に合わせて学校とも連携し、児童・保護者へ対応

(注) 特別支援学校を利用して行われている「ハッピーアフタースクール」については、上記に準じて対応する。なお、報告、事後措置においては、市町村の放課後支援活動担当課（教育委員会又は福祉部局）を県障がい福祉課又は県特別支援教育課に置き換える。

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会・福祉部局担当課】

- 放課後子ども教室
教育庁社会教育課社会教育スタッフ TEL : 0852-22-6876 FAX : 0852-22-6218
- 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
健康福祉部子ども・子育て支援課子育て支援係 TEL : 0852-22-6072 FAX : 0852-22-6124
- ハッピーアフタースクール
県障がい福祉課療育・相談支援係 TEL : 0852-22-6527 FAX : 0852-22-6687
教育庁特別支援教育課指導スタッフ TEL : 0852-22-5976 FAX : 0852-22-6231

第9 クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応

【事案（例）】 A小学校の近くに、クマが出没したとの連絡が入った。

1 未然防止のポイント

(1) クマの被害に遭わないために

- ① 過去にクマが出没した地域やクマが生息する地域では、クマよけの鈴など音の鳴るものを身につけ、人間の存在を知らせるようにする。特に早朝や夕方はクマが行動する時間なので、外出の際は特に気をつけるよう指導する。
- ② クマの習性や遭遇した場合の対処方法などの研修を行い、児童生徒に指導しておく。
- ③ クマの出没情報が入った場合の児童生徒及び保護者への周知や関係機関への連絡方法を確認しておく。

(2) ハチに対する安全教育の徹底

- ① スズメバチの危険性や特に繁殖時期の8～10月頃に攻撃的なることなど、児童生徒に対して理解させる。
また、巣にいたずらをしたり、近づいたりしないよう指導を徹底させる。
- ② 野山に出かけるときは、長袖、長ズボンによる肌の保護や白や黄色など明るい服や帽子の着用などに心がける。
また、殺虫スプレーなどを携帯する。

(3) ハチに対する安全管理の徹底

- ① 日頃の安全点検時に、軒先や天井裏、大きな木の空洞などにハチの巣がないか確認する。
- ② 遠足など野外活動を行う場合は、下見等を実施し、安全を確認する。
- ③ ハチの巣を発見したときは、専門家に依頼するなど、駆除を行う。
- ④ 健康診断表等で、ハチ毒アレルギー体质の児童を把握するとともに、アナフィラキシーショック（注）について理解しておく。
(注) アナフィラキシーショックとは、ハチ毒や食べ物、薬物等が原因でおこる急性アレルギー反応の一つ。
じんましん等の皮膚症状や、ときに呼吸困難、めまい、意識障害等の症状を伴うこともあり、血液循環の異常が現れるとショック症状を引き起こし、生命をおびやかすような危険な状態に陥ってしまうこともある。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) クマを目撲した場合の対応

- ① クマを目撲した場合は、クマを刺激しないよう、静かにその場から立ち去るようにする。
子グマを目撲した場合は母グマが近くにいる可能性があるので、速やかにその場から立ち去る。
- ② クマを目撲した（情報があった）場合は、児童生徒や保護者に注意喚起を行うとともに、教育委員会や警察に連絡する。必要に応じて集団による登下校を行う。

(2) クマやスズメバチによる被害があった場合

- ① 登下校中であれば、通報を受けた教職員は速やかに管理職に報告し、当該児童生徒の氏名、負傷状況、（搬送先）を確認する。野外活動中であれば、担当教員は児童生徒を安全な場所に避難させ、被害の状況を把握し、救急車の手配をする。また、状況を学校に連絡する。
- ② 保護者へ事故の発生、負傷の状況、搬送先を正確に連絡する。管理職、担任等は速やかに当該児童生徒を見舞う。保護者には改めて事故の状況や経緯を説明するとともに、誠意ある対応をする。
- ③ 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ④ 教育委員会や警察等への学校からの連絡窓口を一本化し、報道機関への対応は教育委員会と相談のうえ、教育委員会が学校に一本化する。
- ⑤ 事故を目撲した児童生徒や事故の発生によりショックを受けている児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- ⑥ 全校児童生徒に対し、事故の概要を説明し、他の保護者に対しても、事故の発生及び今後の対応について周知する。

3 情報収集等

■ 関係情報

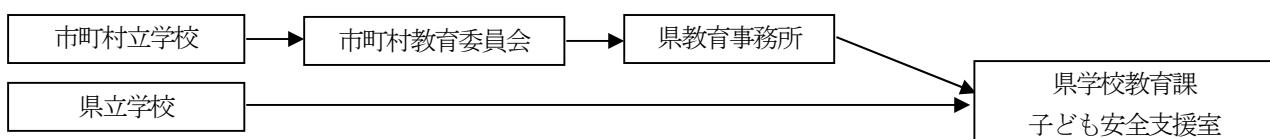
- ・ [島根県農山漁村振興課鳥獣対策室](#) 「ツキノワグマの被害にあわないために」
- ・ [国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所](#) 「森林レクリエーションでのスズメバチ刺傷事故を防ぐために」

クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
<発生時の危機管理>			
○ クマ目撃情報受領	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員へ周知 ・ 必要に応じて保護者への周知 ・ 集団登下校の検討を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒に周知し、クマと遭遇した場合の対応を確認する。 	
○ クマと遭遇した場合 (野外活動中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員からの連絡により状況把握 ・ 警察に連絡する ・ 教育委員会へ一報を入れる ・ 保護者に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クマを目撃した場合は、刺激せず、児童生徒を誘導し、安全な場所に避難する。 ・ 児童生徒の負傷がないか確認する。 ・ 負傷している場合は、応急措置をし、救急車を呼ぶ。 ・ 学校、警察に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クマを目撃した時は、刺激せず、教職員に知らせる 特に子グマには近づかない
(登下校中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 警察に連絡する ・ 教育委員会へ一報を入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クマを目撃した時は、刺激せず、避難し、近くの住民や学校に知らせる 特に子グマには近づかない
○ スズメバチ刺傷事故発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故状況、児童生徒状況等の確認 ・ 事故の経緯を記録するよう指示 ・ 保護者に連絡 ・ 教職員への状況説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒を誘導し、安全な場所に避難させる ・ 児童生徒の負傷の程度を確認するとともに、二次災害を防止する ・ 負傷した児童生徒に応急措置をし、必要に応じて救急車を呼ぶ ・ 管理職へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な場所に避難する
○ 緊急対応 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要時は以下の対応 ・ 全校集会での説明 ・ 負傷した児童生徒がいる場合は、校長あるいは教頭が直接見舞いに行く ・ 保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当教員は病院へ同行し、事故発生時の状況を医師に報告する ・ 直ちに学校に病院名等を連絡する ・ 事故の状況を児童生徒に確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の状況を説明する

【発生時の連絡経路図】

報告様式：[【事故報告書】](#)



【県教育委員会担当課】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

第10 弾道ミサイル発射に係る対応（Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合）

1 本事案の対応にあたっての基本的考え方

(1) 事前の対応

- ・ 様々な場面を想定し、地域や各校の実情に応じた具体的な対応方策等（校内で最も安全として想定できる場所の特定、通学の経路や方法の点検など）について検討する。
- ・ 児童生徒の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図る。
- ・ 防災行政無線をはじめとする情報収集のための手段（テレビ・インターネット等）、校内放送設備及び保護者との連絡方法（電話、メール等）等について、整備・点検を実施する。

(2) 教育上の配慮のもとでの安全指導

- ・ 危険回避や安全確保の行動に関して、具体的指導事項を学校安全計画に位置付け、児童生徒の危険予測能力、対応能力の育成に努める（特に登下校時等、学校が直接指示できない場合の行動等）。また、児童生徒が落ち着いて避難行動をとれるよう、教職員による安全指導に努める。
- ・ 地元自治体との連携のもとで、様々な場面を想定した避難訓練を計画的に実施する。なお、児童生徒や保護者等に過度の不安感を抱かせることのないよう、教育上の配慮の観点から、避難訓練や情報発信の在り方などについて十分検討する。

2 授業日のポイント

（注）始業時間までに緊急情報が発信された場合は、学校長の判断により臨時休業にするか否かを決定すること。

(1) 児童生徒が学校に滞在している場合 [\(別表1参照\)](#)

① 安全の確保

- ・ 管理職は、緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法について校内放送等で指示する。
- ・ 授業担当者等は校内の場所に応じて、安全確保の方法について指示する。

ア 教室等の建物の中にいる場合

- ・ 窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。
- ・ 時間的に余裕があれば、窓ガラスやカーテンを閉め、窓のない場所へ移動させる。

イ 体育館にいる場合

- ・ 窓から離れ、フロアの中央付近に移動させ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。

ウ 校庭など建物外にいる場合

- ・ 近くの建物の中に速やかに避難させる。
- ・ 建物の中に移動後は、窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。
- ・ 建物に移動する時間ががない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守らせる。

② 状況把握とその対応

- ・ 管理職は、ミサイル通過や落下情報はテレビ・インターネット等を利用し、迅速かつ正確に収集する。
- ・ 管理職は、校内放送等を利用して、児童生徒及び教職員に情報を正確に伝達する。
- ・ 授業担当者は、児童生徒の人数、けがの有無及び心理的動揺の有無を確認し、管理職へ報告する。
- ・ 授業担当者は、けが、又は心理的なケアの必要な児童生徒がいる場合は、別室に移動させ、対応する。
- ・ 管理職は、教職員に対して、学校の状況や児童生徒の安否等について連絡網等を利用して、保護者へ情報提供するよう指示する。
- ・ 管理職は、学校の状況等を把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童生徒が登下校中の場合 [\(別表2参照\)](#)

① 安全の確保

- ・ 学級担任は、あらかじめ児童生徒に対して、安全確保の行動（「【参考】一般的な行動例」を参照）や保護者との連絡方法について指導する。
- ・ また、自分のいる場所が学校に近いときは学校へ向かわせ、家の方が近いときは帰宅するなど、自らの身を守る行動について指導する。

② 状況把握とその対応

- ・ 学級担任は、メール配信等により、保護者を通じて児童生徒の安否確認をするとともに、学校の対応について情報提供する。
- ・ なお、必要に応じて、臨時休業や始業時間を遅らせる措置も検討する。

(3) 児童生徒が登校前の場合

① 安全の確保

- ・ 学級担任は、あらかじめ児童生徒に対して、安全確保の行動（参考：一般的な行動例を参照）や必要に応じて保護者との連絡方法について指導する。
- ・ また、学校からの指示があるまでは自宅で待機するよう指導する。

② 状況把握とその対応

- ・ 学級担任は、連絡網等を利用して、保護者及び児童生徒に対して学校の対応を情報提供する。
- ・ なお、必要に応じて、臨時休業や始業時間を遅らせる措置も検討する。

(4) 児童生徒が校外での課外活動中の場合 [\(別表3参照\)](#)

① 安全の確保

- ・ 引率教職員は、緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法を自ら判断し、児童生徒に指示する。

② 状況把握とその対応

- ・ 引率教職員は、必要に応じて、救急車の要請、警察への通報など関係機関と連絡をとる。
- ・ 引率教職員は、安全確保の行動の後、児童生徒のけがの有無などを確認し、その状況を管理職へ報告する。
- ・ また、管理職は、引率教職員からの情報を集約し、児童生徒のけがの状況を保護者へ情報提供する。

3 週休日、休日、学校休業日のポイント

(1) 児童生徒の活動が学校管理下にある場合

① 安全の確保

- ・ 関係教職員は、緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法を自ら判断し、児童生徒に指示する。
- ・ また、管理職は、必要に応じて、関係教職員を学校に招集する。

② 状況把握とその対応

- ・ 関係教職員は、安全確保の行動の後、児童生徒のけがの有無などを確認し、その状況を管理職へ報告する。
- ・ 学級担任は、管理職の指示に従い、必要に応じて、連絡網等を利用して児童生徒及び保護者へ情報提供する。

(2) 児童生徒の活動が学校管理下にない場合

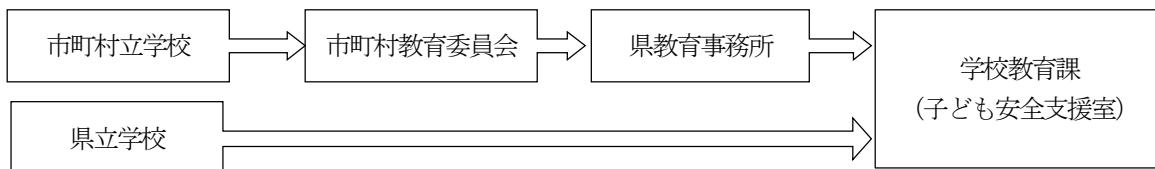
① 安全の確保

- ・ 学級担任は、あらかじめ児童生徒に対して、一般的な行動例に従い安全確保の行動をとることができるよう指導する。

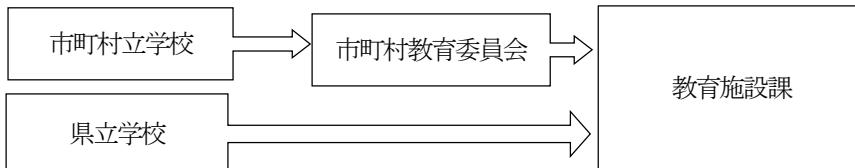
② 状況把握とその対応

- ・ 必要に応じて、連絡網等を利用して児童生徒及び保護者へ情報提供する。

【安否確認が必要な場合の経路図】 報告様式：[「Jアラートによる安否確認報告様式」](#)、[「県立学校報告FAX様式」](#)



【教育施設被害報告が必要な場合の経路図】



【県教育委員会連絡窓口】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

教育庁教育施設課企画助成係 TEL : 0852-22-5417 FAX : 0852-22-6016

【参考】一般的な行動例

(注) 平成29年9月8日付け「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」を参考に作成

(1) Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合の行動例

- ・ ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、テレビ、インターネット等により正確な情報を収集するとともに、落ち着いて直ちに次の行動をとることが求められる。

① 屋外にいる場合の行動例

- ・ 近くの建物の中、又は地下などに避難する。
- ・ 近くに適当な建物や地下がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

② 屋内にいる場合の行動例

- ・ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

③ 自動車の車内にいる場合の行動例

- ・ 自動車はガソリンなどに引火し、火災が発生する恐れがあるため、自動車から離れて建物や地下などに避難する。
- ・ 近くに適当な建物や地下がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

(2) ミサイルが着弾した場合の行動例

ミサイルが近くに着弾した場合に取るべき行動例は以下のとおり。

- ・ 弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ、インターネット等を通して、情報を収集するとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。
- ・ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋、地下または風上に避難する。
- ・ 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

■ 関連通知等

- ・ 「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」（平成27年3月31日付け）
- ・ 「学校における安全確保の取組について（依頼）」（平成28年2月24日付け）
- ・ 「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成28年5月2日付け）
- ・ 「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成29年3月9日付け）
- ・ 「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」（平成29年3月21日付け）
- ・ 「第2次学校安全の推進に関する計画について（通知）」（平成29年3月31日付け）
- ・ 「弾道ミサイル発射に関する国の説明会資料について（送付）」（平成29年4月24日付け）
- ・ 「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（依頼）」（平成29年8月21日付け）
- ・ 「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」（平成29年9月8日付け）
- ・ 「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について」（平成29年9月14日付け）
- ・ 「北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について」（平成29年9月25日付け）
- ・ 「全国瞬時警報システム（Jアラート）が発信された場合の安否確認の報告について（依頼）（島教指第853号 令和4年11月9日付け）
- ・ 「全国瞬時警報システム（Jアラート）が発信された場合の安否確認の報告について（補足）（事務連絡 令和4年11月11日付け）

別表1 児童生徒が学校に滞在している場合の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
○ 緊急情報が発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ・インターネット等で迅速かつ正確に情報収集する。 ・ 緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法について、校内放送等で指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒を落ち着かせる。 ・ 安全確保の方法を正確に理解し、児童生徒に具体的に指示する。 <p><建物の中></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。 <p><体育館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓から離れ、フロアの中央付近に移動させ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。 <p><校庭など建物外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの建物の中に速やかに避難させる。 ・ 建物の中に移動後は、窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員からの指示に従い安全確保の行動をとる。 <p><建物の中></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守る。 <p><体育館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓から離れ、フロア中央付近に移動し、低い体勢をとり、頭部を守る。 <p><校庭など建物外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの建物の中に速やかに避難する。 ・ 建物の中に移動後は、窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守る。
○ 通過情報等が発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ・インターネット等で情報収集し、必要な対応を指示する。 ・ 学校の状況、児童生徒の安否について保護者への連絡を指示する。 ・ 学校の状況等について教育委員会へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の人数、けがの有無及び心理的動搖の有無を確認し、管理職へ報告する。 ・ けが、又は心理的なケアの必要な児童生徒がいる場合は別室に移動させる。 ・ 学校の状況、児童生徒の安否等について連絡網等を利用し、保護者へ情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の健康状態を確認し、安全が確保できていれば、周りにけがをしていたり、心理的に動搖したりしている児童生徒がいないか確認する。 ・ けが、心理的動搖があれば、別室に移動する。

別表2 児童生徒が登下校中の場合の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
○ 緊急情報が発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ・インターネット等で迅速かつ正確に情報収集する。 ・ 緊急情報の内容を確認し、教職員の対応について指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まずは自らの身を守る行動をとり、可能であれば急いで学校に向かう。 ・ 役割分担に従い対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の指導に基づいて安全確保の行動をとる。
○ 通過情報等が発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ・インターネット等で情報収集し、必要な対応を指示する。 ・ 保護者からの情報を集約後、臨時休業や始業時間を遅らせる措置等について保護者への連絡を指示する。 ・ 学校の状況等について教育委員会へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の情報を収集し、管理職へ報告する。 ・ 保護者から児童生徒の安否に関する情報を得る。 ・ 連絡網等を利用して、学校の状況等を保護者へ情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確保の行動をとった後、保護者に安否確認の連絡をする。 ・ 自分のいる場所が学校に近いときは学校へ向かう、家の方が近いときは帰宅するなど、自らの身を守る行動をとる。 ・ 学校の対応について確認する。

別表3 児童生徒が校外での課外活動中の場合の対応

対応の流れ	管理職	引率教職員	児童生徒
○ 緊急情報が発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ・インターネット等で迅速かつ正確に情報収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒を落ち着かせる。 ・ 緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法を自ら判断し、児童生徒に具体的に指示をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員からの指示に従い安全確保の行動をとる。
○ 通過情報等が発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引率教職員から児童生徒の安否情報を収集し、必要な対応について教職員に指示する。 ・ 児童生徒のけがの有無などの安否情報を含めた状況等を保護者へ提供する。 ・ 学校の状況等について教育委員会へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、救急車の要請、警察への通報など関係機関と連絡をとる。 ・ 児童生徒のけがの有無などを確認し、管理職へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の指示に従い行動する。 ・ 自分の健康状態を確認し、安全が確保できていれば、周りにけがをしてたり、心理的に動揺したりしている児童生徒がないか確認する。

第3章 学校生活上の問題

言佳もが、言佳かの、
ここからもの。

第1 いじめ

【事案（例）】 A小学校において保護者から、次のような訴えの電話が学級担任あてにあった。

「子どもが学校から帰って、明日学校に行きたくないと言っている。問いただすと、クラスの児童B、児童Cに学校でいじめられる。今日は、『くさい、あっちに行け！』などと言われた。学級担任として、きちんと対応してほしい！」

いじめの問題への対応については、「いじめ防止対策推進法」や各自治体の「いじめ防止基本方針」に沿って定めた各学校の「いじめ防止基本方針」により、未然防止、早期発見、適切な対処に取り組むこととする。

1 未然防止のポイント

(1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
- ② 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己に対する信頼感を育む。
- ④ 「困った、助けて」といえるように適切な援助希求を促す。

(2) いじめの未然防止教育

- ① 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させる。
- ② 児童生徒自身が自分の感情に気づき、適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れた取組を行う。
- ③ 学級担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に取り組むことで、担任への信頼感と学級への安心感を育む。また、いじめの「傍観者」が「仲裁者」や「相談者」に転換するよう促す取組を道徳科や学級活動において行う。
- ④ 児童生徒の発達段階に応じて、いじめ防止対策推進法や自校の「学校いじめ防止基本方針」について理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から、法律の意味や役割について学ぶ機会を持つ。

(3) 関係機関等との連携体制

- ① いじめに関する事象の発生を把握した際には、迅速に対応し、必要に応じて関係機関等との連携が図れるように、日頃から顔の見える関係づくりを進める。
- ② 犯罪に当たるようないじめ行為があった場合には、直ちに警察に通報することを、日頃から保護者に周知しておく。
- ③ 児童生徒が、生徒会をはじめ地域の行事やNPO等が主催する活動へ積極的に参加することを促し、その中で、豊かな人間関係が育まれるようにする。
- ④ 地域の中に児童生徒たちの生き方のモデルとなる人材（子ども会指導者、スポーツ少年団指導者、民生児童委員等）をゲストティーチャーに迎え、学校との協力関係や児童生徒たちとの親密な関係を創り出し、地域へ広めていく。

2 早期発見対応のポイント

(1) いじめの早期発見対応

- ① 学級担任等の抱え込みから事態が深刻化しないよう、組織的な気付きを促したり、全校を挙げて問題に取り組んだりする姿勢で取り組む。
- ② いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要がある。そのため、児童生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知しようとする姿勢を持つ。
- ③ アンケートの実施に当たっては、いじめを受けている児童生徒が心配をせずに記入できるようにする。また、アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェックを行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに児童生徒、保護者等と情報共有を行うなどの対応をする。
- ④ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを広げる。
- ⑤ いじめへの対応の原則として、以下のことを学校組織として共通理解する。
 - ・ いじめを受けた児童生徒の理解と傷ついた心のケア
 - ・ いじめを受けた児童生徒のニーズの確認
 - ・ いじめを行ったとされる児童生徒といじめを受けた児童生徒の関係修復
 - ・ いじめの解消
- ⑥ 定期的に教育相談週間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。
- ⑦ 様々な相談の場や機会があることを児童生徒や保護者へ知らせる。
- ⑧ 児童生徒の悩みや不安に対して、その解消が図られるまで継続した教育相談を実施する。

3 発生時の対応のポイント

(1) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

- ① 対応が難しくなりがちなケースにおいては、できるだけ早い段階から、SCやSSW等を交えたケース会議を行い、多角的な視点から組織的対応を進める。
- ② ケース会議後は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明する。同意を得たうえで、指導・援助を行い、3か月を目途に丁寧な見守り、いじめを受けた児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状況の把握等を行う。
- ③ 問題に応じて、警察に相談するなど、学校外の関係機関と綿密な連携を図る。
- ④ いじめを受けた児童生徒の保護者はもとより、いじめを行ったとされる児童生徒の保護者など、関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築く。
- ⑤ 教育委員会等への報告、情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行う。

(2) 状況把握とその対応

- ① いじめを受けた児童生徒の安全を最優先とし、学級担任や生徒指導担当者が心の安定に向けた配慮のもと、可能な範囲で事情を聞く。児童生徒の話は記録に取り、本人にも確認を取る。
- ② 各校のいじめ対策組織において、保護者連絡、事実確認の方法について協議する。
- ③ いじめを受けた児童生徒の保護者との話し合いは、家庭訪問によって行い、今後の学校の指導方針を説明し、理解と協力を得る。
- ④ いじめを行ったとされる児童生徒から事情を聞く場合は、まず、いじめを受けた児童生徒と保護者の同意を得る。その後、担任と生徒指導担当者（複数人）が家庭訪問し、保護者同席で事実確認することを基本とする。
- ⑤ 各校のいじめ対策組織を開いて全体像を把握し、いじめへの対応方針や個別の指導支援方針を決定する。
- ⑥ 職員会議を開いていじめの全体像および対応の方針を説明し、全職員で共通理解を図る。
 - ・ いじめを受けた児童生徒・いじめを行ったとされる児童生徒の双方に対して、発達段階にある児童生徒を育てる観点から、全教職員で支援する。
 - ・ 学校全体の問題として、当該学級の学級づくりを支援する。
- ⑦ いじめ解消チームが役割を分担して、いじめを受けた児童生徒の支援やいじめを行ったとされる児童生徒の指導を行う。
- ⑧ 家庭訪問を、学級担任と学年主任等複数の教員で行い、いじめを受けた児童生徒、いじめを行ったとされる児童生徒それぞれの保護者に、安心感・信頼感を与えられるよう、事実や学校の方針を説明する。

(3) 事後措置

- ① 各校のいじめ対策組織を開き、事後の対応方針を決定する。その後、職員会議で対応方針を共有する。
 - ・ 児童生徒への指導支援や保護者対応の状況について報告を行う。
- ② 学級での指導
 - ・ いじめを行ったとされる者、いじめを受けた者だけの問題ではないことをクラス全体に十分認識させる。
 - ・ いじめの解消への学級としての取組について話し合いを持つ。
- ③ 学校全体での指導
 - ・ 学校全体としてのいじめを見逃さない校内体制に向けて、指導方針・方法を検討する。
 - ・ 他の学級でも同様の事象が起こらないよう学校全体で再確認する。
- ④ 繙続的な指導
 - ・ 各校のいじめ対策組織は、常に、担任の実践を検証しながら、今後の対応を多面的に話し合う。
- ⑤ いじめがエスカレートした場合の対応
 - ・ いじめがエスカレートし、暴行、傷害、恐喝などに発展した場合は、警察への通報（相談）を含めた対応を検討する。

4 情報収集等

■ 関係情報

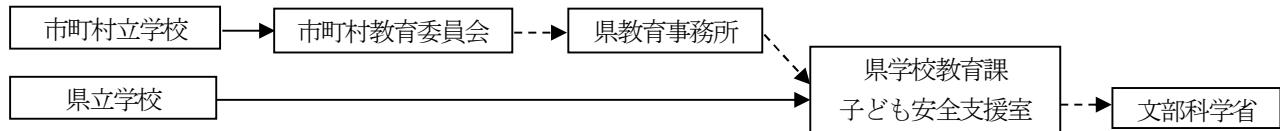
- ・ [「いじめ問題対応の手引（改訂版）島根県教育委員会（平成27年9月）](#)
- ・ [いじめの問題に対する施策（文部科学省HP）](#)
「いじめの定義」や「いじめの防止のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「いじめ対策に係る事例集」等が掲載されています。
- ・ [島根県いじめ防止基本方針（島根県HP）](#)
- ・ [「生徒指導提要 第4章 いじめ」P121～140](#) 文部科学省（令和4年12月）

いじめ発生時の対応

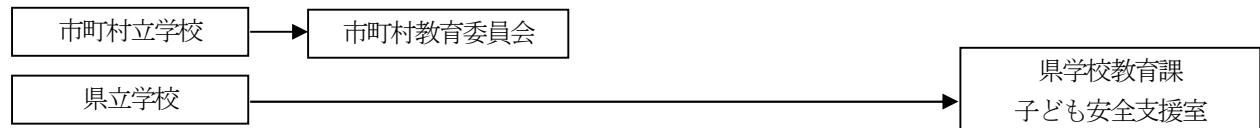
対応の流れ	管理職	教職員
〈発生時の危機管理〉		
<input type="radio"/> いじめ発生 <input type="radio"/> 対応方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策組織の開催 事実確認、体制の確立（校内組織の活用等）と教職員の役割分担、指導方針の明示 対応の方針に対する指示 学校全体としての指導方針・方法に関する指示 継続的な指導を指示するとともに教育委員会に報告を行う いじめを行ったとされる児童生徒及び保護者と話し合い、今後の方針決定 	<p>【担任等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話録取の作成 管理職への連絡 いじめを受けた児童生徒、保護者の了解を得て、話を聞く機会を早急にもつ 家庭訪問等により状況と学校の対応方針を説明し、家庭の協力を求める <p>【いじめ対策組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導担当者を含むチームを編成する 組織の役割分担を決定する 全教職員に事象と対応方針の説明を行う 情報を集約し、対応方針を検討する 学校全体としての、いじめ撲滅に向けた指導方針・方法を検討する

【発生時の連絡経路図】

- 重大事態の場合 報告様式：[「いじめ重大事態の発生に関する報告（様式1）」](#)（文部科学省様式を活用）
[「いじめ重大事態調査の開始に関する報告（様式2）」](#)（文部科学省様式を活用）
[「いじめ重大事態調査報告書」等](#)



- 重大事態以外の場合 報告様式：各教育委員会の報告様式



【県教育委員会担当課】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

第2 暴力行為

【事案（例）】 A中学校における授業中、携帯電話を使用していた生徒Bがいた。教員は生徒Bのそばに行き、「今は授業中なので、こちらで預かる。」と言って、携帯電話を預かろうとした。すると、生徒Bは突然殴りかかり、教員の眼鏡が壊れた。

1 未然防止のポイント

（1）暴力行為の防止につながる発達支持的生徒指導

- ① 安全・安心でお互いを尊重し合う校内の雰囲気づくり
 - ・ 模倣されるような暴力行為のない、暴力行為を許容しない雰囲気づくり。
 - ・ 警察等の関係機関と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確にし、学校はもとより、家庭や地域とも共有する。
 - ・ その際、指導の方針が、児童生徒を排除するためのものではなく、安全で安心な学びの場を確保するためのものであることを丁寧に説明すること。
 - ・ 豊かなコミュニケーションを通じてお互いを理解し、尊重し合える暖かな学校の雰囲気づくりに努める。
- ② 暴力行為をしない人に育つことを意識した働きかけ
 - ・ 暴力行為は、暴力を受けた人の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではないという共通認識の下で、児童生徒への対応に当たること。
 - ・ 人への思いやり、助け合いの心、コミュニケーションの力を育む教育など、日頃から働き掛けを行うこと。
 - ・ コミュニケーション力を身に付けることで、他人に配慮しながらも自分の言いたいことを伝えられるようになり、ストレスをためず、怒りをコントロールできるようになることが期待される。

（2）暴力行為の未然防止教育

- ① 暴力や非行をテーマとした授業や、外部講師による暴力防止、非行防止などに関する講話などを行う。
- ② 児童生徒に、暴力行為や正当な理由もなく刃物を携帯する行為は原則として飛行に当たり、警察による捜査・調査、児童相談所による措置、家庭裁判所による処分などの対象になる可能性があることを伝える。
- ③ 児童生徒には、自分の行動がどのような結果につながるのかを伝える。

（3）発達支持的生徒指導や未然防止教育における連携

- ① 連携可能な外部の関係機関等に関する情報を蓄積・更新・共有し、できるだけ顔の見える関係をつくる。
- ② 警察等による児童生徒の発達段階に応じた非行防止教室の開催、児童相談所との連携等を計画的に実施し、関係諸機関との連携を一層密にする。
- ③ 児童生徒に、ストレスマネジメント教育や怒りの対処法などの具体的な対応方法を、S C等を活用して伝える。

2 早期発見・早期対応のポイント

（1）暴力行為の前兆行動の早期発見・早期対応

- ① 児童生徒の発達面、学習面、進路面、健康面、心理面、社会面（交友面）、家庭面など多面的な視点でアセスメントを行う。
(例)
 - ・ 学習面の遅れや進路の悩みが本人のストレスや自棄的な感情につながっていないか
 - ・ 飲酒や薬物乱用などの問題が見られないか
 - ・ 自己中心的な偏った考え方陷入っていないか
 - ・ 学校や地域における交友関係のトラブルやいじめなどの問題がないか
 - ・ 家庭における大きなストレスや被虐待の問題がないか
 - ・ 発達障がい等の障がいを背景とした二次的な問題が起こっていないか
- ② アセスメントは、S CやS SWなどと連携し、チームで対応する。
- ③ 先入観や偏見を持たず、児童生徒の話を真摯に聞く。
- ④ 介入が必要と認められる場合には、学習支援や進路指導の強化、保護者への働きかけ、児童生徒間の関係の調整、関係機関への相談、医療や福祉へのつなぎなど、チーム学校として指導・助言を行う。
- ⑤ 保護者には状況を正確に説明し、理解を得て共に指導・援助に当たること。

（2）早期発見・早期対応における連携

- ① 学校だけではアセスメントや対応に限界があるため、学校外の専門的な知見を積極的に取り入れ、多面的で的確なアセスメントの実施や、最適な対応につなげる。

3 発生時の対応のポイント

(1) 暴力行為が発生した場合の対応

- ① 暴力行為を受けた児童生徒等の手当てと、周囲の児童生徒等の安全確保を行う。
- ② 状況によっては救急や警察へすぐに通報する。
- ③ 暴力行為が認められた場合には、対応について早急に管理職の指示を仰ぐ。
- ④ 教育委員会へ状況の報告を迅速に行い、対応方法について確認する。
- ⑤ 暴力行為に及んだ児童生徒、暴力行為を受けた児童生徒・教職員、周囲の児童生徒からの聴き取りを的確に行う。
- ⑥ 保護者へは、出来事の様子を予断や憶測を除き、客観的な事実を的確に伝える。
- ⑦ 暴力行為の現場の保全と記録を行い、警察への相談について検討したうえで、相談を行う場合には、可能な限り早急に実施する。
- ⑧ 児童生徒の目前で起こった事件であれば、児童生徒の不安を除き、不正確な情報が流れないように全校児童生徒への状況説明の実施を検討する。
- ⑨ 説明に当たっては、客観的な事実を的確に伝えるとともに、今後の学校の取組方針をきちんと説明する必要がある。
暴力行為を行った児童生徒の人権に十分に配慮し、予断や憶測での説明は行わない。

(2) 事後の措置

- ① 暴力行為を行った児童生徒の気持ちは共感的に聴き取るが、暴力行為に対しては毅然と指導する。
- ② 暴力行為を行った児童生徒の保護者に、直接会って当時の状況説明や指導方針の理解を求めるとともに、保護者の考えを十分に聴き取る。
- ③ 暴力行為を受けた児童生徒・教職員が孤立しないよう配慮することが大切である。暴力行為を行った児童生徒への指導方法について共に検討する。
- ④ 暴力行為はいじめに該当する場合がほとんどなので、いじめ事案として対応すること。
- ⑤ 今後の対応を全教職員で確認し、生徒指導体制の再確認をする。
- ⑥ 教育委員会、警察、児童相談所との連携をとり、今後の継続的な支援を検討する。
- ⑦ P T A役員に、事件の状況及び今後の学校の対応方針を説明し、全保護者への適切な説明方法について検討し、必要に応じ実施する。

(3) 発生した暴力行為への対応における連携

- ① 暴力行為を受けた児童生徒・教職員のケアと回復支援
 - ・ 暴力行為を受けた児童生徒・教職員が平穏な生活を送れるよう、関係機関等と連携して可能な限り環境を整え、チーム学校として対応する。
- ② 暴力行為に及んだ児童生徒への立ち直りを目指した指導
 - ・ 児童生徒がなぜ暴力行為に及んでしまったのか、関係機関等の専門的知見を借りながら、問題や弱みだけでなく、立ち直りに活用できる資源や強みも視野に入れ、より深く多角的なアセスメントを行う。
 - ・ 再び暴力行為に及ぶことのないよう、児童生徒の生きづらさにもしっかりと目を向け、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、地域の力も借りながら、指導・援助に当たる。

3 情報収集等

■ 関係情報

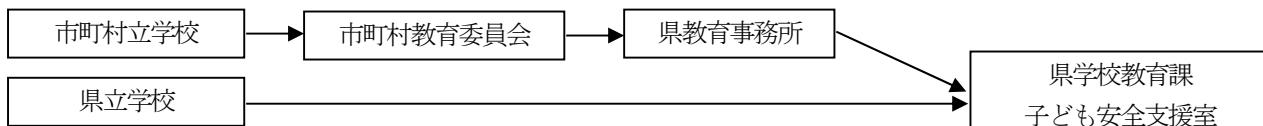
- ・ [「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」文部科学省（平成19年2月）](#)
- ・ [「生徒指導提要 第5章 暴力行為」P141～152 文部科学省（令和4年12月）](#)

暴力行為（対教師暴力）発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員
〈発生時の危機管理〉		
○ 事件発生	<ul style="list-style-type: none"> 教員のけがの状況の確認、病院へ搬送、救急車要請等を決定 	【かけつけた教員】 <ul style="list-style-type: none"> 他の児童生徒に教員・養護教諭への連絡を指示 暴力行為の制止、できれば別室に移す けがをした教員の応急手当への依頼
○ 連絡と暴力行為の制止・応急手当の実施	<ul style="list-style-type: none"> 警察への連絡の可否決定・暴力行為を行った児童生徒の保護者連絡の指示、教育委員会等への連絡 教職員への説明、児童生徒への当面の指導の指示 暴力行為を行った児童生徒の状況により、必要であれば関係機関との連携を検討 度重なる暴力行為の場合出席停止を教育委員会と検討する 	【養護教諭】 <ul style="list-style-type: none"> けがの状況に応じ、病院へ搬送などを検討
○ 事実確認・方針決定	<ul style="list-style-type: none"> けがをした教員と話し合うとともに、背景も含めた事件の状況を確認し、今後の方針を指示 全教職員の共通理解を促す チームで対応方針を検討する 	【担任、学年主任、生徒指導主事等】 <ul style="list-style-type: none"> クラスの児童生徒、暴力行為を行った児童生徒、暴力行為を受けた教員より状況を確認し、管理職に報告 保護者に電話等で暴力行為の発生を伝え、当面の取組に理解を求めるとともに、直接会って、状況説明と指導方針の理解を求める 全校児童生徒への説明及び学級活動などの活動内容を検討
○ 今後の具体的な取組の検討	<ul style="list-style-type: none"> 暴力行為に及んだ児童生徒の状況の説明及び警察への被害届けの提出について確認 P T A役員に状況及び学校の対応方針を説明し、保護者への説明方法を決定 必要に応じ、保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める 	
〈事後の危機管理〉		
○ 事故報告	<ul style="list-style-type: none"> 報告書を作成し、教育委員会へ報告 報告書は、客観的事実を報告する 	<ul style="list-style-type: none"> 暴力行為発生以降の対応や指導は時系列で記録しておく

【発生時の連絡経路図】 報告様式：県立学校 [「生徒懲戒処分報告書（様式第23号）」](#)

市町村立学校は問題行動調査（様式4）



【県教育委員会担当課】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

第3 自死（自死企図）

【事案（例）】 ある日、A中学校で2校時の授業が始まる前の休憩時間に、2年生の生徒Bが、体調が悪いので次の体育の授業を休みたいと、保健室にやってきた。落ち込んだ表情をしていたので、養護教諭がじっくりと話を聞いてみたら、家庭で自分の居場所がないという訴えであった。制服の長袖のところから手首に切り傷が見えたので、よく聞いてみると中学校入学時からリストカットを繰り返していたことがわかった。

（注）児童生徒の自死の危険を察知するのは、一番身近にいる保護者はもちろん、友人、学級担任や関係する教職員の気づきからである。いつでもどこでも児童生徒のサインに気づくことができる校内体制をつくることが大切である。

1 未然防止のポイント

（1）自死の心理と自死予防につながる発達支持的生徒指導の方向性

- ① 児童生徒が危機的な心理状況に陥らない、陥ったとしても抜け出せるような思考や姿勢を身に付ける。
- ② 以下の態度や能力を「未来を生きぬく力」として身に付けるように、日常の教育活動を通じて働きかける。
 - ・ 困ったとき、苦しいときに、進んで援助を求めることができる。
 - ・ 自己肯定感を高め、自己を受け入れることができる。
 - ・ 怒りをコントロールすることができる。
 - ・ 傾った認知を柔軟にすることができます。

（2）自死予防教育の土台となる発達支持的生徒指導の取組

- ・ 困ったときに相談できる児童生徒と教職員との信頼関係づくり。
- ・ 児童生徒の些細な言動の変化から、その心理状態に気付けるように教職員の感性を高める。
- ・ 保健室や相談室などを児童生徒が気軽に来室できる場所にする。
- ・ 教育相談週間を設け、児童生徒が教職員に話しやすい機会をつくる。
- ・ アンケートなどを実施し、児童生徒や保護者の率直な声が学校に届くようにする。

（3）多角的な視点を生かした児童生徒理解

- ・ 教員やスクールカウンセラーをはじめ、図書館司書や事務職員、校務技術員なども児童生徒の救いを求める声を聞く。
- ・ 「学校全体で児童生徒を教育している」という視点に立ち、情報を共有できる体制をつくる。

（4）教職員の役割分担の明確化

- ・ 一人で抱え込まない。
- ・ 児童生徒との関係を急に切らない。
- ・ 学校内での守秘の原則を徹底する。
- ・ 事例検討会を実施する。
- ・ 危機対応チームを編成する。
- ・ スクールカウンセラーや学校医と、必要に応じて専門機関と連携する。

2 自死企図への対応

（1）自死のサインへの気づき

次にあげるような危険因子を数多く認める児童生徒には、潜在的に自死の危険が高いと考える必要がある。

- | | |
|----------------|--|
| ① 自死未遂 | ④ 独特の性格傾向 |
| ・ 飛び降り未遂 | ・ 未熟、依存的 |
| ・ 薬の大量服薬 | ・ 衝撃的 |
| ・ リストカット | ・ 極端な完全癖 |
| など | など |
| ② 心の病 | ⑤ 喪失体験 |
| ・ うつ病 | ・ 離別や死別 |
| ・ 統合失調症 | ・ 急激な学力低下 |
| ・ パーソナリティ障害 | ・ 予想外の失敗 |
| ・ 摂食障害 | など |
| など | など |
| ③ 安心のものでない家庭環境 | ⑥ 孤立感 |
| ・ 児童虐待 | ・ いじめによるもの |
| ・ 親の養育態度の歪み | ・ 安全や健康を守れない傾向 |
| ・ 頻繁な転居 | ・ 特に問題のなかった児童生徒が事故やけがを繰り返す
(無意識な自己破壊) |
| ・ きょうだいの葛藤 | など |
| など | など |

（2）自死の危険を高めた児童生徒への対応（T A L Kの原則）

- | | |
|-----------|------------------------|
| Tell | 言葉に出して心配していることを伝える。 |
| Ask | 死にたいという気持ちについて率直にたずねる。 |
| Listen | 絶望的な気持ちを傾聴する。 |
| Keep safe | 安全を確保する。 |

3 情報収集等

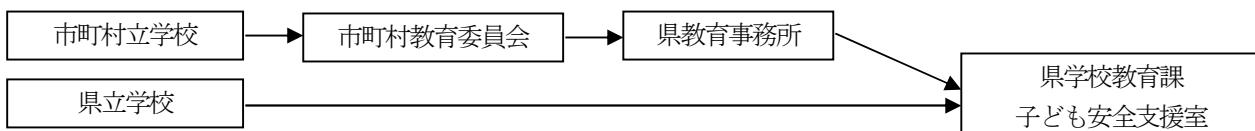
■ 関係情報

- ・ [「教師が知っておきたい児童生徒の自殺予防」文部科学省（平成21年3月）](#)
- ・ [「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（緊急マニュアル）」文部科学省（平成22年3月）](#)
- ・ [「子どもの自殺対策の推進のために」厚生労働省（令和5年9月）](#)
- ・ [「生徒指導提要 第8章 自殺」P189～208 文部科学省（令和4年12月）](#)

自死予告があった場合の対応

対応の流れ	管 理 職	教 職 員
〈発生時の危機管理〉		
○ 対応方針の検討	<ul style="list-style-type: none">・ 教育委員会に報告（協議）・ 関係機関（警察、補導センター、PTA役員）への連絡を指示し、以後様々な段階で協力が得られるようにしておく	<ul style="list-style-type: none">・ 他の教職員への連絡・ 情報の集約・ 外部との連絡
○ 児童生徒の所在確認	<ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒の所在確認のための役割分担を指示	<ul style="list-style-type: none">・ 教職員で分担し、児童生徒の所在確認・ 保護者や児童生徒が不審に思わないよう確認の仕方に配慮しながら、児童生徒の声の調子・表情や態度等に注意する・ 情報収集や対応が迅速におこなわれるよう、連絡用の電話を緊急に確保するなど工夫する
○ 校内の体制づくり	<ul style="list-style-type: none">・ 危機対応チームの招集 　校長・教頭・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任・養護教諭・SCなど・ 緊急職員会議を開催し、教職員に対して、事情説明や今後の対応について説明・ 自死予告した児童生徒への支援を図る観点から、気になる児童生徒について情報交換を実施・ 予告した児童生徒の推定作業の指示・関係機関からできるだけ多くの情報を得るよう指示・ 管理職が対応を判断できるよう、情報が正確・迅速に伝わるように連絡体制を指示	
○ 自死予告をした生徒の特定及び支援 【特定された場合】	<ul style="list-style-type: none">・ プライバシーの保護及び継続的な指導を指示	<ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒本人の心情を受容するように接し、保護者と連携を図る・ 自死防止に万全を期す・ 精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と相談
○ 全校児童生徒への働きかけ 【特定されない場合】	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急のPTA役員会を開催し、保護者への働きかけを協議・ 児童生徒への全体指導の検討	<ul style="list-style-type: none">・ 自死防止に向けて全校児童生徒や保護者へ働きかける・ 道徳・学級活動等の時間で話し合い、児童生徒の思いを汲み上げる場をもつ・ 学校（学級）通信等で訴える

【発生時の連絡経路図】 報告様式：[「児童生徒の事件等報告書」（文部科学省様式）](#)



【県教育委員会担当課】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL：0852-22-5412、6862 FAX：0852-22-6857

第4 児童虐待

【事案（例）】 A小学校の1年生児童Bが、夕方大型スーパーで万引きを行い補導されたと学校に連絡が入った。盗んだものは弁当など4点であり、不審に思った担任が、児童Bから事情を聞くと、今週は3日間夕食を食べていないことがわかった。父親との2人暮らしで、父親は仕事から帰るのが夜9時をすぎることが多かつた。A小学校の校長は、この状況から児童相談所に通告書をもって通告したところ、ネグレクトとわり、児童Bは一時保護された。

日常的に児童生徒に関わる学校や教職員は、虐待を発見しやすい立場であり、「児童虐待防止法」においても、学校・教職員が児童生徒の福祉に業務上関係のある団体・職と同様、虐待防止等に関する一定の役割を担うことになる。このような状況の中で、児童虐待の早期発見・早期対応が重要になっている。

〈児童虐待に関する通告義務〉

- 対象は「児童虐待を受けた子」と「児童虐待を受けたと思われる子」である。
- 通告先は児童相談所だけではなく、市町村の児童福祉関係の窓口も通告先となる。

1 未然防止のポイント

(1) 児童虐待の課題予防的生徒指導

- 児童生徒に対して、つらいときには相談できるように、SCやSSWも含めた相談先を紹介する。
- 保護者に対して、子育てに不安や悩みがあるときは積極的に相談するように伝えるとともに、親権者の体罰の禁止規定についても周知する。

2 早期発見のポイント

下記の項目が虐待の早期発見の視点となる。

(1) 身体的虐待

- 不自然な外傷（あざや火傷跡）
- 受傷原因の曖昧な説明
- 家庭でのけがの訴えなど

(2) 性的虐待

- 性感染症
- 他の人のとの身体接触を異常に怖がる、好む
- 年齢にそぐわない性的発言など

(3) ネグレクト

- 衣服や下着が不潔で臭う
- からだが汚れている
- 急激な体重減少があるなど

(4) 心理的虐待

- 摂食障害
- リストカットなどの自傷行為
- 表情がいつも暗いなど

(5) その他

- 理由不明な欠席が続く
- 家庭でのDVの疑い
- 暗いところを怖がる
- 便や尿が頻回
- 家に帰りたがらないなど

3 早期対応のポイント

(1) 発見した場合の通告

- 児童虐待が疑われた時点で、速やかに児童相談所、市町村窓口に通告する。
- 通告に際しては、より確実に通告するために、[「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」](#)で示されている「(様式1) 虐待と思われる事案の記録」を使用するとよい。

(2) 保護者に確認する必要がある場合の留意点

- 児童生徒が同席している場で、虐待の有無について尋ねることはしない。
- 保護者の説明が矛盾していたり、二転三転したりしていないか留意する。
- 児童生徒と保護者の説明内容が異なっていないか留意する。
- 保護者を責めるようなことは避ける。

(3) 校内の組織体制づくり

- 虐待の疑いを感じた場合は、一人で抱え込まず、早急に連携を図り、組織で対応する。
- 全教職員で児童虐待についての共通理解を図り、校内の役割を明確にする。
- 学校医や学校歯科医等との連携を密にする。
- 普段から児童生徒との信頼関係をつくり、相談しやすい環境づくりを行う。
- 民生児童委員をはじめ、日頃から地域との連携を強化する。

3 情報収集等

■ 関係情報

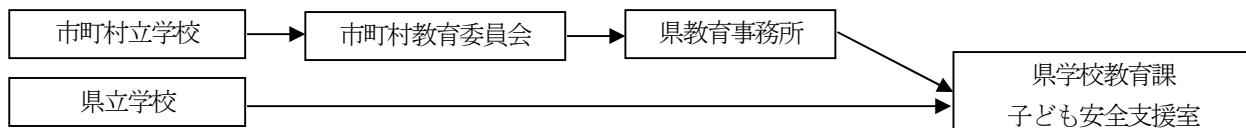
- [「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」文部科学省（平成19年10月）](#)
- [「こども家庭庁：児童虐待防止対策」](#)
- [「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」文部科学省（令和2年6月）](#)
- [「生徒指導提要 第7章 児童虐待」P171～188 文部科学省（令和4年12月）](#)
- [「子ども虐待対応の手引き」厚生労働省](#)

児童虐待を把握した時の対応

対応の流れ	管理職	教職員
<発生時の危機管理> <ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待の事実の把握 状況確認と報告 ○ 通告 ○ 関係機関と協議及び対処方針の決定 ○ 学校での取組 ○ 関係機関と継続的な情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関への通報の決定と通報の実施 (注)「要保護児童(虐待)通告・相談票」の活用 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【通告先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の窓口 (必要に応じて下記にも通報) ・ 福祉事務所 ・ 民生・児童委員、主任児童委員 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■児童虐待に関する校内会議(例)</p> <p>校長・教頭・学年主任・担任・養護教諭・生徒指導主任・教育相談担当など (注) 必要に応じて支援チームの編成</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で対応可能な事項の整理と教員の役割分担の決定 ・ 児童生徒の観察、ケア・カウンセリング ・ 今後の対処方針を指示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭支援のための関係者会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ① 要保護児童対策地域協議会 ② サポートチーム会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒からの状況を聞き、記録 ・ 記録をもとに、管理職に報告 ・ 協議の要請
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との情報交換 ・ きょうだいがいた場合、きょうだいがいる学校などと情報交換を密にし、対応 ・ 状況を定期的に管理職に報告 	
	<p>■各機関での支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問、育児相談 ・ 児童生徒の一時保護、児童福祉施設の利用 ・ 家庭裁判所への申請 ○ 病院 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療相談、傷害の確認 ・ 緊急入院、医療ケア ○ 福祉事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭相談、育児相談 ・ 管理生活の支援 ・ 母子施設の利用 ○ 保健所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問、育児相談 ・ 発育・発達相談 ・ 精神保健相談 ○ 警察 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内暴力などの相談 ・ 児童生徒の緊急保護 ○ 女性相談センター <ul style="list-style-type: none"> ・ DV等の相談 	

(注) ・ 「児童福祉施設等」：乳児院、児童養護施設、里親など
・ 「母子の利用施設」：母子生活支援施設

【発生時の連絡経路図】 報告様式：【(様式1) 虐待と思われる事案の記録】(学校・教育委員会向け虐待対応の手引き)



【県教育委員会担当課】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412, 6862 FAX : 0852-22-6857

第5 家 出

【事案（例）】 夏休み、中学2年生の生徒Aは金を無断で持ち出したことで両親から厳しく叱責されたあと、部活動に行くと言って家を出たまま夜になんでも帰らなかった。保護者は、仲のよい友人の何人かに電話をしてみたが、所在の確認がとれず、家出ではないかと心配し、その夜、母親から学級担任に連絡があった。

1 未然防止のポイント

(1) 児童生徒理解の充実

担任を中心に日頃から児童生徒との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化をとらえるとともに思いいや願いの把握に努め、関係する全教職員で児童生徒理解を充実させる。

(2) 教育相談の充実

児童生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談を通じて早期に悩み等を発見できるようにする。また、スクールカウンセラーや相談機関からの協力を得る。

(3) 保護者との連携

保護者に対しては、学級懇談、学年懇談等の機会を利用して発達段階に応じた児童生徒とのかかわり方についての情報を提供し、親子関係づくりの一助としてもらう。

児童生徒が家庭内のことについての悩みをもっている場合は、保護者に児童生徒へのかかわり方等について助言する。

2 発生時の対応の留意点

家出は児童生徒の生活基盤である家庭からの離脱である。一日も早く親の保護監督の下に帰り学業に専念させる取り組みが大切で、家出と判明したら、学校として次の点に留意して行動する。

(1) 状況把握

学級担任は、迅速に校長に報告する。校長は、校内緊急対応チームを立ちあげ、児童生徒の学校生活の経過を確認し、情報収集の方法や今後の対応について、教職員の共通理解を図る。

(2) クラス・友人への対応

学校は、家出した児童生徒の保護者の許可を得て、クラス等の友人に事情を聴き直前の交友関係・会話内容を把握する。また、学級に家出の状況を知らせ、協力を依頼するとともに、該当クラスの児童生徒が動搖しないよう慎重に対応し、該当児童生徒が登校した場合に備え受け入れのための学級づくりを行う。

(3) 関係機関との連携

犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に捜索願の提出を勧め、警察署等と連携を図りながら対応する。場合によっては、保護者とともに警察署へ出向く。捜索にあたっては、立寄りが予想される場所を特定する等を警察に協力する。

(4) 保護者との連携

書き置き・メモの有無、家出時の服装や金銭の持ち出し状況を把握する。また、親戚・友人等への立寄りが予想されそうな所を保護者に確認するとともに、スナップ写真の上半身・全身各1枚を準備する等を保護者に依頼する。

(5) 教育委員会への報告

校長は、速やかに教育委員会へ連絡・報告する。

3 発見後の児童生徒への指導上の留意点

- (1) 思春期の児童生徒は、自立への願望や、自由独立への要求が強い状態にある。家出について非を一方的に責めず、継続的な対話が望まれる。
- (2) 他の人物が家出に関与している場合、問題行動につながる場合も想定されるので、警察などとの連携を図って指導することも必要である。
- (3) 家出を繰り返す児童生徒には、警察や児童相談所など関係機関と連携して指導することが必要である。
- (4) 校内緊急対応チームにより再発防止策を検討する。

4 情報収集等

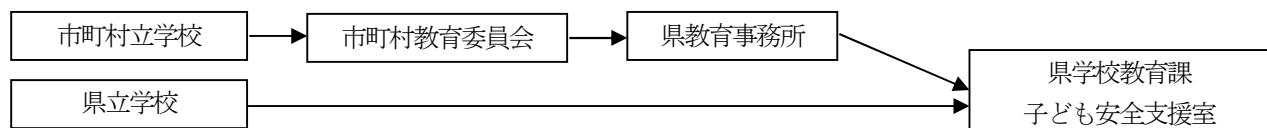
■ 関係情報

- ・ [「子供・若者白書」子ども家庭庁](#)

家出発生時の対応

対応の流れ	管 理 職	教 職 員
〈発生時の危機管理〉		
○ 危機管理体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 保護者や友人から状況を聞いた教員の連絡をもとに、教職員の役割分担を指示 ・ 関係教職員を召集し、校内緊急対応チームを立ちあげ、情報収集の方法や今後の対応方法について指示 ・ 保護者の意向を踏まえたうえで、警察などへの情報交換の指示 	<p>【情報収集前の確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者から状況確認する事項の整理 置き手紙の有無、金品の持ち出し、家出時の服装、立ち寄りが予想される親戚友人先等 ・ 事情を聞くべき友人についての情報交換や聞き取り方法の確認 ・ 教職員の役割分担の確認と定時に連絡をいれることの確認 ・ 連絡系統の明確化
○ 全教職員への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索状況および該当児童生徒のプライバシーの保護について説明し、各教職員の協力を求める ・ 役割分担及び連絡方法の確認 	<p>【保護者からの状況確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索にむすびつく物品・情報の確認 ・ 自殺または犯罪に巻き込まれた可能性の有無の確認、可能性がある場合警察に緊急通報 ・ 保護者に捜索願の提出を勧める ・ 場合によって保護者とともに警察に出向く ・ 学校が行う捜索方法の説明と、保護者が行う捜索方法及び範囲の確認
○ 教育委員会への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会に第一報を入れて、今後の対応を協議する 	<p>【友人からの情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家出をした児童生徒の保護者の同意を得る ・ 他の児童生徒が興味本位になつたり動搖したりしないように慎重に対応する <p>【警察との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の意向を踏まえたうえでの捜索への協力をする ・ 定時に警察と連絡をとり情報交換を行い、可能性の高い立寄り先を確認する
○ 発見後の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家出にいたった状況を確認するとともに、原因や背景を把握して継続的な指導に当たる 	<p>【学校でのケア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担任を中心に養護教諭、関係教職員等が協力して心のケアに努める ・ 必要な場合は、関係機関と連携して指導・助言に当たる ・ 他の児童生徒へは、当該児童生徒を特別視せず、普段どおり接するよう指導する <p>【保護者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 叱るだけでなく、内面の理解を重視するよう助言する

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

第6 人権に関する問題事象

【事案（例）】 A高校に在籍する生徒Bが、同じクラスの生徒Cを殴るという事案が発生した。生徒Bから事情を聞いてみると、「生徒Cが他の友人に“Bはがいじみたいなヤツだ”と悪口を言っているのを知り、腹がたつて殴った。」とのことだった。生徒Cに確認したところ、「確かにそのようなことを言ったかも知れない。」ということだった。

（注）教育の場においても、差別的発言等の問題事象が発生しています。問題事象に取り組むに当たっては、事象に関するすべての人が、「人権とは何か」についての理解を深め、人権侵害の不当性と人権の大切さを実感として受け止めいくことが大切です。また、個々の問題事象に対しては、その事象の具体的な内容や地域の実態等を踏まえて適切な取組を行うことが重要です。

1 未然防止のポイント

（1）人権教育の充実と教職員の資質の向上

- ① 「子どもたちを大切にする実践を通じて自他の人権を守る子どもを育成する」という人権教育の取組を学校全体で進める。
- ② 児童生徒一人一人の人権意識を高め、差別をなくすために自ら行動する意欲と実践力を育てる。
- ③ 様々な困難を抱えている児童生徒や集団の中で弱い立場にある児童生徒を大切にした集団づくりを進める。
- ④ 教職員が自らの人権意識を高め、同和問題をはじめとするあらゆる差別を許さない姿勢を貫く。

2 問題事象発生時以降の対応のポイント

（1）事象の報告と事実の確認

- ① 報告
 - ・ 発生した事象について管理職と人権教育担当主任等に速やかに報告する。
 - ・ 管理職は所管の教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 事実確認
 - ・ 「問題を提起した人」「問題を起こしたとされる人」「人権を侵害されたおそれがある人」「その場に居合わせた人」と順次事実関係を確認し記録する。
 - ・ 2名以上で事実確認を行い、不一致な点があれば再度確認する。
 - ・ 事実確認に当たっては、誘導尋問、高压的な姿勢での非難や批判、説諭、説教などにならないよう留意する。
 - ・ 差別落書きの場合は、写真撮影等の記録を残し、直ちに遮蔽する。

（2）連携による分析と方針の策定

- ① 対応のための協議の開催
 - ・ 関係する行政機関と教育現場が、事実確認、問題の分析及び取組の方針等について協議する。
- ② 背景・要因の分析と問題の本質の明確化
 - ・ 事象の背景を正しく分析し、問題の本質を明らかにする。
- ③ 問題解決のための取組の方針や取組主体の明確化
 - ・ 教育現場と行政機関の取組の方針と役割分担を明らかにする。

（3）問題解決に向けた取組

- ① 当事者に対する取組
 - ・ 被害を受けた人に対する取組
 - ・ 問題を起こした人に対する取組
- ② 教育現場としての課題解決に向けた取組
 - ・ 影響の検証と教育課題を明確にするための取組
 - ・ 課題解決のための具体的な取組の策定

3 情報収集等

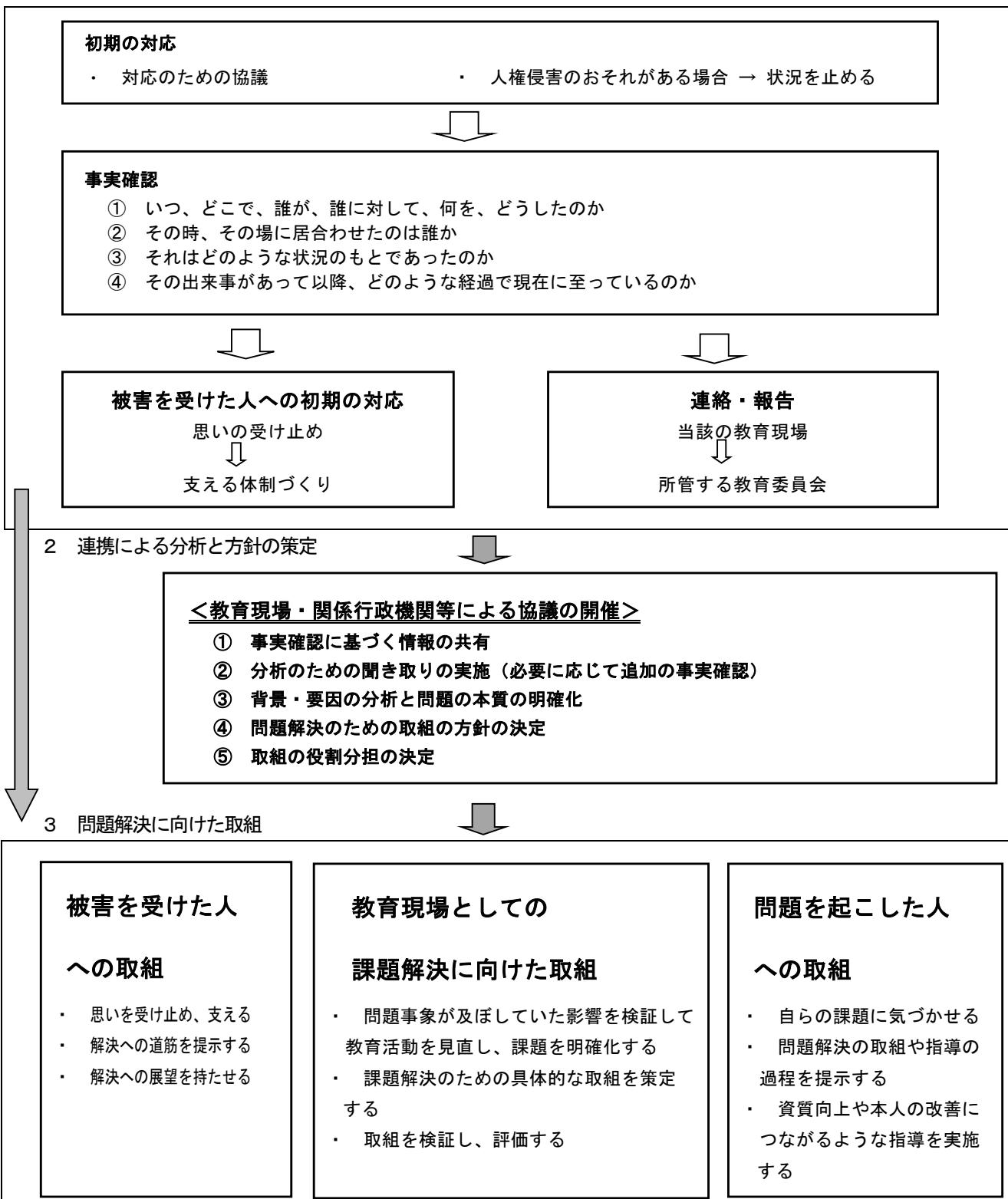
■ 関係情報

- ・ [「問題事象から学ぶために（学校教育編）」](#)～人権に関する問題事象の基本的な捉え方と取組の進め方～
(平成25年7月 島根県教育委員会)
- ・ [「問題事象から学ぶために（概要版）」](#)問題対応から、日常的な学校経営・学級経営へ
(令和3年3月 島根県教育委員会)
- ・ [リーフレット しまねがめざす人権教育（実践編）](#) (令和5年3月 島根県教育委員会)

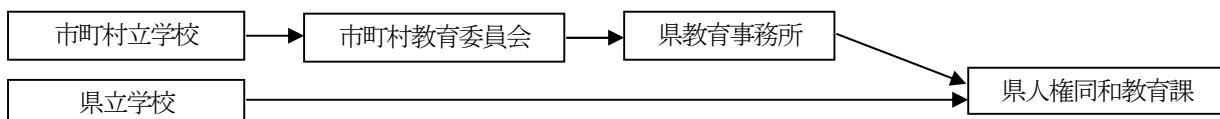
人権に関わる問題事象発生時の対応

【対応の流れ】

1 初動の取組



【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁人権同和教育課指導スタッフ TEL : 0852-22-5432、6515 FAX : 0852-22-6166

第7 性暴力被害・性的虐待・データDV等

【事案（例）】 生徒Aが保健室に来て教室に入りたくないと訴えた。養護教諭が話を聞くと、同じクラスの生徒Bが性的な言動を繰り返し行っていることが分かった。

1 未然防止のポイント

（1）生命（いのち）の安全教育

- 性犯罪・性暴力を根絶していくため、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行う必要がある。
- 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方や、自分や相手を尊重する態度などを、発達の段階に応じて身に付ける必要がある。
- 授業の中で「生命（いのち）の安全教育」の教材を使用する場合は、生命の安全教育の手引きの「生命の安全教育の推進に当たっての留意事項」を踏まえること。
- どのような被害が起きるのかを正しく理解するため、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるよう働きかけること。

（2）児童生徒が話しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、校内の教育相談体制を充実させる

- 管理職のリーダーシップのもと、教職員間の協働体制をつくったり、児童生徒を肯定的に捉えた情報交換を行ったりするなど、教職員間の支持的、受容的な雰囲気を醸成する。
- 日頃から、児童生徒に積極的に声をかけたり、児童生徒の変化をしっかりと把握したりして、一人一人にきめ細かな関心を向ける。
- アンケート等を実施し、児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努める。
- 定期的に教育相談週間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。
- 様々な相談の場や機会があることを児童生徒や保護者へ知らせる。
- 児童生徒の悩みや不安に対して、その解消が図られるまで継続した教育相談を実施する。

2 発生時以降の対応のポイント

（1）性的被害者への対応

- 誤った指導による二次的被害が生じないよう、最大限に配慮することが求められる。
- トラウマに関する知識と理解を持ち、トラウマの影響を見過ごしたり、無自覚に当該児童生徒を傷つけたりしないようにすること。
- 児童生徒から相談を受けた場合は、関係機関（警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所等）と連携して対応する必要がある。

【児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント】

- 被害開示を受けた場合、児童生徒が安心して話せる場所に移動します。最初の段階では「誰に何をされたか」を聴き取り、「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と繰り返し伝え、最後に「話してくれてありがとうございます」と伝えます。児童生徒が自発的に被害を話し始めたら、話を遮らず、丁寧に聴き取ることが求められます。その際は、児童生徒が話す以上のことを見聞き出そうとせず、児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残すことが大切です。詳細については無理に聞きすぎず、「性的な被害を受けた」ことが聴ければ、警察等の関係機関に通告することになります。また、家族や、他の教職員、関係機関とどこまで情報を共有してよいのかということについて、本人から同意をとります。
- 聴き取りの際、「なぜ」「どうして」という圧力をかける言葉は避け、「どういうことで」に言い換えるようにします（例：「どうしてそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」など）。
- 被害開示を受けた教職員が怒りや動揺を見せると、被害児童生徒はそれ以上話ができなくなってしまうことがあるため、感情的な対応にならないよう留意します。
- 他の教職員に同じ話を聴かれて被害体験を思い出させられることは、トラウマ体験を深めることにつながり、被害児童生徒の話の内容や記憶が変化してしまう可能性もあります。繰り返し同じ話を聞くことは避けるようにします。聴き取りの際は、児童生徒が信頼できる複数の教職員（SC、SSW等を含む。）が対応するようにします。
- 障がいのある児童生徒等については、個々の障がいの特性や状態等を踏まえた対応が求められます。

（生徒指導提要 令和4年12月改訂から）

- 第4章 教職員 第2 性暴力
- 第4章 教職員 第2 性暴力

3 相談を受けたときの対応

4 相談を受けたときに留意すること

3 情報収集等

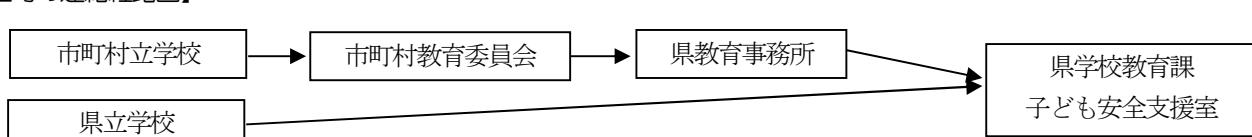
■ 関係情報

- 性犯罪・性暴力対策の強化について（文部科学省HP）
- 「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き（文部科学省HP）

性暴力被害・性的虐待・データDV等把握時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
〈発生時の危機管理〉 ○ 事件発生・把握 ○ 対応方針	<ul style="list-style-type: none">児童生徒からの被害の場合はいじめ対策組織の開催事実の確認、体制の確立と教職員の役割分担、指導方針の明示対応方針の決定・指示学校全体としての指導方針・方法に関する指示継続的な指導を指示するとともに教育委員会に報告を行う保護者への状況説明（事案の概要、児童生徒の様子、保護観察依頼、学校の対応等）警察へ通報加害児童生徒及び保護者と話し合い、今後の方針決定 <p>(※ 以下は被害児童生徒及び当該保護者の心情を考慮し、同意のもとに実施)</p> <ul style="list-style-type: none">緊急カウンセラー派遣要請	<ul style="list-style-type: none">関係者による被害児童生徒へのカウンセリング、経過観察 (注) 被害児童生徒並びに保護者の動搖及び心のケア（日ごろからコンタクトを取れる教職員）を第一に考える被害児童生徒へのプライバシーを保護するため、外部へ情報漏洩しないよう注意する児童生徒、保護者への誠意ある対応、家庭訪問の実施性暴力被害者支援センターたんぽぽ、しまね性暴力被害者支援センターさひめ等関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">被害児童生徒への最小限の聴き取り（児童生徒と信頼関係がある教職員で行う）詳細な聴き取りは司法面接で行う被害児童生徒へのプライバシーに最大限配慮する信頼できる教職員によるカウンセリング、見守り教職員、関係職員によるきめ細かな心のケア（保護者との密な連携のもと）
〈事後の危機管理〉 ○ 今後の対応	<ul style="list-style-type: none">再発防止策の検討・決定、事故報告書作成	<ul style="list-style-type: none">引き続き児童生徒の観察	<ul style="list-style-type: none">カウンセラー等による継続的なカウンセリング、見守り
			(注) 被害児童生徒及び保護者等への対応や報告にあたっては、プライバシーに十分配慮する必要がある。

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

第4章 教職員

言佳もが、言佳かの、
たからもの。

第1 体罰

【事案（例）】 A小学校で、午後の清掃時間中、竹ぼうきを振り回している児童Bがいた。担任は、何度か注意をしたが止めようとしないため、この児童Bのほうきを取り上げ、ほうきの柄で児童Bの顔面を叩いた。児童Bの額が切れて出血した。保健室で手当をしたが、出血が止まらないため病院に連れて行き治療をした。

1 未然防止のポイント

(1) 体罰根絶の徹底

人権尊重の教育の重要性について、研修会等を通じて教職員が十分に認識を深める。

(2) 協力体制の確立

児童生徒の多様化、変容に的確に対応できるよう指導力の向上を図るとともに、学校全体として体罰を戒め合う雰囲気をつくり、全校的な協力体制を確立する。

(3) 法的責任の認識

教職員の不法行為による学校事故において、教職員が責任を問われる場合、

- ① 刑事上の責任
- ② 行政上の責任
- ③ 民事上の責任

があることを認識しておくこと。

2 関係通知等

(1) 体罰は法律で定められた禁止行為

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。（[学校教育法 第11条](#)）

(2) 体罰とはなにか？

- ① 懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。（体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（平成25年3月13日24文科初第1269号通知））
- ② 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - ・ 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - ・ 授業中、教室内に起立させる。
 - ・ 学習課題や清掃活動を課す。
 - ・ 学校当番を多く割り当てる。
 - ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
 - ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

【参考資料】

- ・ [体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）](#)

(24文科初第1269号 平成25年3月13日)

2 懲戒と体罰の区別について

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

(別紙)

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体的な事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

〈学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例〉

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

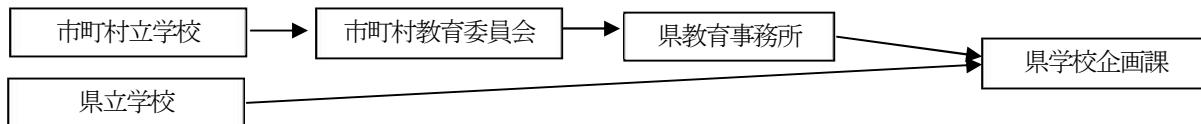
- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

- ・ [「生徒指導提要 第3章 チーム学校による生徒指導体制」P103～105](#)

体罰発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	その他	児童生徒
<発生時の危機管理>				
○ 事件・事故発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時の管理職へ報告 	【管理職不在の場合の対応判断・指示】 (例) 校長・教頭→教務主任→生徒指導主事	
<事後の危機管理>				
○ 今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応（全校集会、保護者会、被害児童生徒の家庭訪問の決定、P T A役員との協議等） ・ 再発防止策の検討・決定事故報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応（全校集会、保護者会、家庭訪問の実施等）再発防止策の実施 		

【発生時の連絡経路図】 報告様式：「事故報告書」



【県教育委員会担当課】

教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-6308 (県立)、6692 (義務) FAX : 0852-22-5762

第2 性暴力

【事案（例）】 A中学校3年生担任の教諭Bは、進路の相談に来た女子生徒と相談室で2人きりとなり、励ますつもりで手を握ったり、肩を触ったりした。その後相談の回数を重ねるうち、女子生徒が何も言わないので、胸を触る等の行為をした。

女子生徒は、その後も教諭Bから相談室に誘われるのがいやで、学校を休みがちになり、養護教諭が気持ちを聞いたことから発覚した。

※「教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて＜島根県教育委員会の総合対策＞」に従って対応すること。

1 未然防止のポイント

(1) 児童生徒性暴力等の防止に関する施策

- ・全ての教育職員等が適切な対応がとれるよう、外部専門家による研修や校内研修等により教育職員等の啓発を図ること。
- ・児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないこと等について周知徹底を図ること。
- ・所定の手段に依らず、児童生徒とSNS（LINE等）や電子メールを使用したやり取りを絶対に行わないこと。**所定の手段であっても、私的なやり取りは絶対に行わないこと。**
- ・教職員が個人で所有するスマートフォン等の機器等を用いて児童生徒を撮影しないこと。
- ・学校行事や部活動等のため、教職員と児童生徒が宿泊を伴う研修や遠征に参加する場合において、教職員が宿泊先の自室に児童生徒を招き入れたり、児童生徒の自室を訪ねたりすることは絶対に行わないこと。安否確認等のため児童生徒の自室を訪ねることが真にやむを得ない場合も、教職員と児童生徒が密室で一対一となることは避けること。

(2) 児童生徒性暴力等の早期発見及び対処に関する施策

- ・定期的なアンケート調査や相談窓口の周知等により事案の早期発見に努めること。
- ・児童生徒性暴力等の事実があると思われる場合には、学校の設置者が初期段階から積極的に対応し、専門家の協力を得て中立・公正に調査を実施すること。
- ・悪しき仲間意識等から必要な対応を行わないことはあってはならず、放置したり隠蔽したりする場合には、この法の義務違反や信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得ること。

2 関係通知等

【参考資料】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号、令和3年6月4日）

2 児童生徒性暴力等の定義

児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう（法第2条第3項）。

- ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを作ること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを作ること（①～④に掲げるものを除く。）。

- ・児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかつた行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。
- ・なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと（中略）、

教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・様態にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。

- ⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動）などが、ここに含まれると考えられる。

3 相談を受けたときの対応

児童生徒からの相談は、いつ・どこで・どのような場面で話しかけられるか分からぬことに留意すること。

普段から「児童生徒から性暴力等の被害を相談されるかもしれない」という意識を持ち、相談があったときの対応方法を校内で共有しておく必要がある。

また、日ごろから児童生徒の身体的状況や言動のほか、保護者の様子に気を配り、気になる点や変わった点等がないか、把握することに努めておくことが大切である。

○ 対応のポイント

- 最小限の聴き取り

教職員等が、児童生徒から相談を受けたときは、児童生徒に対する質問や確認は「いつ」「誰が」「誰に」「どうした」等、最小限の内容に留めること。児童生徒が話した内容を受け止め、「いつ」「どこで」「どのように」児童生徒が相談しに来たのか、また、相談したときの話しぶりや、「誰が」「誰に」「どうした」という事実を記録する。

児童生徒から語られた言葉のままを正確に記録すること。

- 情報共有への同意

児童生徒に「重要なことであるから校長先生に報告する」と共有する旨と共有する範囲を明確にし、理解を得ることが重要である。児童生徒が「秘密にしてほしい」と希望しても、共有する必要性や範囲を明確にしたうえで丁寧に説明し、共有することについての同意を得る。

- 管理職等への報告等

相談を受けた教職員は、児童生徒から相談を受けた場合は、必ず管理職へ直接報告する。

報告を受けた管理職は、**4 相談を受けたときに留意すること**に沿った対応をとる。

- 詳細な聴き取り

詳細な聴き取りについては、教育委員会や警察等の関係機関と連携・相談のうえ警察等が実施し、教職員等は行わない。

4 相談を受けたときに留意すること

児童生徒から最初に被害を打ち明けられた際は、事情聴取のように細かく聞かない。

ただし、勇気をもって打ち明けた児童生徒が、相談をないがしろにされたと感じないよう、真摯に傾聴すること。

相談内容を過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかつたりすることは、あってはならない。

被害の聴き取りは原則として同性が行うことが望ましいが、被害を受けたとされる児童生徒が直接打ち明けるということは、当該教職員等との信頼関係があると考えられるため、最低限の聴き取りは、同性か異性かを問わず、直接打ち明けられた者が行って差し支えない。

ただし、教職員等による詳細な聴き取りは行わない。詳細な聴き取りは、「司法面接」で行う。「司法面接」とは、子どもの心理的負担を軽減し、何度も聞くことによる誘導や暗示等のおそれを排除するために、被害にあった子どもや目撃した子どもから話を聞く場合には、訓練された聴取者が、誘導ではない聞き方をするというもので、各機関の代表者が聞く「代表者聴取」（共同面接）で行われる。そのため、被害が発覚したら、教職員等の周囲の大人は、児童生徒に被害の詳細を聞かず、速やかに、警察等と連携し、司法面接での聴取を行う必要がある。

○ 留意するポイント

- 可能な限り同性の教職員等が聴き取る。
- 児童生徒の訴えを否定しない。
- 勇気を出して話してくれたことへの感謝を伝える。
- 同性間であっても性暴力はありうると心得る。
- 根掘り葉掘り聞かない。無理やり話させない。
- 児童生徒が話せる範囲で「いつ」「誰が」「誰に」「どうした」だけを聞く。（細かい聴き取りは専門家に任せること。）
- 児童生徒の話す内容や話しているときの様子を細かく記録する。
→記録は、性的な表現であっても曖昧にすることなく児童生徒が語ったとおりに記録する。
- 児童生徒が「秘密にしてほしい」と希望しても、共有する範囲を明確にしたうえで丁寧に説明し、共有することの同意を得る。

・言つてはいけない言葉

■児童生徒を責めている（と受け取られかねない）言葉

例：「あなたが誘ったのでは？」「泣いてばかりでいいで、ちゃんと説明して」など

■「なぜ？」と非難しているように聞こえる言葉

例：「どうして逃げなかったの？」「どうして付いて行ったの？」など

■被害を矮小化するなど、児童生徒の心理を理解しない言葉

例：「早く元気になります」「つらいことは忘れましょう」「辛いのはよくわかるよ」「時間が解決してくれる」など

■驚きを示す言葉

例：「本当なの？」「どうして？」「嘘でしょう？」など

■相談を拒絶する言葉・話を遮る言葉（態度）

例：「○○先生に相談してください」「保護者に伝えてください」「私では手に負えません」「忙しいから後にして」「(複数回にわたる被害の聴取りにおいて) 時間がないから、次の話に行きましょう」など

■感情的な言葉（態度）

例：「××先生のやったことは、絶対に許せない！！」「(児童・生徒に対して) かわいそうだね」など

■無責任な言葉（できない約束はしない）

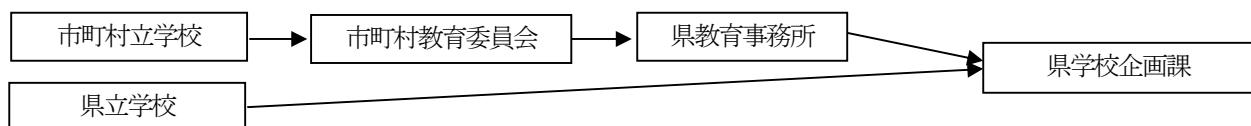
例：「○○先生は明日から学校に来ないよ」「誰にも言わないよ」「先生だけの秘密にしておくから大丈夫だよ。」など

性暴力発生・把握時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
<発生時の危機管理>			
○ 事件発生・把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実の整理、確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害児童生徒への最小限の聴き取り（児童生徒と信頼関係がある教職員で行う）
○ 対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応方針の決定・指示 ・ 教育委員会への第一報（事実の連絡と支援要請、対応をその都度協議） ・ 関係教職員への指示（緊急職員会議の開催等） ・ 加害教職員を隔離させ、事実確認、その後自宅待機の指示（※ 児童生徒と直ちに引き離す。） ・ 保護者への状況説明（事案の概要、児童生徒の様子、保護観察依頼、学校の対応等） ・ 保護者への謝罪と今後の対応説明 ・ 教育委員会の指示により、警察へ通報 ・ 教育委員会へ報告書を提出 ・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応（被害児童生徒の家庭訪問等） <p>(※ 以下は被害児童生徒及び当該保護者の心情を考慮し、同意のもとに実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急カウンセラー派遣要請 ・ 報道機関等への対応 ・ (必要に応じて) 全校集会、保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者による被害児童生徒へのカウンセリング、経過観察 (注) 被害児童生徒並びに保護者の動揺及び心のケア（日ごろからコンタクトを取れる教職員）を第一に考える ・ 被害児童生徒へのプライバシーを保護するため、外部へ情報漏洩しないよう注意する ・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応、家庭訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な聴き取りは司法面接で行う ・ 被害児童生徒へのプライバシーに最大限配慮する ・ 信頼できる教職員によるカウンセリング、見守り
<事後の危機管理>			
○ 今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止策の検討・決定、事故報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き児童生徒の観察 ・ 再発防止策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンセラー等による継続的なカウンセリング、見守り

(注) 被害児童生徒及び保護者等への対応や報告にあたっては、プライバシーに十分配慮する必要がある。

【発生時の連絡経路図】 報告様式：[「事故報告書」](#)



【県教育委員会担当課】

教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-6308 (県立)、6692 (義務) FAX : 0852-22-5762
教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、 6862 FAX : 0852-22-6857

第3 教職員の交通事故

【事案（例）】 教諭Aは午後から町外で行われる生徒指導の会議に出席するため、発表資料を自家用車に積んで昼過ぎに学校を出た。校門を出てから、すぐ近くの交差点にさしかかったところで携帯電話が鳴り、気をとられたため、交差点を右折中の対向車と正面衝突した。教諭Aは軽傷で、相手運転手は足を骨折し入院した。
(教職員の自家用自動車の公務使用時)

1 未然防止のポイント

教育公務員としての自覚の高揚 … 勤務時間内外を問わず、教育公務員としての自覚を持ち、運転するときは、常に安全運転を心がけ、交通事故防止に努めなければならない。

2 関係法令等

- (1) 教職員の懲戒処分の中で交通事故による処分が最も多く、過失の度合いが大きい飲酒運転等は重い処分を受ける。
 - ・ [地方公務員法](#)第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）
- (2) 相手が死亡や負傷した場合、過失運転致死傷等の刑事処分を受ける。
- (3) 道路交通法違反は反則金、免許停止等の行政処分を受ける。
- (4) 損害賠償責任が発生した場合、民事的な責任は免れない。
- (5) 校長は、自家用自動車の公務使用を教育職員に対して、運転開始前及び運転終了後に酒気帯びの有無を確認し、その内容をアルコール検査記録簿に記録する。（「県立学校教育職員の自家用自動車等公務使用に関する取扱要綱」等の一部改正について（通知）令和4年4月12日島企第73号）

Q 教職員の交通事故に対する処分が厳しいのはなぜか。

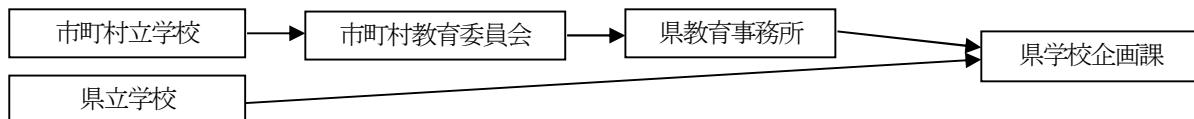
A 一般に教師の交通事故については、「児童生徒に交通安全教育を行うべき立場にあり、率先して安全教育及び模範運転に努め、交通道徳の高揚に努力すべきもの」（昭和49.7.15山形県人事委員会）、「交通事故の内容は千差万別で、他と厳密に比較すること自体困難であり、仮に、同一内容の交通事故を起こした職員が、異なる種類の懲戒処分を受けたとしても、職員の職種、身分、それに伴う職務内容、責任の度合等に相違がある以上、交通事故を起こしたことによる処分が客観的妥当性を欠き、条理に反しない限り、公正の原則に反するとはいえない」（昭和50.2.13岡山県人事委員会）という見地から、一般行政職員に比べて厳しい処分が行われる場合が多い。

Q 飲酒運転事故の場合はどうか。

A 教職員としてのモラルが問われ、学校の信頼は崩壊、生徒指導上の混乱は免れない。当事者が教壇に復帰することができるかどうかの判断も必要となる。公務員という身分を有する以上、身分上の義務は勤務時間内外を問わず課せられる。全国の交通事故により懲戒処分を受けた教職員の約25%は飲酒運転で、そのほとんどすべてが免職又は停職の処分を受けている。

教職員の交通事故発生時の対応

対応の流れ	管 理 職	当該教職員	その他（留意点）
<発生時の危機管理>			
○ 事故発生	<ul style="list-style-type: none">・ 状況把握及び補足処置の指示	<ul style="list-style-type: none">・ 負傷者の救護、救急車の手配、現場保存と二次的被害の防止・ 管理職へ事故第一報・ 警察への届出、事実確認・ 相手住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先等の確認・ 目撃者等の確認（氏名、住所）・ 負傷者搬送先の病院名、負傷の部位、程度の把握・ 相手方への謝罪、見舞い	<ul style="list-style-type: none">・ 事故を起こした教職員が負傷あるいは動搖している場合、管理職は当該教職員に代わって措置状況を確認の上補足措置・ 社会的影響が大きい場合、教育委員会から指導助言を受け対応する・ 管理職は被害者に誠意ある態度で対応するよう指導・ 場合により管理職が謝罪、見舞い等に随行
○ 状況把握、対応	<ul style="list-style-type: none">・ 管理職等の現場への派遣・ 措置状況の確認と補足措置・ 教育委員会へ事故第一報、以降適宜報告・ 外部への窓口を一本化する・ 当該教職員への指導・ 他の教職員への説明、指導・ 状況により P T A、児童生徒への対応		

【発生時の連絡経路図】報告様式：[「交通事故等状況報告書（様式第29号）」](#)**【県教育委員会担当課】**

教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-6308 (県立)、6692 (義務) FAX : 0852-22-5762

第4 個人情報の管理上のトラブル

【事案（例）】 A小学校の教諭Bは、担任のクラスの成績処理を自宅で行うため、成績一覧表及び通知表などを学校から持ち帰ることにした。帰宅途中、成績関係書類を自家用車に置いたまま、書店に立ち寄った後、自家用車に帰ってみたところ、成績関係書類を入れていた鞄などが盗まれていた。

1 未然防止のポイント

(1) 個人情報の管理に関する教職員の意識向上

児童生徒の住所録など個人情報を掲載した書類の管理の仕方を明確にするなど、平素から、個人情報の管理に教職員が細心の注意をはらうような環境づくりに努める。

(2) 諸帳簿の取扱いに関する規定の整備

諸帳簿の取扱いに関する規定を整備しておくとともに、管理職は、年度始めや学期末及び年度末など諸帳簿の作成が行われる時期には、諸帳簿の取扱いに関する教職員の注意を喚起することに努める。

(3) 電子情報の管理方法の明確化

パソコンによる成績処理などを行うため、成績など個人情報を記録したUSBメモリ・外付けハードディスクなどの取扱い及びパソコン本体の管理に関する注意を喚起することが重要となっている。

校内LANを通じて、成績など個人情報の送受信が行われるようになっているが、情報送受信に関する規定及びセキュリティを高め、校内の児童生徒、または、校外の不特定多数に誤って受信されることを防止する取り組みが不可欠である。

電子情報の取扱に当たっては、「[島根県情報セキュリティポリシー](#)（令和5年4月島根県）」、「所属長及びセキュリティ担当者の情報セキュリティ対策実施手順書（令和4年4月島根県情報セキュリティ委員会）」をもとに各学校の状況に応じたマニュアルを作成し、管理を行うこと。また、高等学校における指導者用端末については「島根県立高等学校指導者用端末管理規程」に、特別支援学校における指導者用端末については「指導者用端末の利用に当たっての留意事項」等に従い、各校において適切に管理を行うこと。

（注）パソコン本体及び個人情報データの学校外への持ち出しは、原則禁止である。

○ 通知表について

学校に備えるべき表簿は、[学校教育法施行規則](#)第28条に規定されており、保存・管理等その取扱いには注意が必要である。通知表については、学校に備えるべき表簿のように法令などには規定がないが、内容からして指導要録や出席簿等に準じるものであり、適正な取扱いや管理が求められる。

なお、通知表と指導要録の関係については、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（30文科初第1845号、平成31年3月29日）に記述がある。

○ [学校教育法施行規則](#)（文部省令第11号 昭和22年5月23日）

（備付表簿、その保存期間）

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関する法令
- 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録、学校歯科医師執務記録、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿

○ 通知表と指導要録の関係について（30文科初第1845号、平成31年3月29日通知）

4. 学習評価の円滑な実施に向けた取組について

(7) (略)

特に、統合型校務支援システムの整備により文章記述欄などの記載事項が共通する指導要録といわゆる通知表のデータの連動を図ることは教師の勤務負担軽減に不可欠であり、

(略)

これらの方法によらない場合であっても、域内の学校が定めるいわゆる通知表の記載事項が、当該学校の設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす場合には、設置者の判断により、指導要録の様式を通知表の様式と共にものとすることが現行の制度上も可能であること。その際、例えば次のような工夫が考えられるが、様式を共通のものとする際には、指導要録と通知表のそれぞれの役割を踏まえることも重要であること。

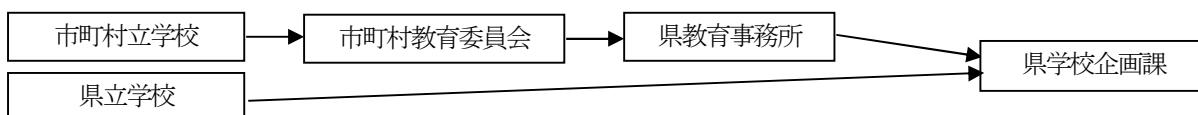
- ・ 通知表に、学期ごとの学習評価の結果の記録に加え、年度末の評価結果を追記することとすること。
- ・ 通知表の文章記述の評価について、指導要録と同様に、学期ごとにではなく年間を通じた学習状況をまとめて記載することとすること。
- ・ 指導要録の「指導に関する記録」の様式を、通知表と同様に学年ごとに記録する様式とすること。

個人情報の管理上のトラブル発生時の対応

対応の流れ	管 理 職	教 職 員
〈発生時の危機管理〉		
○ 書類紛失	<ul style="list-style-type: none"> 紛失時の状況及び書類等事実の確認 警察への連絡内容の確認 教育委員会への第一報 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職への報告（紛失した書類などの種類と紛失した際の状況） 警察への連絡（紛失届）
○ 対応方法の決定	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒、保護者への謝罪及び説明方針を決定 外部への窓口への一本化 関係書類の再度作成 個人情報管理の再点検の指示 個人情報管理上の注意の再確認 	
○ 児童生徒・保護者への謝罪、説明	<ul style="list-style-type: none"> 保護者などへの説明内容の明示 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒のプライバシーに関する書類が他者に渡るという重大な事象であることを認識し、誠意をもった謝罪、事情説明を行う。
○ 校内の個人情報管理の再点検		
○ 保護者などへの事故再発防止方針の説明		
〈事後の危機管理〉		
○ 教育委員会報告	<ul style="list-style-type: none"> 事故報告書の作成と教育委員会への報告 	

【発生時の連絡経路図】

報告様式：[「事故報告書」](#)



【県教育委員会担当課】

教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-6308 (県立)、6692 (義務) FAX : 0852-22-5762

第5 ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）

【事案（例1）】 教諭Aは、教諭Bに、「親しさから、つい、何度も会話の中で性的な冗談を言った。教諭Bは、その言葉が嫌でたまらず、教諭Aにそれとなく注意したが改まらなかったため、悩んだ末に友人の教諭Cに相談した。教諭Cは教諭Bの了解のもとに管理職に相談した。」

【事案（例2）】 教頭Dは、教諭Eに対し、厳しく指導していたが、次第にエスカレートし、他の教職員のいる前で教諭Eに向かい、「何をやらせてもだめな役立たずだ」「お前は本校のお荷物だ」などの発言を繰り返すようになつた。このため教諭Eは、精神的苦痛から体調を崩し、教職員健康管理センターの保健師に相談した。

1 未然防止のポイント

（1）人権意識高揚のための研修や意識啓発の充実

相手の人格の尊重と相手方の立場に立った行動をとることの重要性を認識し、性別により差別しようとする意識や相手を性的な関心の対象としてのみ見るような意識をなくし、職務上の権限や地位等を利用して人格的な支配を行ったり、心理的圧迫や身体的苦痛を与えていたりしないよう、人権意識高揚のための研修の充実を図る。

（2）各所属校におけるハラスメント防止等に関する組織体制づくり

所属長は、所属に複数の相談員（学校に設置する人権・同和教育推進委員会、ハラスメントや人権問題に関する委員会の委員など、原則女性、男性各1名以上）を配置し、各所属並びに教育委員会一体となって根絶に取り組む。（「ハラスメント防止等に関する要綱」平成11年3月30日島教総第944号教育長通知）

2 情報収集等

■ 関係法令等

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第11条（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）
- 地方公務員法 第33条（信用失墜行為の禁止）

■ 通知、関係情報等

- ハラスメントの防止等に関する要綱（最終改正 令和3年12月24日島教総第720号 教育長通知）
- 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等についての指針の制定等について（令和2年3月19日元初財務第37号 文部科学省通知）
- パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に向けた対応について（令和2年4月30日2月初企第5号 文部科学省通知）
- 教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和5年3月29日4教教人第48号 文部科学省通知）

Q セクシュアル・ハラスメントに該当するか否かの明確な判断基準は？

A セクシュアル・ハラスメントとは、「相手を不快にさせる性的な言動」です。この場合、「性的な言動」には、性的な関心や欲求に基づく言動だけでなく、性別により役割を分担すべきとする意識または性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれています。

セクシュアル・ハラスメントは、性的な暴行、性的な関係の強要といったものから、容姿・年齢・結婚・出産等を話題にするというものまで、その態様は様々であるとともに、不快であるか否かは受け手の主観に委ねられています。したがって、自分では、セクシュアル・ハラスメントに該当しないと思う言動でも、受け手が不快に感じれば、それはセクシュアル・ハラスメントになり得ます。

Q 具体的には、どのような言動がセクシュアル・ハラスメントになるのですか？

A ① 性的な発言

「スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする」「聞くに耐えない卑猥な冗談」「性的な噂やからかい」「男のくせに・・・、女のくせに・・・」

② 性的な行動

「通りがかりに、時々女性の肩に触る」「ヌードポスターや卑猥な写真・記事を職場に貼ることや、わざと見せたり、読んだりする」「身体を執拗に眺め回す」「職場の宴席においてデュエットやダンスの相手をしつこく強要する」「食事やデートにしつこく誘う」「性的な内容の電話、手紙・Eメールの送付」「性的な関係を強要する」

Q パワー・ハラスメントかどうかの判断基準は？

A パワー・ハラスメントとは、①職務に関する優越的な関係を背景として行われる、②業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、③職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものであり、①から③までの3つの要素をすべて満たすものです。

客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適切な業務指示や指導については該当しません。つまり、パワーハラスメントかどうか判断するには、言動の性質や頻度、受け手の感じ方を総合的に勘案する必要があります。

Q 具体的には、どのような言動がパワー・ハラスメントになりやすいのですか？

A 例としては次のようなものがあります。

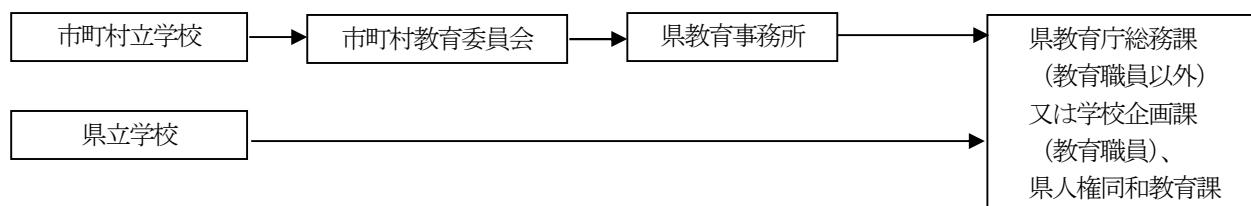
- 「役立たず」「もう来なくていい」「私に恥をかかせる気か」「お前のようなパワはいない」など、感情にまかせたような発言や、大勢の前で個人名を挙げて非難するなど、個人の人格や尊厳を傷つけること。
- 「何をやらせて駄目だ」など具体的な指示をすることなく、仕事や能力を否定すること。
- 飲み会等の親睦行事に強制的に参加させたり、業務とは関係のない個人的な雑用を強要すること。

ハラスメント発生時の対応

対応の流れ	管 理 職	その他（留意点）
〈発生時の危機管理〉		
○ 事象の発生		
○ 相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談担当者の決定 ・ 関係者の人権とプライバシーの尊重 ・ 秘密の厳守 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場内で相談することが困難な場合には他の相談機関等にも相談することを考慮する 教育庁健康管理センター保健師、学校企画課企画人事スタッフ、公益通報制度外部窓口委員（弁護士）に対しても苦情相談をすることができる ・ 原則として2人の教職員で対応 ・ 可能な限り同性の教職員が同席（セクハラの場合）
○ 相談者からの事実関係聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者からの事実関係等の聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言動の具体的な記録 (例) ・ 被害者及び加害者とされる教員の関係はどのようなものか ・ 事象がいつ、どこで、どのように行われたか ・ 相談者の加害者に対しての対応はどうか ・ 他の同僚等に相談したか ・ 聽取した事実関係等を相談者へ確認し記録する ・ 相談者の意向を十分に踏まえる ・ 守秘義務を厳守すること
○ 校内ハラスメント委員会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内でどのような対応をするか協議、関係者で情報共有、ハラスメント認定等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実確認し、ハラスメントと判明すれば謝罪と信頼回復に努める ・ ハラスメントとは何かを理解させる ・ 両者から聴取した事実関係に不一致や不十分なところがあれば、周囲の職員から事実関係等を聴取する (人権やプライバシー、秘密の厳守に配慮する)
○ 加害者とされる教職員からの事情聴取及び指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害者とされる教職員からの事情聴取及び指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認した事実を伝え、今後の具体的な対応や方針を説明
○ 相談者に対する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者に対する説明 	
〈事後の危機管理〉		
○ 事後報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事後報告書の作成と教育委員会への報告 	

【発生時の連絡経路図】

報告様式：[「事故報告書」](#)



【県教育委員会担当課】

教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-6308 (県立)、6692 (義務) FAX : 0852-22-5762

教育庁総務課総務管理スタッフ TEL : 0852-22-6092 FAX : 0852-22-5400

教育庁人権同和教育課指導スタッフ TEL : 0852-22-5432、6515 FAX : 0852-22-6166

第6 教職員のメンタルヘルスへの対応

【事案（例）】 教諭Aは、40歳代半ばで、今年度現任校に着任した。担任している学級が、1学期後半から落ち着きがなくなり、2学期半ばからいわゆる「学級崩壊」の状態となった。このころから、教諭Aは、気持ちが沈み、何をしても元気が出ない感じや集中力の低下などを自覚するようになった。また、睡眠は浅く熟睡感がなく、食欲は低下、頭重感や吐き気、めまいなどの身体症状にも悩まされるようになっていたが、同僚に迷惑をかけたくないという思いから、1～2日休んでは出勤するという状態を続けていた。その後、出勤しようとしてもどうしても出勤できなくなり、心配した家族の勧めにより、精神科医療機関を受診したところ、「うつ状態」と診断された。そして、抗うつ薬の内服と休養を取るよう指示を受け、結局、私傷病休暇を取得し自宅療養に専念することになった。

1 未然防止のポイント

(1) 教職員自身のセルフケア

- ① 心の健康について理解を深め、自分のストレス状態に気づくよう普段から自分のこころの状態を知っておく。
- ② 自分に合ったストレス解消法を実践する。
- ③ 不安や悩みが強く、うまくストレス解消ができない場合は、一人で抱え込まず、教職員健康管理センター等の相談窓口や管理監督者等に早めに相談する。

(2) 管理監督者のラインによるケア

- ① 心の健康について理解を深め、ラインケアの具体的な方法等について理解し実践する。
- ② 職場における具体的なストレス要因を把握して職場環境等の改善に積極的に取り組む。
- ③ 相談しやすい職場の雰囲気の醸成に努め、コミュニケーションがとれたチームワークのよい職場づくりを行う。
- ④ 教職員のいつもと違う変化に、早めに気づけるよう日頃の教職員の状況を把握しておく。

(3) 事業場内産業保健スタッフ等によるケア及び事業場外資源によるケア

職場全体で心の健康づくりへの意識を高め、セルフケアやラインによるケアが効果的に実施されるよう、精神科医、保健師、臨床心理士等の産業保健スタッフ等を活用するとともに、医療機関や各相談機関等も有効に活用していく。

2 メンタルヘルスへの対応のポイント

(1) 状況把握とその対応

- ① 教職員の変化に気づいた時は、管理監督者から声をかけ、安心して話ができる場所で、心身面の健康状態や悩み等について本人からゆっくりと話を聞く。本人の話だけでは十分な状況が把握できない場合には、家族に連絡を取るなど家族の協力も得る。
- ② 心の不調が疑われる場合は、医療機関への受診を勧める。その場合、本人の気持ちを尊重しながら、できるだけ精神科医療機関への受診を勧める。ただし、本人が精神科医療機関の受診を拒む場合は、まず、かかりつけ医や内科医療機関への受診や教職員健康管理センター等の相談窓口を利用することを勧める。なお、本人が自殺をほのめかすなど生命の危険を予測させる変化があった場合には、家族と連携を取り、主治医等に連絡するなど緊急時として即座に対応する。

(2) 処置、報告等

- ① 管理監督者は、教職員のプライバシーに十分配慮して対応する。また、本人だけでなく、家族や主治医、保健師等産業保健スタッフと連携を図りながら対応する。主治医連絡については、原則、本人の同意を得て行う。
- ② 医療機関を受診した結果については、本人から状況を聴いておく。休養のための私傷病休暇の取得等については、定められた服務規程等にそって、円滑に事務処理を行う。療養開始時には、本人の不安も大きいので、本人の不安を軽減し安心して療養生活が送れるよう配慮する。
- ③ 療養開始前に、病状や治療状況等について定期的に本人から報告してもらう方法を決め、本人からの報告で、病状の快復状況に応じた療養支援を行う。
- ④ 病状が安定し復職の意欲が見受けられるようになったら、本人及び主治医と相談しながら計画的な復職支援を実施する。復職の準備にあたっては、職場復帰支援プログラム制度などをを利用して円滑に復帰できるよう支援する。
- ⑤ 復職にあたって審査が必要な場合は、審査の事務手続きに沿って行う。
- ⑥ 教職員に精神的な衝撃を与える事案が発生した場合は、教育委員会に早急に報告する。教育委員会は関係機関等と対応を協議・連携を図り、タイムリーで適切な対応が行えるよう支援する。

(3) 児童生徒、保護者、教職員への連絡等

- ① 本人の休暇や復職等についてどのように説明するかは、本人が主治医と相談した状況を踏まえて決める。
- ② 休暇前に職場の混乱があった場合は、復帰後の職場の戸惑いがないようにその混乱を鎮めておくよう配慮する。

(4) 事後措置

- ① 復帰後の再発予防のため、治療の継続に配慮する。また、本人の様子を観察し、適宜声掛けをすることで、変化について早めに把握し、主治医と連携をとりながら、適切に対処する。
- ② 復職当初は、業務を軽減するなど職務上の配慮を行うとともに、職場環境や人間関係などについても留意し、順調に職場に適応できるよう支援する。

3 情報収集等

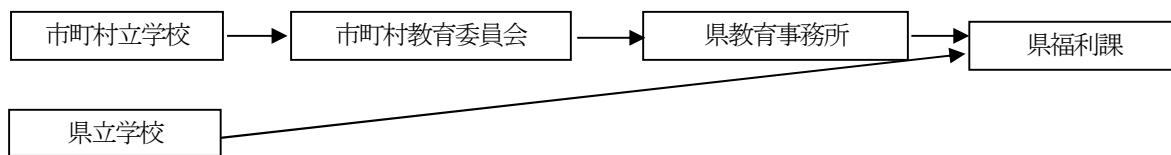
■ 関係法令等

- ・ [労働安全衛生法](#)
- ・ 島根県教職員衛生管理規程
- ・ 職場復帰支援プログラム実施要綱
- ・ 島根県教育委員会事務局職員等の職場復帰支援プログラム実施要綱
- ・ [県立高等学校等の教職員の服務規程](#) 等
- ・ [労働者の心の健康の保持増進のための指針 \(平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号\)](#)
- ・ 管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック (平成17年3月島根県教育委員会発行)
- ・ 教育職員支援プログラムの概要 (平成21年11月一部改正)

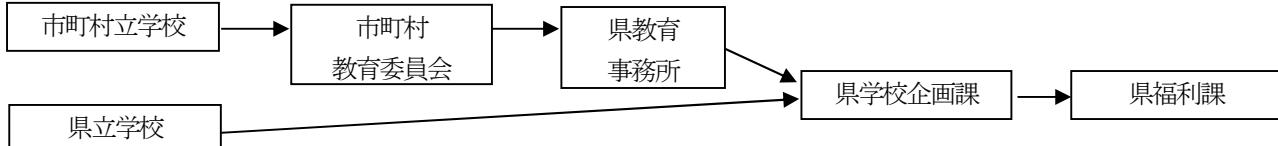
教職員のメンタルヘルスへの対応

対応の流れ	管理職	当該教職員	その他の教職員	その他
○ 心の不健康な状態への気づき	・ 当該教職員と面接し、心身面の健康状態等について傾聴し助言	・ 教職員や管理監督者に相談	・ 気になる職員の見守りと状況把握及び管理監督者への相談	・ 教職員のプライバシーに十分配慮
○ 受診勧奨	・ 精神科医療機関への受診を勧奨	・ 精神科医療機関等を受診	・ 治療や療養への理解と協力	・ 本人及び家族、主治医、管理監督者、産業保健スタッフ等関係機関が連携を図り支援
○ 療養支援	・ 安心して療養に専念できるような支援 ・ 主治医連絡（必要時） ・ 他の教職員・児童生徒・保護者等への説明（必要な場合）	・ 療養開始 ・ 治療継続 ・ 復帰を見据えた治療と療養		・ 主治医連絡については、本人の同意を得ておく ・ プライバシーへの配慮等
○ 復職支援	・ 復職準備等について本人と相談 ・ プログラム利用の意向の有無確認	・ 職場復帰支援プログラムの利用等	・ 職場復帰支援プログラムの受け入れ・協力	・ 本人及び家族、主治医、管理監督者が連携し、復帰プログラムを計画、実践
○ 復職	・ 再発予防を図る ・ ラインによるケア	・ 職場復帰 ・ 治療継続	・ 復職後の支援	・ 再発予防のため、治療の継続や業務の負担軽減等について配慮

【職場復帰支援プログラムの県教委の連絡経路図】



【復職等(復職等審査に係る)の県教委の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-6308 (県立)、6164 (義務) FAX : 0852-22-5762

教育庁福利課健康指導スタッフ TEL : 0852-22-6066 FAX : 0852-27-8353

県教育委員会担当課一覧

部・章	項目	担当課
第1部 学校における危機管理	第1 学校における危機管理	
	第2 危機管理マニュアルの整備	
	第3 危機管理の体制	
	第4 危機管理発生時の対応	
	第5 対応の評価と再発防止に向けた取組	
	第6 消費者事故等への対応	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857 教育庁特別支援教育課指導スタッフ TEL : 0852-22-6710 FAX : 0852-22-6231 教育庁総務課総務係 TEL : 0852-22-6605 FAX : 0852-22-5661
	第7 情報公開等への対応	
第2部第1章 学校保健、健康管理	第1 感染症（結核・麻しん等）の発生	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-6145 FAX : 0852-22-6767
	第2 食物アレルギー	教育庁保健体育課健康づくり推進室【食物アレルギー全般】 TEL : 0852-22-6145 FAX : 0852-22-6767 教育庁学校教育課子ども安全支援室【救急搬送の場合】 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第3 学校給食への異物（危険な異物）混入	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-6145 FAX : 0852-22-6767
	第4 寄宿舎における食事への異物（危険な異物）混入	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-6145 FAX : 0852-22-6767
	第5 学校給食による食中毒	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-6145 FAX : 0852-22-6767
	第6 寄宿舎における食事による食中毒	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-6145 FAX : 0852-22-6767
	第7 飲料水の汚染	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-6145 FAX : 0852-22-6767
	第8 光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)、松くい虫防除剤空中散布など	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-6145 FAX : 0852-22-6767 教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第9 熱中症	教育庁保健体育課健康づくり推進室【熱中症全般】 TEL : 0852-22-6145 FAX : 0852-22-6767 教育庁保健体育課学校体育スタッフ【体育・運動部活動】 TEL : 0852-22-5426、5894 FAX : 0852-22-6767 教育庁学校教育課子ども安全支援室【発生時の連絡窓口】 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
第2部第2章 学校安全	第1 風水害発生時の対応	
	(1) 学校の休校等の連絡	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	(2) 学校施設の被害状況の報告	教育庁教育施設課企画助成係 TEL : 0852-22-5417 FAX : 0852-22-6016
	(3) 児童、生徒の私傷病に関する報告	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857

部・章	項目	担当課
	第2 地震発生時の対応	
	(1) 学校の休校等の連絡	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	(2) 学校施設の被害状況の報告	教育庁教育施設課企画助成係 TEL : 0852-22-5417 FAX : 0852-22-6016
	(3) 児童、生徒の私傷病に関する報告	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第3 火災発生時の対応	
	(1) 学校の休校等の連絡	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	(2) 学校施設の被害状況の報告	教育庁教育施設課企画助成係 TEL : 0852-22-5417 FAX : 0852-22-6016
	(3) 児童、生徒の私傷病に関する報告	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第4 学校防犯（外部からの侵入者・不審車両対応）	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第5 授業中の事故	教育庁学校教育課高等学校教育推進スタッフ TEL : 0852-22-6865、6026 FAX : 0852-22-6265 教育庁学校教育課義務教育推進室 TEL : 0852-22-6607、6064 FAX : 0852-22-6265 教育庁特別支援教育課指導スタッフ TEL : 0852-22-6710 FAX : 0852-22-6231 教育庁学校教育課子ども安全支援室【発生時の連絡窓口】 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第6 部活動中の事故	教育庁保健体育課学校体育スタッフ【運動部】 TEL : 0852-22-5426、5894 FAX : 0852-22-6767 教育庁社会教育課生涯学習振興係【文化部】 TEL : 0852-22-6485 FAX : 0852-22-6218 教育庁学校教育課子ども安全支援室【発生時の連絡窓口】 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第7 登下校中の事故	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第8 放課後支援活動（放課後子ども教室、放課後児童クラブ、ハッピーアフタースクール）中の事故	教育庁社会教育課社会教育スタッフ TEL : 0852-22-5428 FAX : 0852-22-6218 教育庁特別支援教育課指導スタッフ TEL : 0852-22-6710 FAX : 0852-22-6231
	第9 クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第10 弹道ミサイル発射に係る対応	教育庁学校教育課子ども安全支援室【安否確認連絡窓口】 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857 教育庁教育施設課企画助成係【施設被害連絡窓口】 TEL : 0852-22-5417 FAX : 0852-22-6016
第2部第3章 学校生活上の問題	第1 いじめ	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第2 暴力行為	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第3 自死予告（自死企図）	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第4 児童虐待	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第5 家出	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第6 人権に関わる問題事象	教育庁人権同和教育課指導スタッフ TEL : 0852-22-5432、6615 FAX : 0852-22-6166

部・章	項目	担当課
	第7 性暴力被害・性的虐待・データDV等	教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
第2部第4章 教職員	第1 体罰	教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-6308(県立)、6692(義務) FAX : 0852-22-5762
	第2 性暴力	教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-6308(県立)、6692(義務) FAX : 0852-22-5762 教育庁学校教育課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-5412、6862 FAX : 0852-22-6857
	第3 教職員の交通事故	教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-6308(県立)、6692(義務) FAX : 0852-22-5762
	第4 個人情報の管理上のトラブル	教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-6308(県立)、6692(義務) FAX : 0852-22-5762
	第5 セクシュアルハラスメント	教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-6308(県立)、6692(義務) FAX : 0852-22-5762 教育庁総務課人事法令係 TEL : 0852-22-5404、6349 FAX : 0852-22-5400 教育庁人権同和教育課指導スタッフ TEL : 0852-22-5432、6515 FAX : 0852-22-6166
	第6 教職員のメンタルヘルスへの対応	教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-6308(県立)、6164(義務) FAX : 0852-22-5762 教育庁福利課健康指導スタッフ TEL : 0852-22-6066 FAX : 0852-27-8353

危機事案項目と報告様式一覧

部・章・項目	報告様式		備考	県担当課
第1部 学校における危機管理				
第1 学校における危機管理	—	—	—	—
第2 危機管理マニュアルの整備	—	—	—	—
第3 危機管理の体制	—	—	—	—
第4 危機発生時の対応	—	—	・ 記録の作成、保存、報道発表資料作成のポイントあり	
第5 対応の評価と再発防止に向けた取組	—	—	—	—
第6 消費者事故等への対応	・ 消費者事故等通知様式（文部科学省様式を活用）	 消費者事故等通知様式（文部科学省様式を活用）	—	教育庁総務課
第7 情報公開等への対応	—	—	—	—
第2部 事項別危機管理の要点				
第1章 学校保健・学校給食				
第1 感染症（結核、麻しん等）の発生	・ システム入力 ・ 各教育委員会の報告様式	—	・ 学校医、保健所に連絡 ・ 医療機関から保健所設置者（県・市）に届出義務あり	保健体育課
第2 食物アレルギー	・ 「食物アレルギーヒヤリハット事例報告書」	 食物アレルギーヒヤリハット事例報告書（要手当）	・ 学校医、主治医に連絡	保健体育課
	・ 「食物アレルギー・アナフィラキシーアニマニタリテーション事例発生時事故報告書」	 食物アレルギー・アナフィラキシーアニマニタリテーション事例発生時事故報告書		
第3 学校給食への異物（危険な異物）混入	・ 学校給食異物（危険な異物）混入等（事故）発生状況報告書	 学校給食異物混入発生状況報告書（依頼書）	・ 学校給食共同調理場、保健所に連絡 ・ 保護者あて、報道機関あて文書作成（異物写真も添付）	保健体育課
第4 寄宿舎における食事への異物（危険な異物）混入				

部・章・項目	報告様式		備考	県担当課
第5 学校給食による食中毒	<ul style="list-style-type: none"> 学校（共同調理場）における食中毒発生状況報告書 	 【別紙4-1】(島根県・県立) 食中毒第		保健体育課
	<ul style="list-style-type: none"> 学校における感染症、食中毒等発生状況報告書 	 【別紙4-1】(島根県・市町村) 食中毒	<ul style="list-style-type: none"> 学校医、学校薬剤師、学校給食共同調理場、保健所に連絡 	
第6 寄宿舎における食中毒	<ul style="list-style-type: none"> 事故報告書 	 (様式) 事故報告書.docx	<ul style="list-style-type: none"> 学校医、学校薬剤師、保健所に連絡 	保健体育課
第7 飲料水の汚染	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 学校医、学校薬剤師、水道事業者に連絡 	保健体育課
第8 光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)、松くい虫防除剤空中散布など	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染緊急時ににおける被害状況受付票 (様式2) 	 大気汚染緊急時ににおける被害状況受付票	<ul style="list-style-type: none"> 学校医に連絡 	保健体育課
第9 熱中症	<ul style="list-style-type: none"> 事故報告書 (緊急搬送した場合) 	 (様式) 事故報告書.docx	<ul style="list-style-type: none"> 災害共済給付の手続き 	学校教育課
第2章 学校安全				
第1 風水害発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 休校等措置報告様式 (大雨等による学校への影響を報告) 	 休校等措置報告様式 (市町村教委用)		
第2 地震発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 休校等措置報告様式 (地震等による学校への影響を報告) 	 休校等措置報告様式 (各市幼児教育)	—	学校教育課
		 特別支援学校報告様式.xlsx		

部・章・項目	報告様式		備考	県担当課
第3 火災発生時の対応	・ 事故報告書	 (様式) 事故報告書.docx	・ 消防署に連絡	学校教育課
第4 学校防犯(外部からの侵入者)	・ 事故報告書		・ 警察に連絡 ・ 報道機関への対応	
第5 授業中の事故	・ 事故報告書		・ 災害共済給付の手続き	
第6 部活動中の事故	・ 事故報告書		・ 日本スポーツ振興センターに報告	
第7 登下校中の事故	・ 事故報告書		—	
第8 放課後支援活動(放課後子ども教室、放課後児童クラブ、ハッピーアフタースクール)中の事故	—		・ 学校、市町村の放課後支援活動担当課に連絡	学校教育課
第9 クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応	・ 事故報告書		—	学校教育課
第10 弾道ミサイル発射に係る対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ Jアラートによる安否確認報告様式 ・ 県立学校報告FAX様式 	 R 4 県立学校報告FAX様式.xlsx	—	学校教育課
		 R 4 Jアラートによる安否確認報告様式	—	
第3章 学校生活上の問題				
第1 いじめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教育委員会の報告様式 	 【様式1】いじめ重大事態の発生に関する事  【様式2】いじめ重大事態調査の開始に関する事  【様式3】いじめ重大事態の再調査の開始に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事態は、文部科学省の様式1、様式2、様式3の使用可 	学校教育課

部・章・項目	報告様式		備考	県担当課
第2 暴力行為	・ 事故報告書	 様式第23号_生徒懲戒処分報告書.doc	—	学校教育課
第3 自死予告（自死企図）	・ 児童生徒の事件等報告書（文部科学省様式を活用）	 【様式】児童生徒の事件等報告書.docx	・ 子ども安全支援室に一報	学校教育課
第4 児童虐待	・ 虐待と思われる事案の記録（文部科学省様式を活用）	<u>学校・教育委員会向け</u> <u>虐待対応の手引き</u>	・ 児童相談所、市町村の窓口に通告	学校教育課
第5 家出	—	—	—	学校教育課
第6 人権に関わる問題事象	—	—	・ (参考) 差別事象概要報告書、えせ同和行為概要報告書	人権同和教育課
第7 性暴力被害・性的虐待・デートDV等	—	—	—	学校教育課
第4章 教職員				
第1 体罰	・ 体罰・セクシュアル・ハラスメントに関する事故報告書（様式第28号） ・ 義務は各市町村の定める服務規定による (参考) 服務規則(例) 様式第41号	 様式第28号_体罰・セクシュアル・ハラスメント	—	学校企画課
第2 性暴力	・ 体罰・セクシュアル・ハラスメントに関する事故報告書（様式第28号） ・ 義務は各市町村の定める服務規定による (参考) 服務規則(例) 様式第41号	 様式第28号_体罰・セクシュアル・ハラスメント	—	学校企画課
第3 教職員の交通事故	・ 交通事故等状況報告書（様式第29号） ・ 義務は各市町村の定める服務規定による (参考) 服務規則(例) 様式第40号	 様式第29号_交通事故等状況報告書.	・ 公務外の軽微な物損事故や違反は報告不要 ・ 公務中は全て	学校企画課
第4 個人情報の管理上のトラブル	・ 事故報告書	 様式第27号_事故報告書.docx	・ 特定個人情報の漏えい等は別に定めあり	学校企画課

部・章・項目	報告様式		備考	県担当課
第5 ハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体罰・セクシュアル・ハラスメントに関する事故報告書（様式第28号） ・ 義務は各市町村の定める服務規定による (参考)服務規則(例) 様式第41号 	 様式第28号_体罰・セクシュアル・ハラスメント	—	学校企画課
第6 教職員のメンタルヘルスへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇状況報告書 (服務規程様式5号) 	 様式第5号_休暇状況報告書.docx	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私傷病による30日以上の休暇を承認した場合に提出 	教育庁総務課 学校企画課

『学校危機管理の手引』改訂の経過

No.	通知日	具体的な内容
1	平成14年1月 (教育庁総務課)	・新規策定
2	平成22年11月10日 (教育庁総務課)	・東日本大震災の対応等を考慮し、全面改訂
3	平成25年8月29日 (子ども安全支援室)	・「子ども安全支援室」設置に伴う連絡ルートの修正 ・食物アレルギー、放課後支援活動中の事故、クマ出没時やスズメバチ刺傷事故（新規項目） ・学校給食への危険な異物混入、学校給食や寄宿舎食による食中毒、微小粒子物質（PM2.5）、地震発生時の津波対応、いじめ問題への対応、体罰への対応等について修正
4	平成26年3月28日 (子ども安全支援室)	・連絡ルートの修正 ・県教育委員会担当課一覧の修正
5	平成26年5月 (教育庁総務課)	・原子力災害発生時の対応
6	平成26年9月 (子ども安全支援室)	・平成26年4月の組織改正による修正 ・感染症（結核・麻疹等）の発生時における報告方法の修正 ・いじめ防止対策推進法施行による修正
7	平成29年10月 (子ども安全支援室)	・弾道ミサイル発射に係る対応（新規項目） (注) 教育委員会報告事項（平成29年10月10日）
8	平成31年4月 (子ども安全支援室) (保健体育課)	・熱中症を項目追加
9	令和4年11月 (子ども安全支援室)	・登下校中の事故に項目名変更し、バス送迎による通学の安全確保を追加
10	令和5年4月 (子ども安全支援室)	・連絡ルートの修正 ・県教育委員会担当課一覧の修正
11	令和5年10月 (子ども安全支援室) (学校企画課) (保健体育課)	・寄宿舎食への危険な異物混入、性暴力被害等の対応、教職員の性暴力（新規項目） ・熱中症の修正、生徒指導提要の反映 ・各項目の情報収集等を時点修正
12	令和6年7月 (子ども安全支援室) (学校企画課) (保健体育課)	・気候変動適応法等の一部を改正する法律の施行に伴う熱中症対策等の修正 ・性暴力被害・性的虐待・データDV等把握時の対応の修正 ・性暴力に係る相談を受けたときの対応、相談を受けたときに留意することの追加、性暴力発生・把握時の対応の修正 ・報告様式の追加及び修正
13	令和7年4月 (子ども安全支援室)	・連絡ルートの修正 ・県教育委員会担当課一覧の修正ほか
14	令和7年12月 (学校企画課)	・教職員による児童生徒等への連絡や個人で所有するスマートフォンでの撮影等の対応の見直し

(注) 平成25年度に教育庁総務課から学校教育課（子ども安全支援室）へ業務移管
ただし、教育委員会全体の危機管理は教育庁総務課のまま